

第6次  
酒々井町総合計画  
基本構想・前期基本計画

人 自然 歴史 文化が調和した 活力あふれるまち 酒々井



令和4年3月  
酒々井町

## はじめに



本町は、首都圏に位置しながらも、豊かな自然・歴史・文化を併せ持つ優れた生活環境を背景に、東関東自動車道酒々井インターチェンジの開設、酒々井南部地区新産業団地の街びらき、千葉すい病院の開院、「子育て支援センター あいあい」の開設など第5次酒々井町総合計画の政策実現による成果とともに、コンパクトなまちづくりに向けた社会インフラの整備など地方創生の取組を着実に進め、持続可能なまちづくりの礎を築いてまいりました。

しかしながら、社会経済環境はめまぐるしく変化しており、近年の地球温暖化、それに伴う大規模な自然災害、感染症等新たに対応を要する危機管理、デジタル化・脱炭素化などの技術革新への対応など地域の皆様の安全・安心な暮らしを守るための課題解決に向けて、町全体で取り組んでいく必要があります。

このような状況の最中、本町が抱えるさまざまな行政課題に総合的に取り組み、今後10年間の新たなまちづくりの指針となる「第6次酒々井町総合計画」を策定いたしました。

この第6次町総合計画では、前計画である第5次町総合計画のまちづくりを継承、発展させることとし、併せて、この“ふるさと酒々井”に、先人より脈々と受け継がれ、そこで営みを続ける人々が織り成し生まれる「文化」を、新たに加えた「人 自然 歴史 文化が調和した 活力あふれるまち 酒々井」を将来都市像に掲げ、町民や地域の皆が「活力あふれるまち」で暮らし続けられるまちづくりを目指すこととしております。

本町の豊かな自然と歴史・文化を次代へと継承し、そしてこの“ふるさと酒々井”で暮らす人々が、明日への希望を抱き、満足度が高く幸福な暮らしができますように、共に努力してまいりましょう。

結びに、本計画の策定にあたり、多大なご尽力を賜りました酒々井町総合計画等策定懇談会の皆様をはじめ、ご意見、ご指導を賜りました全ての皆様に対しまして、心より厚く御礼を申し上げます。

令和4年3月

酒々井町長

小坂 泰久

## 【酒々井町民憲章】

古い歴史と伝統をもつ新しい町酒々井は、輝く太陽の下、清らかな水と豊かな緑に包まれたわたくしたちのふるさとです。

わたくしたちは、この素晴らしい自然を守りながら、文化の香り高い調和のとれた田園都市をつくりあげるために町民憲章を定めます。

一、わたくしたちは、歴史と文化を大切にし、  
自然を愛して美しいまちをつくりましょう。

一、わたくしたちは、若い力を育て、  
働くことを喜び豊かなまちをつくりましょう。

一、わたくしたちは、きまりを守り、  
他人を尊び明るいまちをつくりましょう。

一、わたくしたちは、老人を敬い、  
子供を慈しみ温かいまちをつくりましょう。

一、わたくしたちは、笑顔で接し、  
心の通う住みよいまちをつくりましょう。

昭和49年11月3日制定  
令和2年2月22日一部改正

# 目次

<b>総合計画策定にあたって</b> .....	<b>1</b>
1. 総合計画の全体像.....	2
(1) 総合計画策定の趣旨.....	2
(2) 総合計画の位置づけ.....	2
(3) 総合計画の構成と期間.....	3
2. 酒々井町を取り巻く時代の潮流.....	4
(1) 社会環境の変化.....	4
(2) 住民意識の変化.....	5
(3) 地方自治の動向.....	5
(4) コロナ禍後の変化.....	5
3. 酒々井町の概要と現在の姿.....	6
(1) 酒々井町の地勢.....	6
(2) 酒々井町の歩み.....	7
(3) 人口.....	8
(4) 財政.....	9
(5) 今後の酒々井町に影響を及ぼす外部要因・内部要因の整理.....	10
4. 今後のまちづくりの視点.....	16
<b>基本構想</b> .....	<b>19</b>
1. 将来都市像 ～目指すべき酒々井町の姿～.....	20
2. まちづくりの基本目標.....	22
3. 土地利用構想.....	24
4. 基本構想の推進に向けて（取組方針）.....	26
<b>前期基本計画</b> .....	<b>29</b>
1. 前期基本計画の概要.....	30
2. 重点テーマ.....	34
3. 分野別計画.....	41
<b>1章 健康・福祉・子育て</b> .....	<b>41</b>
1-1. 健康づくり.....	42
1-2. 地域福祉.....	44
1-3. 子育て支援.....	46
1-4. 高齢者福祉.....	50
1-5. 障がい者（児）福祉.....	54
1-6. 生活福祉.....	56
1-7. 社会保障.....	58

<b>2章</b>	<b>教育・文化</b> .....	61
	2- 1. 学校教育 .....	62
	2- 2. 生涯学習 .....	66
	2- 3. 歴史・文化 .....	68
	2- 4. 生涯体育・スポーツ .....	70
	2- 5. 国際交流・国際理解 .....	72
<b>3章</b>	<b>生活安全</b> .....	75
	3- 1. 防災 .....	76
	3- 2. 消防・救急 .....	78
	3- 3. 防犯 .....	80
	3- 4. 交通安全 .....	82
	3- 5. 消費生活 .....	84
<b>4章</b>	<b>環境共生</b> .....	87
	4- 1. 環境保全 .....	88
	4- 2. 脱炭素化 .....	90
	4- 3. 資源循環 .....	92
	4- 4. 生活衛生 .....	94
<b>5章</b>	<b>都市基盤</b> .....	97
	5- 1. 都市計画・市街地整備 .....	98
	5- 2. 道路 .....	100
	5- 3. 公共交通 .....	102
	5- 4. 上水道 .....	104
	5- 5. 下水道 .....	106
	5- 6. 河川 .....	108
<b>6章</b>	<b>産業・経済</b> .....	111
	6- 1. 農業 .....	112
	6- 2. 商工業 .....	114
	6- 3. 観光 .....	116
	6- 4. 雇用・創業支援 .....	118
<b>7章</b>	<b>地域社会・行財政</b> .....	121
	7- 1. 協働・コミュニティ .....	122
	7- 2. 人権・多様性社会 .....	124
	7- 3. 情報化・デジタル化 .....	126
	7- 4. 行政運営 .....	128
	7- 5. 財政運営 .....	132

<b>資 料 編</b> .....	<b>135</b>
1. 策定経過.....	136
2. 第6次酒々井町総合計画策定要綱.....	138
3. 第6次酒々井町総合計画策定本部設置要綱.....	139
4. 計画策定組織図.....	141
5. 計画策定にあたっての町民参加の状況.....	142
6. 用語集.....	146
7. 町民歌、しすい音頭.....	154

# 総合計画策定にあたって

# 1. 総合計画の全体像

## (1) 総合計画策定の趣旨

酒々井町では、平成 24 年（2012 年）に、「第 5 次酒々井町総合計画」を策定し、将来都市像として掲げた「人 自然 歴史が調和した活力あふれるまち 酒々井」の実現に向けて、さまざまな取組を推進してきました。この間、東関東自動車道酒々井インターチェンジの開設、酒々井プレミアム・アウトレットの開業等の酒々井南部地区新産業団地におけるまちづくりの進展、町の子育て支援の拠点施設である「子育て支援センター あいあい」の開所、300 床を超える規模の新たな医療機関の開院など、着実に成果を上げてきたところです。

しかしその一方で、少子高齢化の進展、社会全体のデジタル化の進行、多様化する住民ニーズへの対応、多発する大規模な自然災害や町民生活に大きな影響を及ぼしている新型コロナウイルス感染症への対応など、自治体として取り組んでいくべき課題も数多く存在しています。

こうした状況のなかで、今後 10 年間の町の目指すべき姿と、それに向けて推進すべき施策の方向性を示す「第 6 次酒々井町総合計画」を新たに策定します。

地方分権の進展に伴い、それぞれの自治体には一層の行政経営・政策立案能力の向上と、それによる行財政基盤の強化が求められています。計画の推進にあたっては、町民と行政が一体となって、ともに新たな価値を創造していく「協働によるまちづくり」を基本方針とし、持続可能な行政運営を目指していきます。

## (2) 総合計画の位置づけ

総合計画は、時代の潮流や本町の現状、町民の声を踏まえて、まちづくりの将来都市像と、その実現に向けた施策の方向性などを取りまとめたものであり、町の行政を総合的かつ計画的に行っていく最上位の計画として定めるものです。

### (参考) 総合計画と総合戦略との関係について

総合戦略は、総合計画と同じ方向性のもとで、「人口減少克服」と「地方創生」を目的とする施策を分野横断的な視点から抽出してとりまとめたものです。

第 6 次総合計画においては、第 2 期総合戦略と同時並行で策定することとし、両者の整合性を図ることにより、地方創生の取組をより深化させていくこととします。

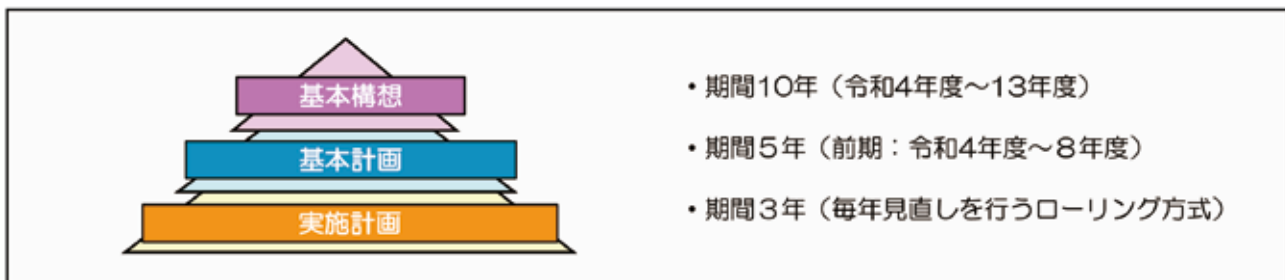
### (3) 総合計画の構成と期間

総合計画は、基本構想、基本計画及び実施計画をもって構成されます。

#### 【総合計画】

基本構想	<ul style="list-style-type: none"> <li>町の目指す姿である将来都市像と、それを実現するための施策の基本的な方向を定めます。</li> <li>計画期間は10年（令和4年度～13年度）とします。</li> </ul>
基本計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>基本構想を具現化するための基本的な施策を定めます。</li> <li>計画期間は前期5年（令和4年度～8年度）、後期5年（令和9年度～13年度）とします。</li> </ul>
実施計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>基本計画に示された施策の体系に基づき、施策、事業を具体的に定めます。</li> <li>計画期間は3年としながら、社会経済情勢や財政状況の変化、町民ニーズへの対応を考慮して、毎年見直しを行うローリング方式とします。</li> </ul>
（参考） 総合戦略	<ul style="list-style-type: none"> <li>人口減少課題への対応を中心とする地方創生の取組をとりまとめたものであり、本町の総合計画のアクションプランと位置付けます。</li> <li>計画期間は5年（令和4年度～8年度）とします（総合計画の前期基本計画と同期間）。</li> </ul>

#### ◇総合計画の構成



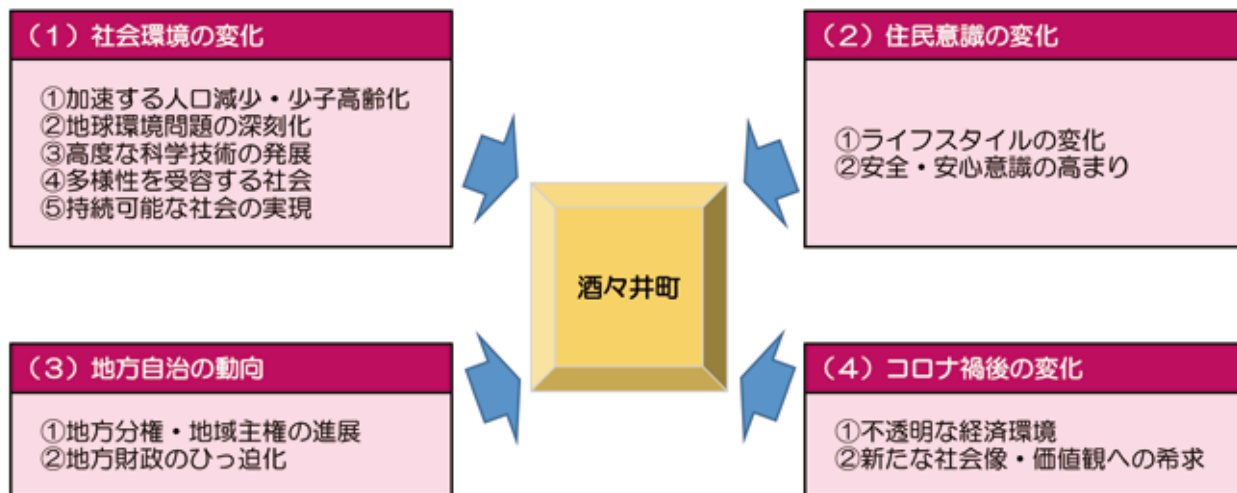
#### ◇総合計画の期間

令和	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	
西暦	2022年	2023年	2024年	2025年	2026年	2027年	2028年	2029年	2030年	2031年	
総合計画	基本構想	基本構想									
	基本計画	前期基本計画					後期基本計画				
	実施計画	R4～6 実施計画		R5～7 実施計画			R6～8 実施計画				(以降毎年ローリング)
(参考) 総合戦略	第2期総合戦略					第3期総合戦略					



# 2. 酒々井町を取り巻く時代の潮流

## 酒々井町を取り巻く時代の潮流



### (1) 社会環境の変化

#### ① 加速する人口減少・少子高齢化

日本の人口は平成 22 年（2010 年）の 1 億 2,806 万人をピークに減少に転じ、出生数の減少や高齢化の進展などによる少子高齢化が急激に進んでいます。

#### ② 地球環境問題の深刻化

CO<sub>2</sub> などの温室効果ガス排出量増加による地球温暖化をはじめとした環境問題は、年々深刻化しており、脱炭素、再生可能エネルギーの利用拡大など、循環型社会の実現に向けた取組が求められています。

#### ③ 高度な科学技術の発展

人工知能（AI）、情報通信技術（ICT）などの高度技術は年々進化しており、私たちの日常生活に浸透してきています。国では超スマート社会（Society5.0）を目指しており、今後更に進展する、行政も含めた社会のデジタル化に向けて、さまざまな分野における課題解決のための AI や ICT の活用が求められます。

#### ④ 多様性を受容する社会

多くの民間企業では、性別、年齢、国籍、宗教などが異なる多様な人材を活用していこうという「ダイバーシティ経営」が常識となりつつあります。LGBTQ 等を含め、多様性を尊重し受け入れていく社会への流れは、今後更に加速していくことが予想されます。

#### ⑤ 持続可能な社会の実現（SDGs 意識の高まり）

平成 27 年（2015 年）9 月の国連サミットにて、今後の国際社会共通の開発目標として SDGs が採択されました。持続可能な社会の実現を目指して、世界中で官民を問わず、SDGs の達成に向けた積極的な取組が求められています。

## (2) 住民意識の変化

### ① ライフスタイルの変化

社会が成熟し、人々の生活水準が一定レベルに達したことにより、個々がそれぞれの価値観で異なる意識を持つ傾向が強まっており、それに伴いライフスタイルも多様化しています。また、働く中高年の人々が地域を支える比重がますます大きくなっており、地域の間関係の希薄化やコミュニティの衰退などの進展が懸念されています。

### ② 安全・安心意識の高まり

毎年のように大きな被害をもたらす台風や地震などの自然災害、また近年の凶悪犯罪やインターネットを介したサイバー犯罪等により、私たちの防災・防犯への危機意識は年々高まっています。

## (3) 地方自治の動向

### ① 地方分権・地域主権の進展

中央から地方へ権限を委譲することで、地方がそれぞれの特色を活かし、地域が主体的に責任をもって自らのまちづくりに取り組むことを目指す、地方分権の流れに向けた地域経営が求められています。

### ② 地方財政のひっ迫化

人口減少、高齢化の進展などの構造的な要因により、自治体の歳入は減少、歳出は増加傾向が続いており、各自治体には税収増加策と効率的で持続可能な財政運営が求められています。

## (4) コロナ禍後の変化

### ① 不透明な経済環境

令和2年(2020年)初め以降、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、全世界的に大幅な景気後退を経験する状況のなか、今なお感染状況の先行きは不確実であり、今後の国内の経済環境にも不透明感が高まっています。

### ② 新たな社会像・価値観への希求

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、私たちの日常生活では「ウィズコロナ」「アフターコロナ」を意識した新たな生活様式が浸透してきました。また、企業活動でもテレワークの導入等の就業形態の変化が進み、これを契機としたDX(デジタル・トランスフォーメーション、ITの活用によるビジネスモデルや組織の変革)が進展しています。

# 3. 酒々井町の概要と現在の姿

## (1) 酒々井町の地勢

本町は、千葉県の北部に位置しており、周囲は成田市、佐倉市、印西市、富里市、八街市と接しています。東西に 4.2km、南北に 6.2km にわたって広がっており、総面積の 19.01km<sup>2</sup> は、県内では浦安市に次いで 2 番目に小さな面積です。その町内には駅を中心として住宅地や主要施設等の都市機能の多くがコンパクトに集約されています。

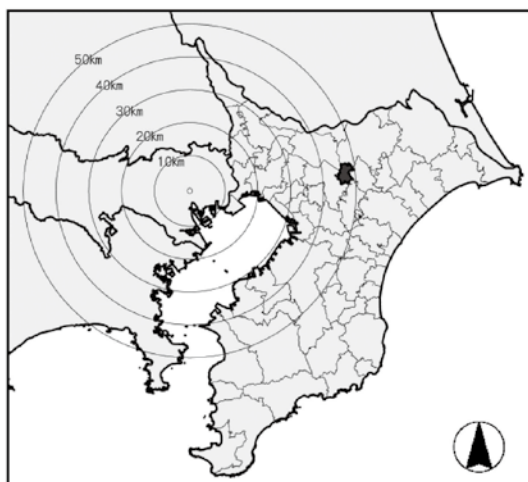
東京都心から約 50km、県都である千葉市の中心部から約 20km という立地にあり、町内には鉄道 3 路線・4 駅が立地し、JR 酒々井駅、京成酒々井駅から東京都心へは約 1 時間、千葉駅へは約 25 分で行き来することができます。また東関東自動車道の酒々井インターチェンジがあり、鉄道、高速道路の両面で都心へのアクセス環境が良好な町だといえます。南部地域には、酒々井インターチェンジに近接してアウトレット施設が立地しており、新たな雇用を創出するとともに、町外からも多くの交流人口を集客しています。

また町域は、北西部が利根川低地、それ以外が北総台地によって構成されており、6 割以上が田畑、山林等の自然的土地利用となっています。平地に広がる田園風景、地下水等の豊かな水資源、なだらかな丘陵地に広がる斜面緑地など、豊かな自然環境に恵まれた町となっています。

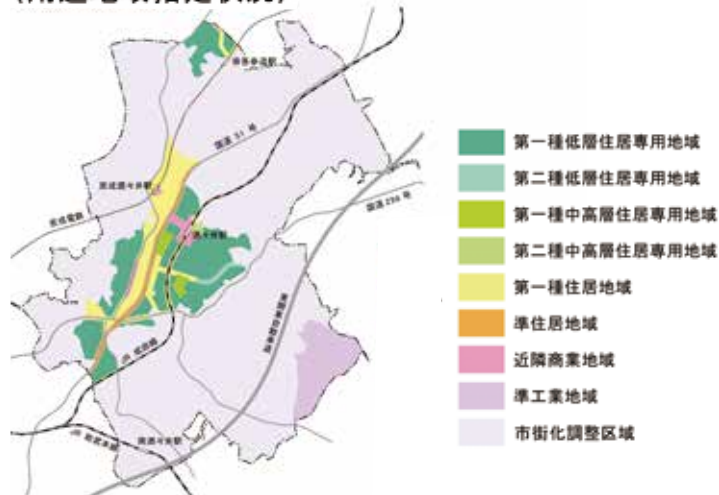
このように、コンパクトな町であること、交通利便性が高いロケーションにあること、都心に近いにもかかわらず自然環境に恵まれていること、などが本町の特色だといえます。

### ◇酒々井町の立地、現況

〈広域的位置図〉



〈用途地域指定状況〉



## (2) 酒々井町の歩み

本町の歴史は古く、令和元年（2019年）に国史跡に指定された日本最大級の環状ブロック群（環状集落）である「墨古沢遺跡」<sup>すみふるさわいせき</sup>から、旧石器時代の石器が発見されており、少なくとも約3万4千年前から人が住んでいたとされています。遺跡からは北関東や信州、神津島の石材で作られた石器も出土しており、太古から人々は本町を中心に広範囲に移動し、交流を行っていました。

中世末から戦国時代にかけては、下総の国を統治した千葉氏の居城が水陸の交通の要衝である酒々井町に移り「本佐倉城」<sup>もとさくらじょう</sup>が築城され、以後約100年にわたり下総地方の政治・経済・文化の中心として栄えました。城跡からは印旛沼の水運を介して全国から交易でもたらされた品々が出土しています。平成10年（1998年）、本佐倉城跡は千葉県では初めて城郭として国史跡に指定されました。

天正18年（1590年）、豊臣秀吉により千葉氏が滅ぼされると、徳川家康により「酒々井町」の整備が行われました。佐倉城の城下町として、また江戸幕府直轄の佐倉牧の野馬会所や参勤交代の宿場町として、さらに江戸後期には成田山や芝山仁王尊参詣客の宿場町（酒々井宿）として、本町を多くの人々が往来し、現在に伝わる酒々井の文化を生みだしました。

なお、町名の由来は「父親に酒を飲ませたい」という孝行息子の願いが通じ、井戸から酒が湧いたという「酒の井伝説」が由来という説があります。

その後、町村制が施行された明治22年（1889年）に近隣16町村が合併し、「酒々井町」が誕生しました。以来、着実な歩みを続け、昭和50年代には大規模な住宅開発に伴う急激な人口増加により、それまでの農業中心の町から都市機能を備えた住宅都市へと変貌しました。

平成31年（2019年）4月には、本町は町制施行130周年を迎え、群馬県長野原町と並んで「日本で一番古い町」として歩み続けています。

### ◇酒々井町の「むかし」と「いま」 ～役場屋上から見た中央台の様子～



昭和50年頃



令和2年

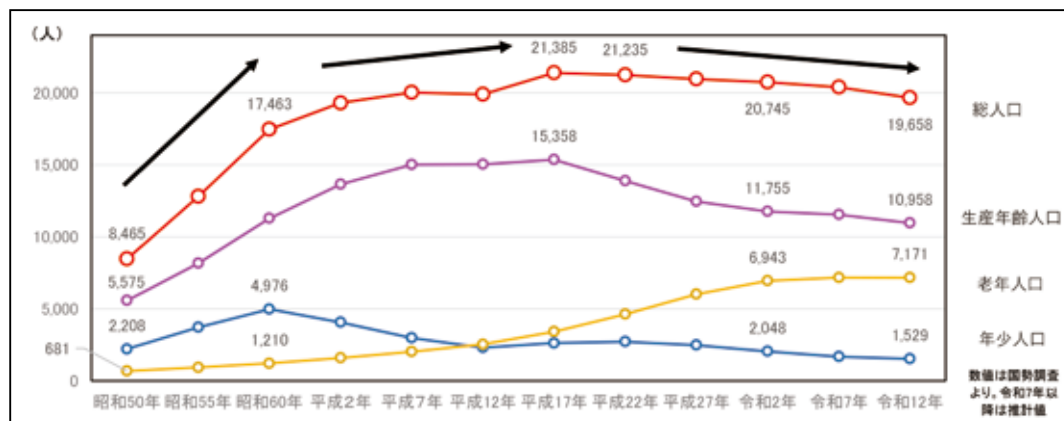
### (3) 人口

本町の総人口は、成田国際空港の開港や町内の住宅団地の整備により、昭和40～50年代に増加を続けてきましたが、昭和60年(1985年)頃からその勢いは弱まり、平成17年(2005年)をピーク(21,385人)に減少傾向に転じています。令和2年の国勢調査実績値をベースとした町の推計では、令和12年(2030年)には19,658人まで減少すると予測されています。令和2年(2020年)までの年齢3区分別の動向をみると、年少人口、生産年齢人口はすでに減少している一方、老年人口は増加傾向となっています。

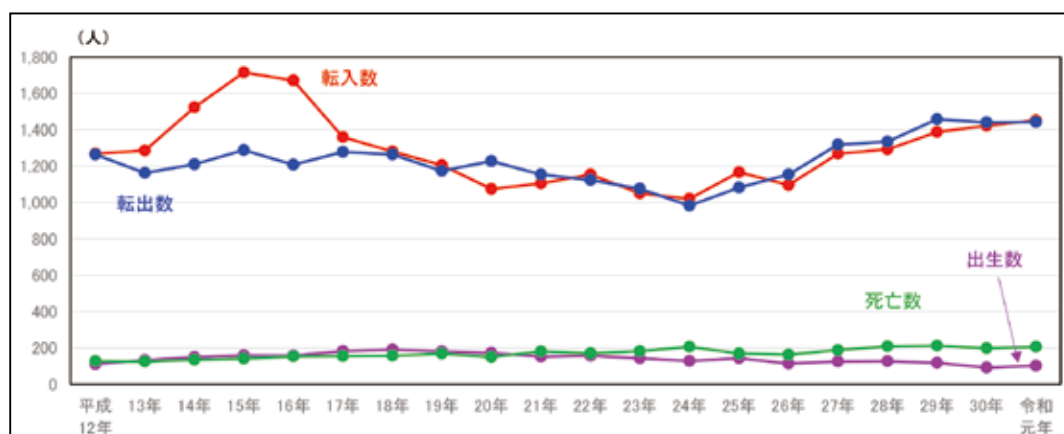
人口増減の要因となる「転入」「転出」「出生」「死亡」の4つの要素別に近年の動きをみると、平成14～16年に転入数が急増したことから、人口の増加幅も一時的に大きくなっています。ただ、それ以外の年は転入数と転出数の間に大きな差異はなく、「転入数－転出数」である社会増減は±0近くで推移しています。

出生数と死亡数については、平成21年(2009年)に死亡数が出生数を上回ってから、その幅は拡大を続けています。「出生数－死亡数」である自然増減はマイナスの幅が大きくなっており、これが本町の人口減少の要因となっています。その背景には少子化による出生数の減少と、高齢化による死亡数の増加があります。

#### ◇長期的な人口推移（総人口・年齢3区分別人口）



#### ◇近年の転入数・転出数、出生数・死亡数の推移



## (4) 財政

近年の本町の財政状況を時系列で見ると、歳入額は令和元年度（2019年度）までは右肩上がり増加を続けています。背景にはこの間、アウトレット施設の立地等を背景として、市町村住民税、固定資産税などの税収が増加していることがあります。一方で歳出額も概ね増加基調にあります。これは扶助費や物件費などの経常的経費が増加していることが歳出増加の要因となっています。

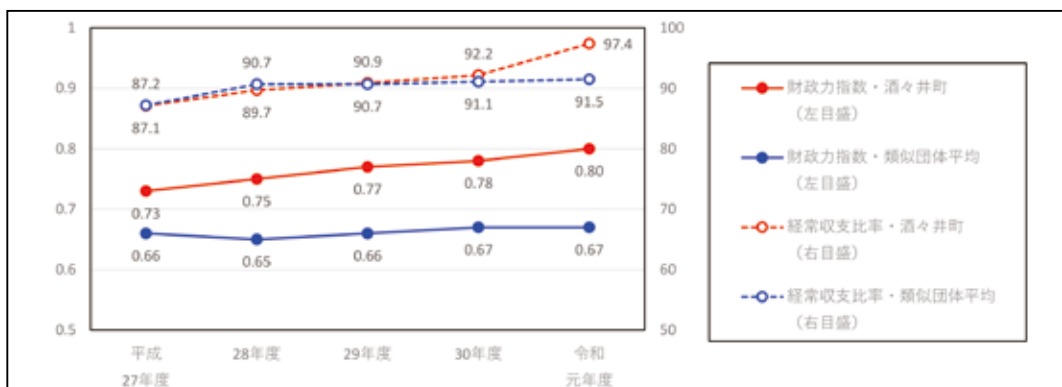
自治体の「財政的な豊かさ」を表す財政力指数（自治体を運営するのに必要な経費に対して、税収等の自前の収入がどれくらいあるかを示す数値）の推移を見ると、年々上昇傾向にあり、経費を自前で完全に賄える「1.0」には届きませんが、類似団体と比べても改善状況にあるといえます。一方で自治体の財政構造の弾力性を測る指標である経常収支比率（税収等の経常的な収入のうち人件費等の毎年固定的に支出される経費に充てられる比率）も近年上昇傾向にあり、令和元年度については、退職手当負担金の増加などを原因とした経常経費の増加により97.4と高い数字が出ており、今後の財政の硬直化が懸念されます。

こうしたことを踏まえて、今後は持続的なまちづくりによる安定的な自主財源の確保に努める等、今まで以上に堅実な財政運営を行っていく必要性があります。

### ◇歳入額・歳出額の推移



### ◇財政力指数・経常収支比率の推移



## (5) 今後の酒々井町に影響を及ぼす外部要因・内部要因の整理

まちづくりは、さまざまな外部要因・内部要因による影響を受けることになります。計画策定の前提条件として、外部要因である「機会」と「脅威」、内部要因である「強み」と「課題」を整理すると、以下のようになります。

「機会」と「強み」を活用した独自性が強い施策に加え、「脅威」を乗り越えて「課題」を克服していくための施策を展開していく必要があります。

### ■外部要因（「機会」と「脅威」）

機会	脅威
<ul style="list-style-type: none"><li>○都市住民の自然志向の高まり</li><li>○コロナ禍による都市部居住への懸念の広がり</li><li>○働き方改革の進展（在宅勤務等）</li><li>○成田国際空港機能強化による人流・物流の増加 (SDGs意識の高まり / デジタル化の進展)</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>○新型コロナウイルス感染症による影響の拡大</li><li>○甚大な被害をもたらす自然災害の増加</li><li>○地球温暖化の進行、脱炭素時代の到来</li><li>○全ての分野におけるSDGs意識の高まり</li><li>○科学技術の進歩とデジタル化の進展</li></ul>

外部環境の「機会」としては、「都市住民の自然志向の高まり」「コロナ禍による都市部居住への懸念の広がり」「働き方改革の進展（在宅勤務等）」などがあげられます。これらの要素は、都心からアクセスがよく自然が豊かなまちである本町にとって、移住者を増やす大きな機会だといえます。

また、令和10年度（2028年度）末までに成田国際空港第3滑走路の新設が予定されているなかで、「成田国際空港の機能強化による人流・物流の増加」は、同空港と都心を結ぶ動線上にある本町にプラスの影響を及ぼす機会になります。

本町としてその影響を防ぐことができない外部環境の「脅威」としては、まず目前の脅威として「新型コロナウイルス感染症による影響の拡大」があげられます。国・県との連携の下で、自治体としてとりうる対策を行っていく必要があります。

また、毎年多大な被害をもたらす台風、東日本大震災以降も頻発する地震など「甚大な被害をもたらす自然災害の増加」も大きな脅威です。安全安心を求める意識が高まっており、重視していくべき要素だといえます。

「地球温暖化の進行、脱炭素時代の到来」「すべての分野におけるSDGs意識の高まり」「科学技術の進歩とデジタル化の進展」といった、社会全体の大きな流れにも対応していく必要があります。脅威となります。これらの動きは急速に進んでおり、流れに合わせた的確な施策を講じていくことが求められます。ただし、SDGs意識の高まりやデジタル化の進展といった動向を逆に「機会」として捉え、他自治体より先んじて対応していくことができれば、本町の「強み」としていくことも可能です。

## ■内部要因（「強み」と「課題」）

強み	課題
<ul style="list-style-type: none"> <li>○交通インフラの充実</li> <li>○成田国際空港への近接性（就業面・定住面）</li> <li>○集客力の高いアウトレット施設の存在</li> <li>○町内に広がる自然環境・水資源の豊かさ</li> <li>○豊富な歴史・文化的な地域資源</li> <li>○町としてのコンパクトさ（集約性・効率性）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○人口減少・高齢化の進展における地域特性の変化</li> <li>○住民サービス向上等により厳しさを増す財政状況</li> <li>○社会・産業等における担い手不足</li> <li>○通過・交流人口の回遊・定着</li> <li>○宗吾参道駅、JR南酒々井駅、酒々井IC周辺地域等の有効活用</li> </ul>

本町の持つ「強み」としては、まず「交通インフラの充実」、そして「成田国際空港への近接性」があげられます。都心へのアクセス条件が良好であること、国内有数の巨大インフラ施設である成田国際空港に近いことは、本町がこれらの地域・施設に就業する世帯の居住地として優位性が高いことを示しています。

「集客力の高いアウトレット施設の存在」も、町としての大きな強みです。対外的にも知名度が高いアウトレット施設には、コロナ禍以前の令和元年時点で、年間約600万人の来訪者があることから、経済面・雇用面で町への貢献度は高いといえます。

「町内に広がる自然環境・地下水などの水資源の豊かさ」と「豊富な歴史・文化的な地域資源」は、まさに遠い昔から受け継がれてきた、町が誇れる地域資源です。これらを有効に活用し、さまざまな分野での取組を進めていくことが求められます。

本町の大きな特徴として「町としてのコンパクトさ」があげられます。町域が狭いことにより、将来的に主要機能の更なる集約、それに伴う各分野における効率的・機動的な取組が可能であり、「住民の利便性が高く、効率的なまちづくりがしやすい『歩いて暮らせるまち』」という意味で、大きな強みだといえます。

多くの自治体と同様に、本町でも「人口減少・高齢化の進展における地域特性の変化」と「住民サービス向上等により厳しさを増す財政状況」が大きな課題であり、人口減少・高齢化の進展は、今後「社会・産業等における担い手不足」をもたらすこととなります。そのため本町は、子どもを安心して産み育てられる環境づくりとともに本町の地域特性を考慮し、町独自の施策である「酒々井学」をまちづくりの中心と捉え、町で生まれ育つ子どもたちへの、“ふるさと酒々井”に対する郷土愛の醸成を図り、町の未来を担うひとづくりに重点を置いた施策の展開が重要となります。また、高齢者が生涯にわたり、生きがいを持ち続け、活躍できる場を創出し、安心して暮らせるまちづくりを推進するとともに、併せて、財政の健全化対策に、一層注力していく必要があります。

なお、町を通過する人や訪れる人を町内への回遊・定着に導き、町の活力創出につなげていくことや交流・関係人口の定着を図るには、「酒々井町を知ってもらう」ための情報発信機能の拡充についても、推進方策の検討をする必要があります。

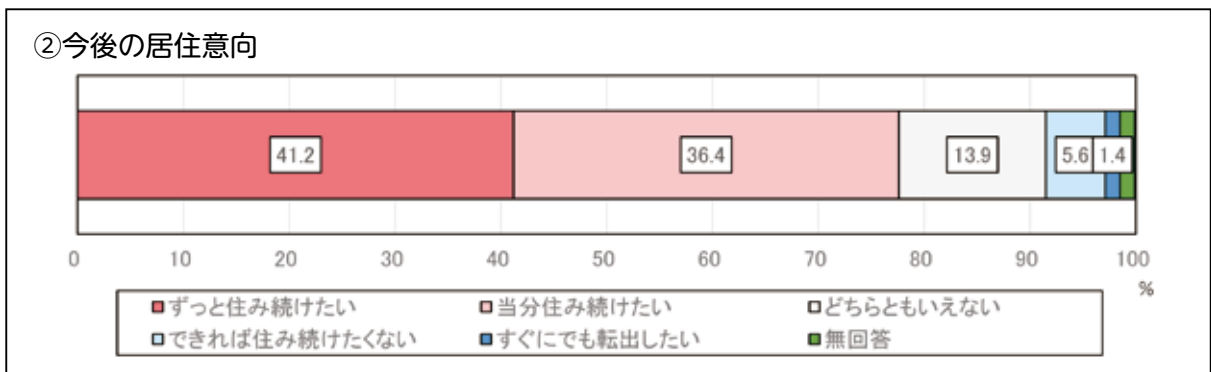
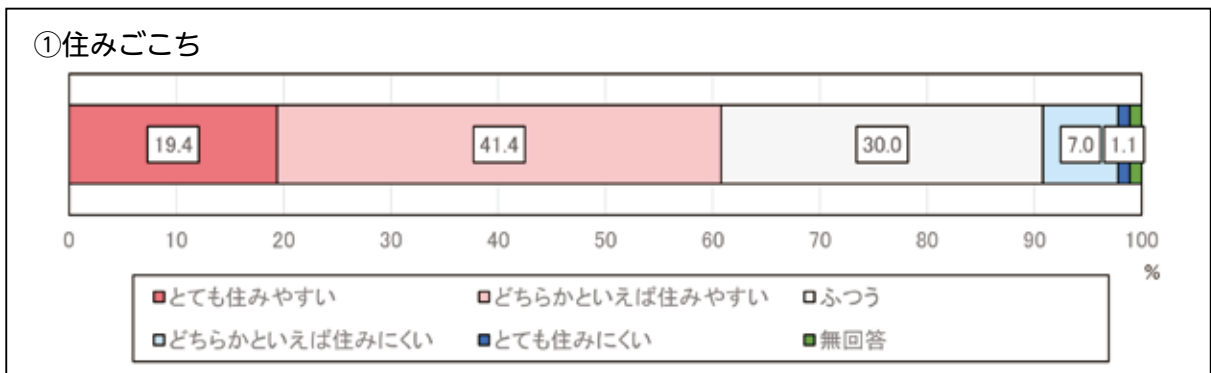
これらに加え、「酒々井町都市計画提案制度」等の手法を活用して、京成宗吾参道駅、JR南酒々井駅周辺地域を含め、鉄道4駅及び酒々井インターチェンジ周辺地域等を有効活用するための方策についても検討していく必要があります。



(参考) 町民の意向 (令和2年10月実施の町民意識調査結果より)

## 1. 酒々井町の「住みごこち」と「今後の居住意向」

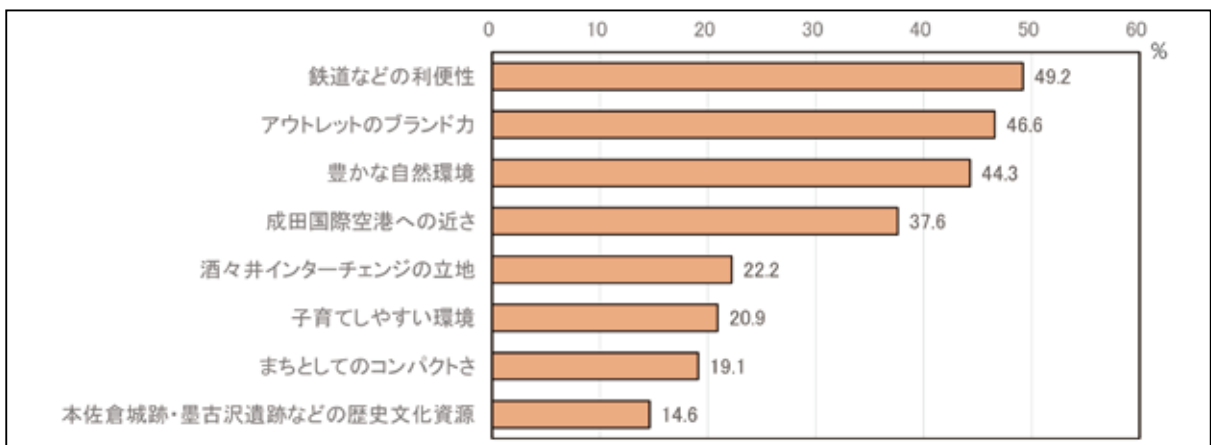
- ・「住みやすい(「とても」「どちらかといえば」の合計)」の比率は6割を超えており、「住みにくい(同)」の8.1%を大きく上回っています。また、「住み続けたい(「ずっと」「当分」の合計)」の比率は77.6%で、前問の「住みやすい」の比率より高く、「転出したい(「住み続けたくない」「転出したい」の合計)」は7.0%にとどまっています。
- ・総じてみると、多くの町民は酒々井町の居住環境について、概ね満足していることがわかります。



(注) 比率は四捨五入を行った結果の数値であり、合計が100%とならない場合もある。以降同様。

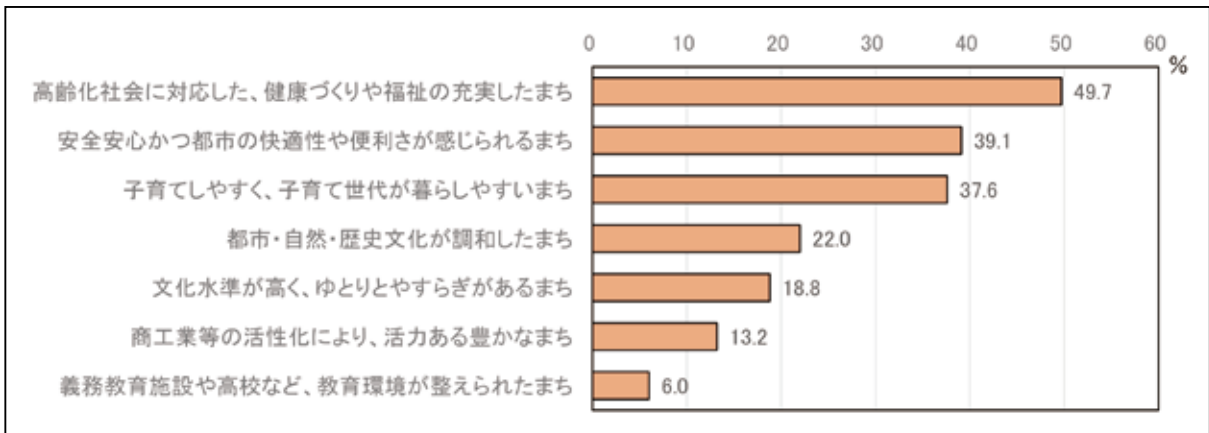
## 2. 酒々井町の強み

- ・約半数が「鉄道などの利便性」を本町の強みとして認識しています。その他では、「アウトレットのブランド力」「豊かな自然環境」との回答が多くなっています。



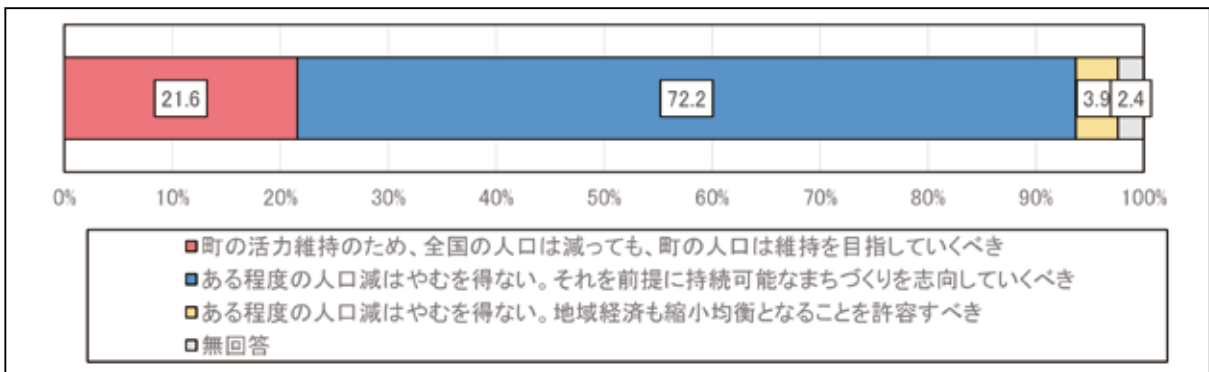
### 3. 将来の酒々井町に望むイメージ

- ・「健康づくり・福祉の充実」「安全安心・快適性」「子育て重視」の3つの方向性が、将来の方向性として、より強く求められています。



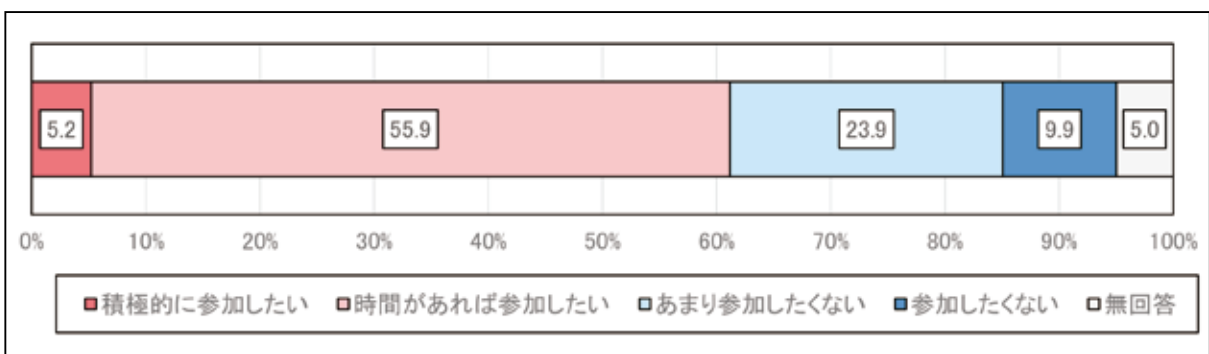
### 4. 今後のまちづくりの方向性

- ・「ある程度の人口減はやむを得ない。それを前提に持続可能なまちづくりを志向していくべき」が72.2%を占めています。多くの町民は、現実的に人口減少を受け止めたくあてでのまちづくりを望んでいることがわかります。



### 5. まちづくり活動・ボランティア活動への参加意向

- ・「参加したい」(「積極的に」「時間があれば」の合計)は61.1%で、「参加したくない」(33.8%、「あまり参加したくない」を含む)を大きく上回っており、住民参加によるまちづくり活動を推進していく素地は十分にあると考えられます。



## 6. 5分類別・分野別の「満足度」と「重要度」に関する意識

～町民意識調査の結果から見える優先度～

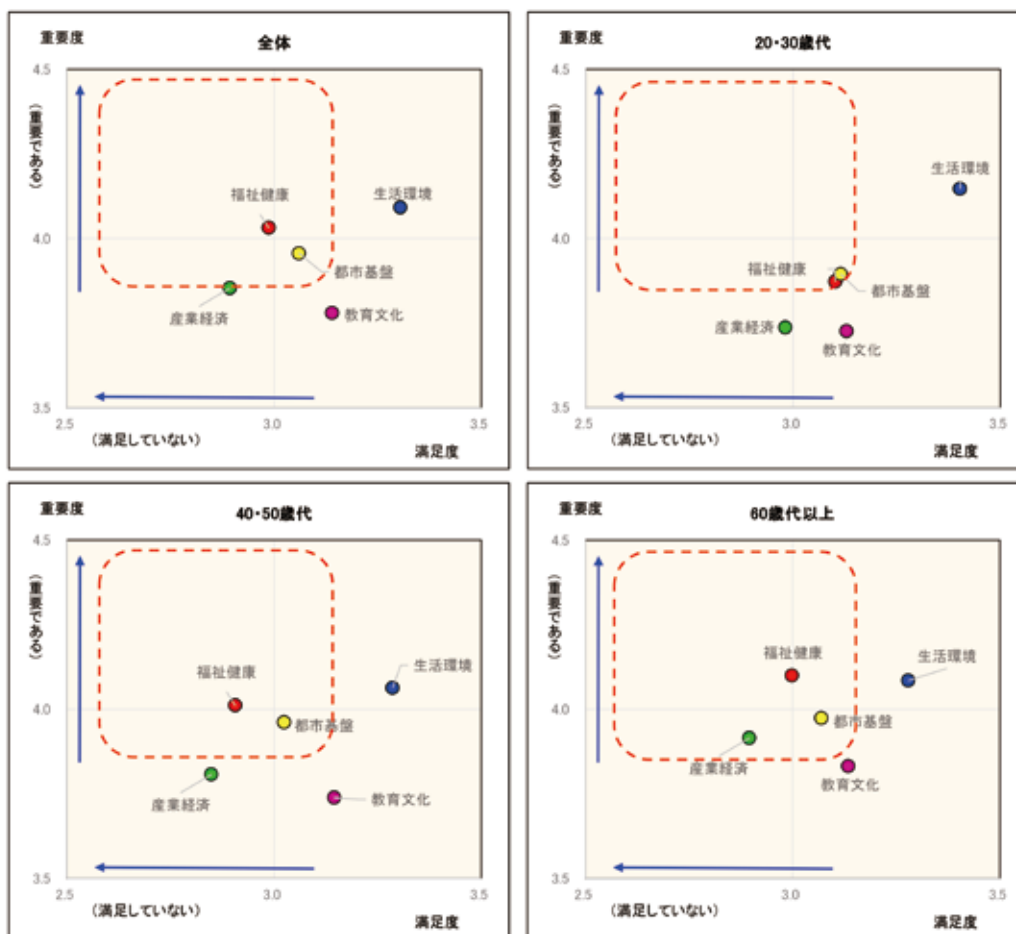
- 5つの大分類別・個別分野別に、町民意識調査で回答された町民が考えている「現在における満足度」と「今後の重要度」を指数化し、グラフ上で「見える化」します。
- 相対的にみて、「満足度が低く、重要度が高い項目」（グラフの左上方向）ほど優先度合いが高く、「満足度が高く、重要度が低い項目」（グラフの右下方向）ほど優先度合いが低いと考えられます。本町の施策の優先度を検討していくうえで、この結果を判断材料としていく必要があります。

### (1) 大分類別

- 5つの大分類別で、相対的にみて最も「満足度が低く重要度が高い」（＝優先度が高い）と町民に意識されているのは福祉・健康づくり分類です。
- 年代別にみると、福祉・健康づくり分類は60歳代以上で重要度が高く、40・50歳代で満足度が低いと意識されています。なお20・30歳代は、生活全般分類をはじめとして、全体的に「不満」とする回答が少ない傾向がみられます。

～町民意識調査の結果から見える～

◇ 「満足度」と「重要度」の相関関係図（5分類別・年齢層別）

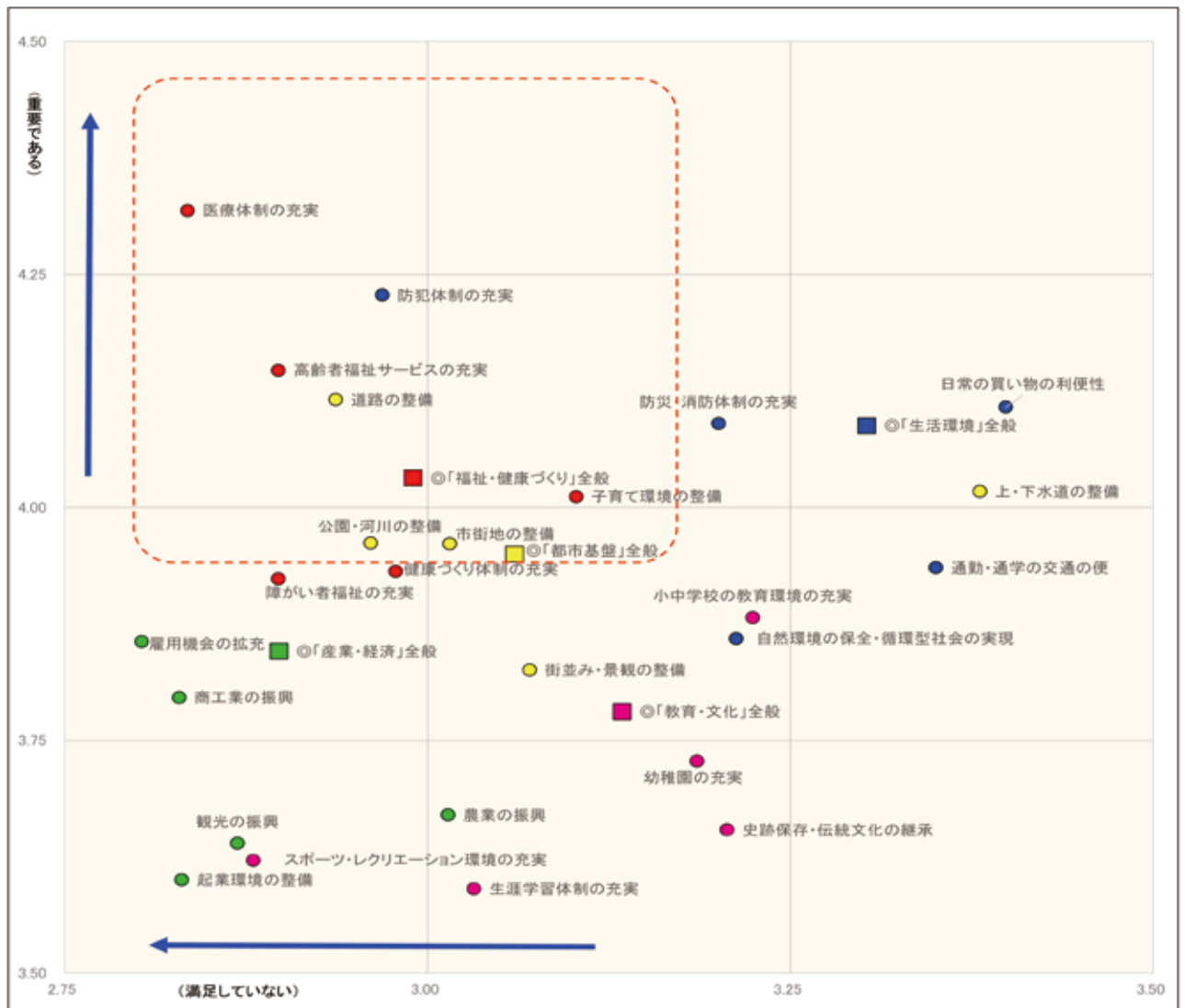


## (2) 個別分野別

- ・ 町民の優先度合いが最も高い分野は「医療体制の充実」で、その他では「防犯体制の充実」「高齢者福祉サービスの充実」「道路の整備」などがグラフの左上のエリアに位置しています。
- ・ 全体的にみると、赤色の「福祉・健康づくり分類」が、グラフの左上にある傾向がみられます。ピンク色の「教育・文化分類」は、全体的に右下にある傾向がみられますが、これは満足度の視点からみると、町民が満足していると捉えることができます。

～町民意識調査の結果から見える～

◇個別分野別「満足度」と「重要度」の相関関係図



# 4. 今後のまちづくりの視点

今後のまちづくりを進めていくうえでは、例えば新型コロナウイルス感染症による影響への対応、デジタル化や環境問題への対応、また、国や県の打ち出す方針への対応など、本町を取り巻く環境に的確に対応していくという視点が必要です。そうしたなかで、今後特に自治体に求められる、世界的に共通する視点として「SDGs (Sustainable Development Goals、持続可能な開発目標)」があげられます。

SDGs は平成 27 年 (2015 年) 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」のなかで、国際社会全体が令和 12 年 (2030 年) までに達成すべきとされた国際目標です。17 の国際目標 (ゴール) と 169 のターゲットから構成されており、これらを「地球上の誰一人として取り残さず達成する」ことを目指しています。

SDGs への取組は社会の持続性に向き合うことであり、自治体経営においてもその施策は、当然 SDGs の 17 の目標との整合性が求められます。今回の計画では、各施策と 17 の目標の関係性をはっきりと明示し、その実現を通して最終的に SDGs の目標の達成に向けて努力していきます。

## ◇ SDGs の 17 の目標

### SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



## ◇ 17の目標別「スローガン」と「ゴール」

目標	スローガン	ゴール	キーワード	区分
1	貧困をなくそう	あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ	貧困	福祉・社会保障
2	飢餓をゼロに	飢餓に終止符を打ち、食料の安定確保と栄養状態の改善を達成するとともに、持続可能な農業を推進する	飢餓	福祉・社会保障
3	すべての人に健康と福祉を	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する	健康・福祉	福祉・社会保障
4	質の高い教育をみんなに	すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する	教育	教育
5	ジェンダー平等を実現しよう	ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る	ジェンダー	社会のあり方
6	安全な水とトイレを世界中に	すべての人々に水と衛生へのアクセスと持続可能な管理を確保する	水・衛生	生活環境整備
7	エネルギーをみんなに、そしてクリーンに	すべての人々に手ごろで信頼でき、持続可能かつ近代的なエネルギーへのアクセスを確保する	エネルギー	生活環境整備
8	働きがいも経済成長も	すべての人々のための持続的、包摂的かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用およびディーセント・ワークを推進する	経済成長 働きがい	経済活動・産業
9	産業と技術革新の基盤をつくろう	レジリエントなインフラを整備し、包摂的で持続可能な産業化を推進するとともに、イノベーションの拡大を図る	産業 イノベーション	経済活動・産業
10	人や国の不平等をなくそう	国内および国家間の不平等を是正する	平等	社会のあり方
11	住み続けられるまちづくりを	都市と人間の居住地を包摂的、安全、レジリエントかつ持続可能にする	居住環境	生活環境整備
12	つくる責任つかう責任	持続可能な消費と生産のパターンを確保する	消費と生産	経済活動・産業
13	気候変動に具体的な対策を	気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る	気候変動	地球環境
14	海の豊かさを守ろう	海洋と海洋資源を持続可能な開発に向けて保全し、持続可能な形で利用する	海の保全	地球環境
15	陸の豊かさも守ろう	陸上生態系の保護、回復および持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止および逆転、ならびに生物多様性損失の阻止を図る	陸の保全 生態系維持	地球環境
16	平和と公正をすべての人に	持続可能な開発に向けて平和で包摂的な社会を推進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供するとともに、あらゆるレベルにおいて効果的で責任ある包摂的な制度を構築する	平和と公正	社会のあり方
17	パートナーシップで目標を達成しよう	持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する	パートナーシップ	社会のあり方



# 基本構想



# 1. 将来都市像～目指すべき酒々井町の姿～

10年後に目指すべき酒々井町の将来都市像を、以下のように設定します。

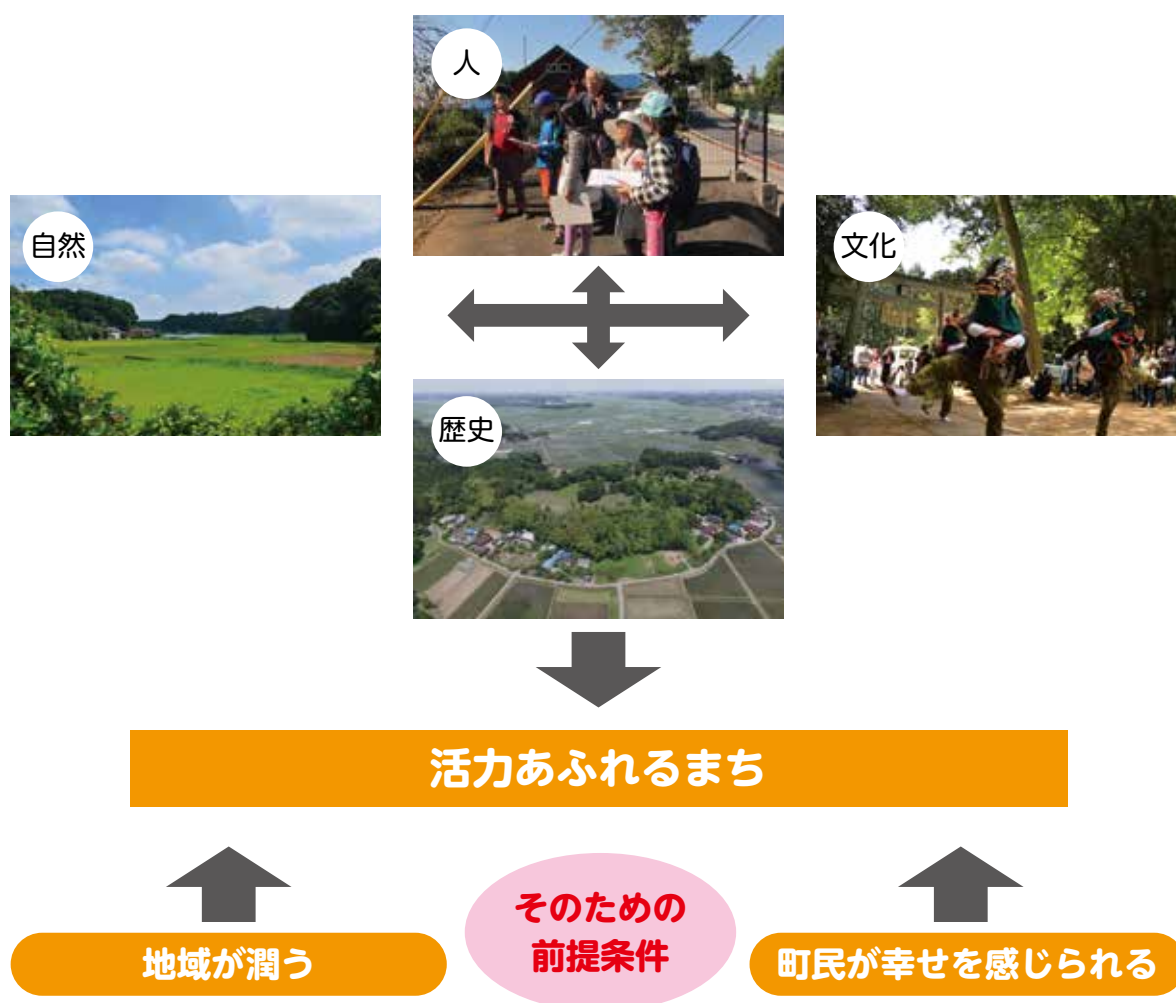
人 自然 歴史 文化が調和した 活力あふれるまち 酒々井

まちで活動する主体、まちを創っていく主体は「人」です。一人ひとりの町民が自分らしく活躍し、成長していくことが、まちの成長をもたらします。

その成長していく「人」と、本町の強みである、豊かな「自然」、先人から受け継がれてきた「歴史」と「文化」が有機的につながり、一体となったところに、酒々井町のあるべき姿を見い出します。

自然・歴史・文化という恵まれた地域資源を背景に、町民がそれらに愛着を持ちながら地に足をつけ活動し、その立ち位置で活力を求めていく、酒々井町はそうしたまちを目指していきます。

『しなやかに すこやかに いきいきと生きる人づくり』



## ■ 「活力あふれるまち」であるために必要な前提条件

### ～ 地域が潤う 町民が幸せを感じられるまち ～

「地域が潤う」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町の活力を生み出すためには、人が活動する「場」が数多くあることが必要です。企業や大型施設など、そうした「場」を中心として人が集い、そこで元気に活動することによって、地域経済は発展します。</li> <li>・町内へ事業者や大型施設の誘致を推進するとともに、町内の潜在的なポテンシャルが高い土地を有効活用することにより、人が活動する「場」を増やし、経済面で「地域が潤うまちづくり」を進めていきます。</li> </ul>
「町民が幸せを感じられる」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域に活力をもたらすためには、その前提として、そこに暮らす人々が、安心してやすらぎに満ちた毎日をご過ごしていることが必要です。</li> <li>・子育て、教育、高齢者福祉等のライフステージに応じた取組、防災・防犯等の安全安心面での取組、都市機能等を充実・集中させた、コンパクトなまちづくりによる利便性の向上を図る取組により、町民一人ひとりが「酒々井町に住んで幸せを感じられるまちづくり」を進めていきます。</li> </ul>

### ○将来人口及びまちづくりについて

本町の人口は、近年自然減によりわずかながら減少傾向にあり、20,000人前後で推移しています。また、国立社会保障・人口問題研究所の推計では、計画の目標年次である令和13年度（2031年度）の人口は、18,700人と大変厳しい状況が予測されています。

しかしながら、東京都心へのアクセス、成田国際空港からの近接性といった本町独自の地域特性を最大限に活かし、鉄道駅周辺地域において新たなまちづくりを進めていくことにより、町外からの転入増加による社会増が十分に期待できると考えられます。

今後10年間で転入増加のための取組を強力に推進していくことにより、計画の目標年次となる10年後の令和13年度に、現状程度の人口を維持することを目標とします。

ただし、少子高齢化の進展に伴う、全国的な人口減少などの社会の流れにおいては、本町においても、中長期的には人口減少は避けられないものと考えられます。このような時代背景において、当計画の計画期間の10年間で「人口維持の努力を最大限続けつつも、将来的には、人口減少という現実を受け入れ、町民誰もが幸せに『賢く縮む』ための準備期間」と位置付けます。

将来人口が減少に転じた際にはそれを前提として、一人ひとりの町民が幸せだと感じられる取組、経済成長のための取組を主体的に推進していきます。決して縮小均衡に陥ることなく、「たとえ人口規模が縮小したとしても、町民の暮らしと経済は豊かで幸せなまち」を目指し、持続可能な「賢く縮むまちづくり」を推進していきます。

## 2. まちづくりの基本目標

### 基本目標1 (健康・福祉・子育て)

#### 「誰もが健やかに暮らせる、支え合いのまちづくり」

- すべての町民が住み慣れた地域で、生涯にわたって自分らしく健康に暮らし続けられるまちづくりを推進します。
- 妊娠から出産・子育てまで切れ目のない支援により、子どもを安心して産み育てられる環境を整備します。
- お互いがお互いを思いやり、いたわり合い、支え合って、誰もが笑顔で幸せに暮らせる福祉のまちづくりを推進します。

### 基本目標2 (教育・文化)

#### 「人権と学びが尊重され、豊かな心と歴史・文化が香るまちづくり」

- 子どもたちが希望をもって学び、心豊かで健やかに成長できる環境を整備します。
- 誰もがいつでもどこでも希望に沿った学びや交流の機会が得られ、生涯活躍できる「人づくり」を推進します。
- 本町に受け継がれている歴史・文化資源を「まちの顔」と位置づけ、その保存・整備・伝承と、それを活用し町を活性化させるための取組を進めます。

### 基本目標3 (生活安全)

#### 「豊かな日常を守る、安全安心なまちづくり」

- 大雨や地震などの大規模な自然災害に的確に備え、町民の生命と財産を守る、災害に強い安全なまちづくりを推進します。
- 防犯対策や交通安全対策の推進、安全な消費生活の確保など、町民が安心して暮らせる環境を整備します。

#### 基本目標4（環境共生）

### 「自然と共存し、環境に負荷をかけないまちづくり」

- 本町の特色である豊かな自然を次世代へつなぎ、人と自然が共存できる、うるおいあふれるまちづくりを推進します。
- 温室効果ガス排出抑制に向けた取組の推進等により、社会の脱炭素化と廃棄物の適正処理を進め、資源循環型社会の構築を目指します。

#### 基本目標5（都市基盤）

### 「便利で快適な、歩いて暮らせるまちづくり」

- コンパクトに集約され歩いて暮らせるという本町の特性を踏まえて、鉄道駅を中心とした市街地整備など、便利で秩序ある土地利用・都市空間の形成を推進します。
- 道路網の計画的な整備と公共交通等の確保などにより、利便性に配慮した移動環境を整備します。また上下水道の整備など、快適な生活のためのインフラ整備を進めます。

#### 基本目標6（産業・経済）

### 「活力と魅力にあふれ、にぎわいのあるまちづくり」

- 町内への企業誘致を積極的に進めるとともに、地域経済を担う地場産業等の活発な事業活動を支援します。こうした取組を通して、雇用機会を拡充します。
- 農業経営者の確保・育成を図るとともに、農地の集積等を促進し、生産体制の維持と耕作放棄地の解消、担い手の確保等持続可能な農業経営環境を整備します。

#### 基本目標7（地域社会・行財政）

### 「多様な主体との連携により、地域の力で紡ぎだすまちづくり」

- 誰もが地域の一員としてまちづくり活動やコミュニティ活動に参加できるような支援を行い、地域全体でのまちづくりを推進します。
- 性別、年齢、国籍など、お互いの違いと人権を認め合い尊重し合える人間関係のもとで、すべての町民がともに歩んでいける、多様性のある地域社会を目指します。

# 3. 土地利用構想

土地は、町民の生活や産業活動を将来にわたって支える、かけがえのない地域資源です。本町は、主要な機能がコンパクトに集約された市街地地域、豊かな自然環境が広がる地域、ポテンシャルが高い産業系地域など、さまざまな顔を持っており、こうしたゾーンごとの特色を踏まえて、総合的かつ計画的な土地利用を推進していきます。

市街地・住宅系ゾーンでは、計画的な土地利用誘導により、質の高い居住環境を含めたコンパクトな市街地の形成を図っていきます。JR 酒々井駅、京成酒々井駅周辺と両駅を結ぶエリアは、商業系ゾーンとして日常生活に必要な商業機能の誘導を促進します。

本町の特徴である歴史・自然・田園系ゾーンにおいては、その環境を将来にわたって保全していくために、関連する土地利用規制の適正な運用を図っていきます。

活力創出の場として期待される産業系ゾーンでは、周辺の土地利用との調和に配慮しながら、酒々井インターチェンジや墨工業団地といった既存機能の拡充を見据えた計画的な土地利用を推進します。

なお、町立保育園、子育て支援施設、大型医療施設、消防署等が集中的に立地している上岩橋地区の一部を「しずい安全安心創造ゾーン」とし、各施設機能が相互に連携することで、安全安心な暮らしに町民を導くための「町の核」となるエリアと位置付けます。

## ■用途別土地利用の方針

市街地・住宅系ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> <li>既成市街地における未利用地の解消を進めるとともに、北部地域、中央地域、南部地域それぞれにおいて、駅から徒歩圏の地域を中心に効率的な都市的土地利用を図ります。</li> <li>本町の中心と位置付けられるJR 酒々井駅、京成酒々井駅周辺と両駅を結ぶエリアは、その拠点性を高めるために、日常生活に必要な商業機能の誘導を促進します。</li> </ul>
商業系ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> <li>「市街地・住宅系ゾーン」内の、JR 酒々井駅と京成酒々井駅を結ぶ中心市街地にある「商業系ゾーン」では、特にJR 酒々井駅周辺において町の顔づくりを進めるなど、さらなる商業機能の充実を図っていきます。</li> </ul>
歴史・自然・田園系ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> <li>印旛沼新田や高崎川周辺の水田、北部地域の畑地などは施策を講じて優良な農地として保全していきます。また、町の歴史・文化資源を活かすとともに、入り組んだ谷津と里山の緑は、町民の憩いの場として活用するほか、動植物の貴重な生息場所として自然保護の観点からも保存していきます。</li> </ul>
産業系ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> <li>南部地域に新産業など新たな都市機能の導入をさらに進め、活力あふれる土地利用の促進を図ります。酒々井インターチェンジ等の周辺地域について、周辺環境の調和を図りながら、広域交通結節点としてのポテンシャルを活かしたまちづくりを促進し、新たな企業の立地により、雇用の場を確保し地域の活性化を図っていきます。</li> </ul>
しずい安全安心創造ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> <li>「子育て支援センター あいあい」、町の中心的医療拠点となる「千葉しずい病院」、消防署などの施設が集中的に立地している上岩橋地区の一部を、将来にわたり町民の安全安心な生活を包括的にサポートする施設機能を集約したエリアとして、「しずい安全安心創造ゾーン」と位置付けます。</li> </ul>

# 【土地利用構想図】



## 【凡例】

- |   |  |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li><span style="display: inline-block; width: 20px; height: 15px; background-color: #ffffcc; border: 1px solid black; margin-right: 5px;"></span> 市街地・住宅系ゾーン</li> <li><span style="display: inline-block; width: 20px; height: 15px; background-color: #ffcc99; border: 1px solid black; margin-right: 5px;"></span> 商業系ゾーン</li> <li><span style="display: inline-block; width: 20px; height: 15px; background-color: #ccffcc; border: 1px solid black; margin-right: 5px;"></span> 歴史・自然・田園系ゾーン</li> <li><span style="display: inline-block; width: 20px; height: 15px; background-color: #ccffff; border: 1px solid black; margin-right: 5px;"></span> 産業系ゾーン</li> <li><span style="display: inline-block; width: 20px; height: 15px; background-color: #ffccff; border: 1px solid black; margin-right: 5px;"></span> しずい安全安心創造ゾーン</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li><span style="display: inline-block; width: 20px; height: 15px; border: 2px dashed red; margin-right: 5px;"></span> 中心市街地</li> <li><span style="display: inline-block; width: 20px; height: 15px; border: 2px dashed blue; margin-right: 5px;"></span> 地域拠点</li> </ul> |
|---|--|

## 4. 基本構想の推進に向けて(取組方針)

計画の実効性を高めるために、基本構想を推進していく上での取組方針として、以下の3つを掲げ、これらを踏まえて個々の取組を着実に推進していきます。



将来都市像

「人 自然 歴史 文化が調和した 活力あふれるまち 酒々井」の実現

### 取組方針1 「町民との協働によるまちづくりの推進」

「酒々井町を住みやすい魅力的な町にしたい」という願いは、本町に関わるすべての主体に共通するものです。そうしたなかで今後は、行政と町民や各種団体等とが適正な役割分担に基づき、対等な立場で共通の課題を解決していく、「さまざまな主体が一体となって、ともに新たな価値を創造していく」という意味での「『協働』によるまちづくり」の重要性が、より高まっています。

町民意識調査でも、町民がまちづくり活動に参加する素地は十分にあるという結果が出ています。「協働によるまちづくり」がごく普通に、日常的に行われるまちとしていくために、まちづくり活動や市民活動への参加意識の醸成、活動機会の拡充と周知、活動への支援など、本町として取り組める事業を推進していきます。

### 取組方針2 「選択と集中による優先施策の明確化」

デジタル化や環境問題への対応、また、町民ニーズの多様化などにより、行政に求められる取組の範囲は益々広がっています。その一方で、高齢化の進展による扶助費の増加等により、本町の財政状況はより一層厳しさを増しています。こうしたなかで、行政には必然的に「優先的にやるべきことを明確にする姿勢」が求められてきます。

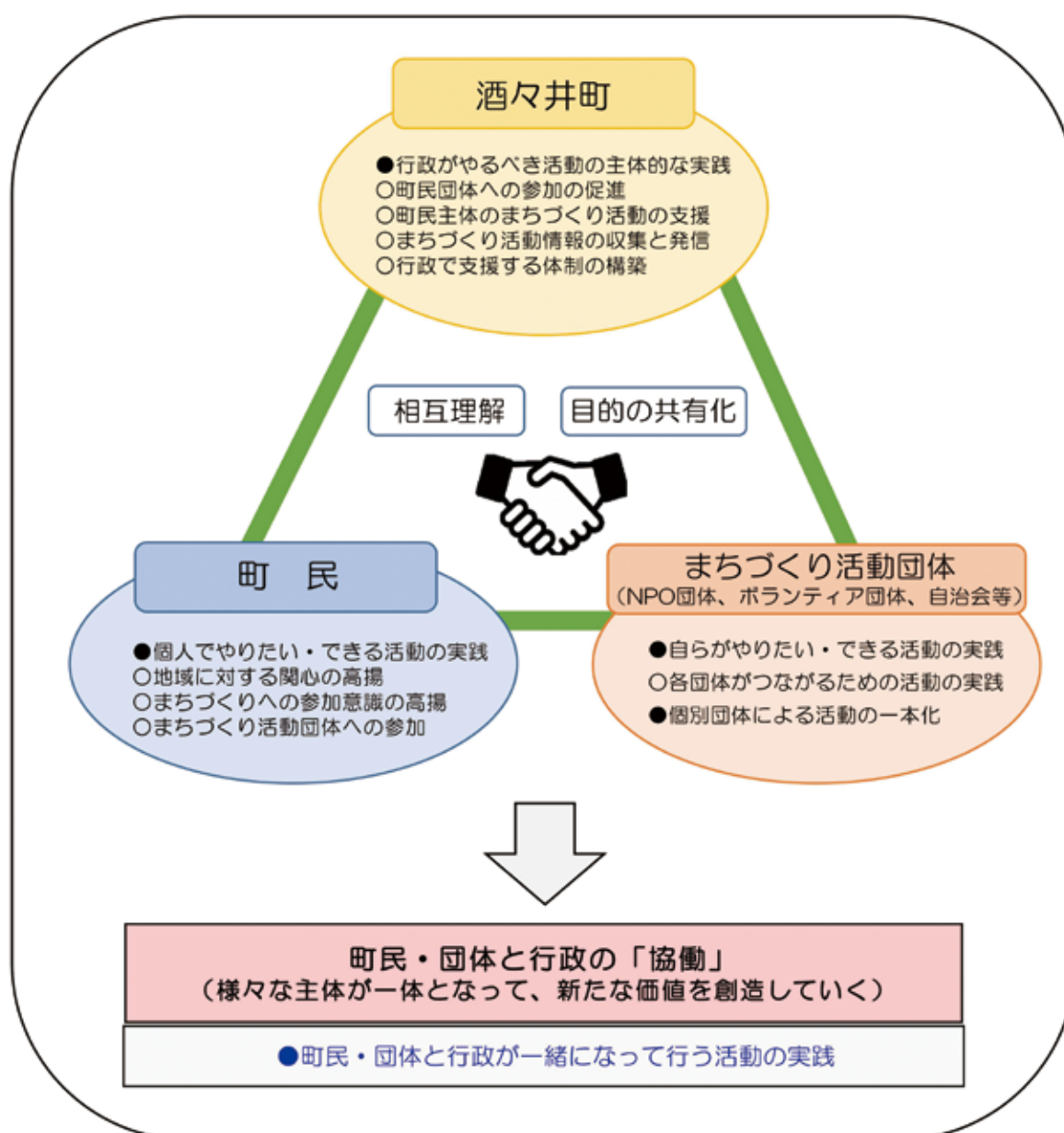
今後の施策展開においては、既存の取組を含めて施策・事業の見直しを行い、優先順位の付与を行い、それに基づいてヒト・モノ・カネといった本町の限られた経営資源を有効に振り分けていきます。

### 取組方針 3 「健全で持続可能な行財政運営の推進」

町民ニーズに沿った良質な行政サービスを展開していくためには、その主体である自治体の基盤がしっかりと確立されていることが前提となります。

健全で持続可能な行財政運営の実現に向けて、行政面ではニーズや時代の変化にスピード感をもって対応する行政経営・政策立案能力の向上を図ります。また、財政面では、地域経済活性化等による税収確保やマネジメント手法の見直しなどによるコスト削減など、歳入の増加と歳出の抑制に努めます。

#### 「町民との協働によるまちづくり」の推進体制



(注) 「●」は具体的なまちづくり活動、「○」は具体的な活動につなげるための活動





# 前期基本計画

# 1. 前期基本計画の概要

## (1) 前期基本計画の位置づけ

第6次酒々井町総合計画は、基本構想、基本計画、実施計画の3層構造となっていますが、ここで示す前期基本計画は、基本構想に掲げた本町が目指すべき将来都市像を実現するための方策を、体系的に整理し明示したものです。

## (2) 前期基本計画の期間

前期基本計画の期間は、総合計画全体の期間10年の前半部分である、令和4年度（2022年度）から令和8年度（2026年度）までの5年とします。

## (3) 前期基本計画の構成

前期基本計画は「重点テーマ」と「分野別計画」で構成されています。

「重点テーマ」は、前期基本計画の期間中に、本町が重点的かつ優先的に取り組んでいくまちづくりのテーマであり、それぞれのテーマを実現するための取組を、分野横断的に抽出しています。

「分野別計画」では、基本構想で定めた基本目標ごとの7つの政策分野に連なる36の施策分野ごとに、その分野で目指すべき町の姿や取組の方向性などを提示します。

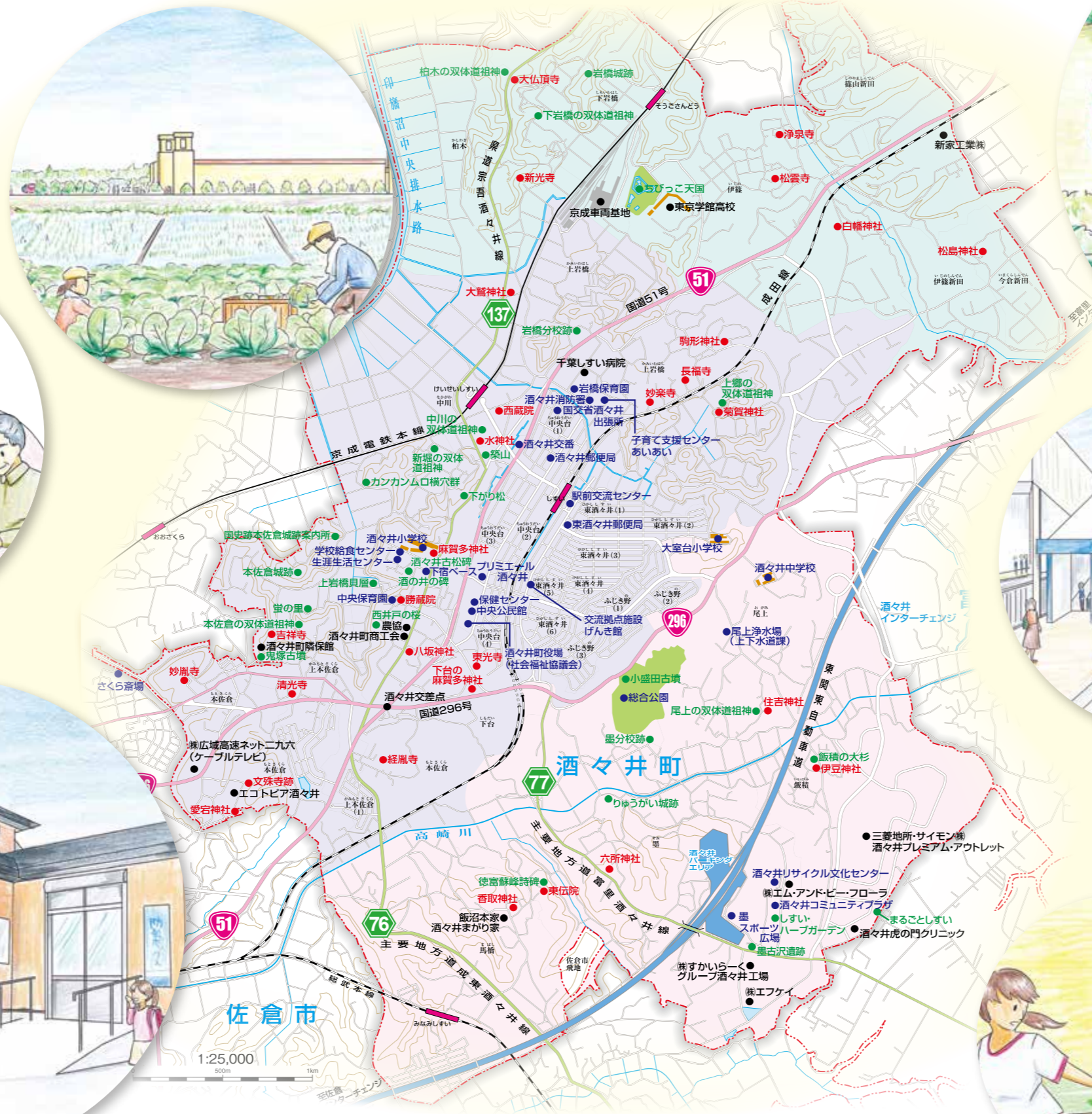
## (4) 施策の体系

前期基本計画の施策の体系は、次ページの表のとおりです。

## ◇施策の体系



# MY HOME TOWN SHISUI



## 2. 重点テーマ

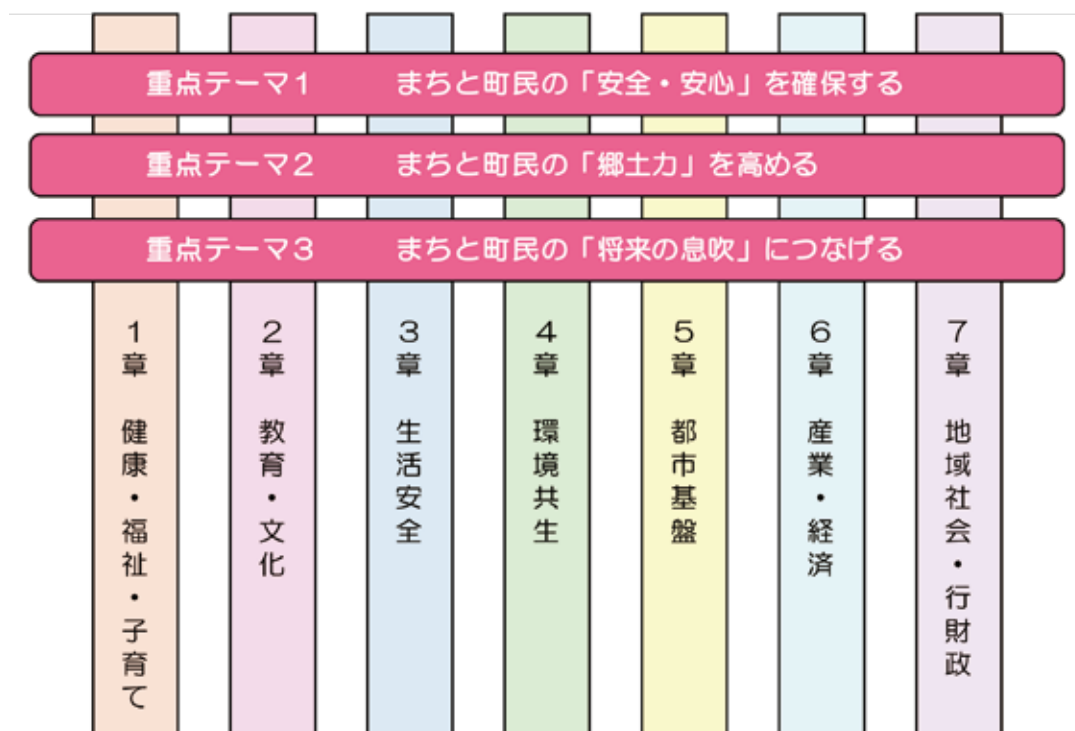
本基本計画では、重要性が高く、今後5年間で特に力を入れていくべきテーマとして、以下の3つをまちづくりの「重点テーマ」と位置付けます。

- 重点テーマ1 まちと町民の「安全・安心」を確保する
- 重点テーマ2 まちと町民の「郷土力」を高める
- 重点テーマ3 まちと町民の「将来の息吹」につなげる

「重点テーマ」は政策分野にとらわれない概念であり、それぞれのテーマに属する取組は、分野横断的なものとなります。

「安全・安心」「郷土力」「将来の息吹」をキーワードとする3つの重点テーマを実現するための取組を分野横断的に抽出し、本町の限られた経営資源を有効に振り分け、優先的に展開します。

### ◇ 「政策分野」と「重点テーマ」の関係



◇各テーマで優先的に取り組む重点施策とその進捗度を測る成果指標

【政策分野】 施策分野	この分野で優先的に取り組む 重点施策（取組の方向性）	進捗度を測る成果指標
----------------	-------------------------------	------------

重点テーマ1 まちと町民の「安全・安心」を確保する

1	【健康・福祉・子育て】 高齢者福祉	地域包括ケアシステムの構築	地域包括支援センターにおける相談件数
2	【健康・福祉・子育て】 健康づくり	町民自らが取り組む健康づくりの推進	特定健康診査受診率
3	【生活安全】 防災	地域防災力の強化	自主防災組織設置数
4	【生活安全】 防犯	防犯体制の強化・充実	刑法犯認知件数
5	【生活安全】 交通安全	交通安全対策の推進	交通事故発生件数

重点テーマ2 まちと町民の「郷土力」を高める

1	【教育・文化】 生涯学習	ライフステージに応じた生涯学習の推進	各種生涯学習講座等の参加者数
2	【地域社会・行財政】 協働・コミュニティ	コミュニティ活動・まちづくり活動の支援	地域活動拠点施設「下宿ベース」 利用件数（年間）
3	【教育・文化】 歴史・文化	墨古沢遺跡の保存・整備・活用の推進	墨古沢遺跡関連の展示会・講演会・ シンポジウム等の開催回数（延べ回数）

重点テーマ3 まちと町民の「将来の息吹」につなげる

1	【健康・福祉・子育て】 子育て支援	子育て支援・保育サービスの充実	待機児童数
2	【教育・文化】 学校教育	知・徳・体の調和のとれた教育の充実	千葉県標準学力検査における 県平均との差異
3	【都市基盤】 都市計画・市街地整備	適正な土地利用の推進	中心市街地への都市機能増進施設誘導率
4	【産業・経済】 農業	農地の保全と活用	農業基盤整備の実施面積
5	【環境共生】 脱炭素化	地球温暖化対策の推進	町域の温室効果ガス排出量
6	【地域社会・行財政】 情報化・デジタル化	行政システムの情報化・デジタル化の推進	オンラインで可能な行政手続き項目数

## ◇ 3つのテーマにおける各重点施策の主な取組

### 重点テーマ1 まちと町民の「安全・安心」を確保する

すべての高齢者を、地域が一体となって支援する体制を構築するとともに、町民の健康づくりへの意識を啓発し、健康の維持・増進、生活習慣病の予防を図ります。また、防災、防犯、交通安全対策を強化し、こうした取組を通して、まちと町民の「安全・安心」を確保します。

#### (重点施策1) 地域包括ケアシステムの構築 【施策分野：高齢者福祉】

##### 【主な取組】

- 地域包括支援センターの機能の充実
- 地域ケア会議の開催
- 生活支援体制整備事業の実施

#### (重点施策2) 町民自らが取り組む健康づくりの推進 【施策分野：健康づくり】

##### 【主な取組】

- 特定健康診査・特定保健指導の実施
- 健幸ポイント事業の実施
- 生活習慣病の発病・重症化の予防

#### (重点施策3) 地域防災力の強化 【施策分野：防災】

##### 【主な取組】

- 自主防災組織の設置支援
- 地域防災リーダーの育成
- 資機材等購入の支援

#### (重点施策4) 防犯体制の強化・充実 【施策分野：防犯】

##### 【主な取組】

- 防犯ボックスの運営
- 防犯ボランティア活動の周知と参加の促進
- ボランティア組織による見守りパトロール活動への支援

#### (重点施策5) 交通安全対策の推進 【施策分野：交通安全】

##### 【主な取組】

- 危険箇所での交通規制、交通安全啓発看板の設置等の推進
- 登下校時の見守り活動の実施
- 交通安全対策施設の充実

#### 【成果指標】

指 標	現状値 (時点)		目標値
(1) 地域包括支援センターにおける相談件数	2,600件	(令和2年度)	4,900件
(2) 特定健康診査受診率	24.0%	(令和2年度)	41.0%
(3) 自主防災組織設置数	15団体	(令和2年度)	17団体
(4) 刑法犯認知件数	130件	(令和2年)	130件から減少
(5) 交通事故発生件数	51件	(令和2年)	51件から減少



## 重点テーマ2 まちと町民の「郷土力」を高める

すべての町民がライフステージに応じて学ぶことができ、また積極的にコミュニティ活動・まちづくり活動に参加できる環境を整備することによって、「人」を核とした地域の力の向上を図ります。更に、旧石器時代につくられた、日本最大級の極めて貴重なまちの歴史資産である墨古沢遺跡の保存・整備・活用を推進し、こうした取組を通して、まちと町民の「郷土力」を高めます。

### (重点施策1) ライフステージに応じた生涯学習の推進 【施策分野：生涯学習】

#### 【主な取組】

- しすい青樹堂・青樹堂師範塾・一般講座等の運営
- こども青樹堂・地域未来塾の開講
- 時代に応じた各種講座の展開

### (重点施策2) コミュニティ活動・まちづくり活動の支援 【施策分野：協働・コミュニティ】

#### 【主な取組】

- 町ホームページ・広報紙等による自治会活動への参加の促進
- 地域担当員活動の推進
- 町ホームページ・広報紙等によるまちづくり活動に関する情報発信

### (重点施策3) 墨古沢遺跡の保存・整備・活用の推進 【施策分野：歴史・文化】

#### 【主な取組】

- 墨古沢遺跡整備基本計画等の策定
- 史跡指定地・周辺地区の公有化の促進
- 周知活動の強化

### 【成果指標】

指標	現状値 (時点)		目標値
(1) 各種生涯学習講座等の参加率(募集定員比)	70.6%	(令和2年度)	90.0%
(2) 地域活動拠点施設「下宿ベース」利用件数(年間)	—	—	170件
(3) 墨古沢遺跡関連の展示会・講演会・シンポジウム等の開催回数(延べ回数)	4回	(令和3年度まで)	9回

### 重点テーマ3 まちと町民の「将来の息吹」につなげる

本町の将来の担い手である子どもの豊かな成長に向けて、子育て支援と学校教育の充実を図ります。中長期的な町の発展を見据えて、中心市街地の商業的土地利用、市街化調整区域の計画的な土地利用の誘導を図るとともに、縮小傾向が続いている農業の維持発展を目指します。また地球温暖化対策、行政のデジタル化の推進など、時流に沿った施策も積極的に展開し、こうした取組を通して、まちと町民の「将来の息吹」につなげます。

#### (重点施策1) 子育て支援・保育サービスの充実 【施策分野：子育て支援】

##### 【主な取組】

- 子育て支援センター あいあいの運営
- ファミリー・サポート・センター事業の運営・会員募集
- 保育園（町立）の各種保育事業の充実

#### (重点施策2) 知・徳・体の調和のとれた教育の充実 【施策分野：学校教育】

##### 【主な取組】

- 人的・物的な環境整備による学力の向上
- 人権教育・情操教育の推進
- 体育・部活動の充実
- 小学校・中学校の連携強化

#### (重点施策3) 適正な土地利用の推進 【施策分野：都市計画・市街地整備】

##### 【主な取組】

- 中心市街地の商業的土地利用の促進
- 「市街化調整区域における土地利用方針及び地区計画ガイドライン」に基づく市街化調整区域の計画的な土地利用の誘導
- 酒々井 IC 周辺地域等開発における県・近隣自治体との連携

#### (重点施策4) 農地の保全と活用 【施策分野：産業・経済】

##### 【主な取組】

- 農地の集約化の促進
- 多面的機能支払制度の推進

#### (重点施策5) 地球温暖化対策の推進 【施策分野：脱炭素化】

##### 【主な取組】

- 住宅・事業所向け再生可能エネルギー導入の促進
- クリーンエネルギー自動車の導入促進
- 脱炭素化に向けた学習講座の開催

#### (重点施策6) 行政システムの情報化・デジタル化の推進 【施策分野：情報化・デジタル化】

##### 【主な取組】

- 自治体情報システムの統一、標準化
- AI・RPA等の活用
- 電子申請システムの導入

【成果指標】

指 標	現状値（時点）		目標値
(1) 待機児童数	0人	(令和2年度)	0人（維持）
(2) 千葉県標準学力検査における県平均との差異 （小学校：2教科、中学校：5教科）	小学校：+7.4点 中学校：+21.0点	(令和2年度)	小学校：+10.0点 中学校：+25.0点
(3) 中心市街地への都市機能増進施設誘導率	71.4%	(令和2年度)	85.7%
(4) 農業基盤整備の実施面積	0.0h a	(令和2年度)	3.2h a
(5) 町域の温室効果ガス排出量	153,000 t	(令和2年度)	122,400 t
(6) オンラインで可能な行政手続き項目数	14件	(令和2年度)	25件



### 3. 分野別計画

## 1章 健康・福祉・子育て

### 【基本目標】

誰もが健やかに暮らせる、支え合いのまちづくり

- 1- 1. 健康づくり
- 1- 2. 地域福祉
- 1- 3. 子育て支援
- 1- 4. 高齢者福祉
- 1- 5. 障がい者（児）福祉
- 1- 6. 生活福祉
- 1- 7. 社会保障



# 1 章

〔健康・福祉・子育て〕

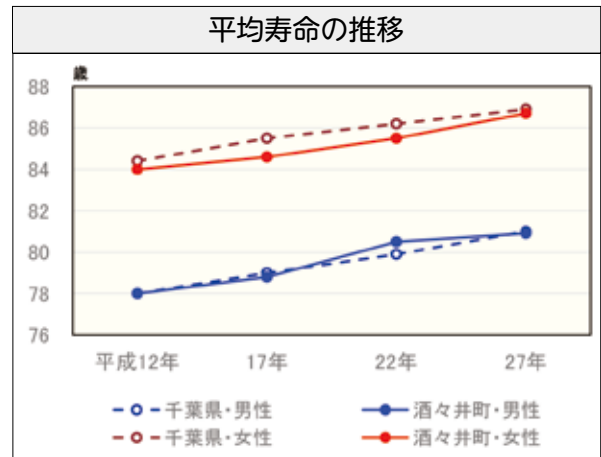
## 1-1 健康づくり

3 すべての人に  
健康と福祉を



### 現状と課題

- 近年、高血圧や糖尿病、肥満といった生活習慣病の患者が増加していますが、その発症や進行には偏った食事や喫煙・飲酒などの日頃の生活習慣が深く関与しています。その対策として本町では、健幸ポイント事業の実施など、健康への意識付けを促進する取組を行っていますが、特定健診の受診率が県平均を下回るなど、健康への意識の更なる高揚が課題となっています。
- 本町の平均寿命は、男性が80.9歳、女性が86.7歳で、千葉県全体の平均寿命とほぼ同水準となっています。健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる「健康寿命」を伸ばすため、ライフステージに応じて必要な心身機能の維持・向上を図ることが求められています。
- 本町を含む印旛地域の医療体制は、県内でも相対的に優位な状況にあり、また令和2年には6つの診療科を持つ千葉すい病院が町内に新たに開業しました。しかし、町民意識調査では、コロナ禍に実施した影響もあり医療への町民のニーズが極めて高いという結果が出ており、引き続き医療体制の充実を図る必要があります。
- 令和元年までの5年間の本町の自殺死亡率（人口10万人あたり自殺者数）は11.4で、県全体（16.6）と比較すると低い水準にあります。しかし、コロナ禍での経済的な問題等により全国的に自殺者が増加傾向にあり、的確な対策をとる必要があります。



すいハート体操

### 目指すべき町の姿

町民が自らの健康に関心を持ち、  
健康づくりのために主体的に行動しているまち

## 施策の方向性

方向性

1

### 「町民自らが取り組む健康づくりの推進」【重点施策】

健康維持のための各種事業を行うとともに、健幸ポイント事業など、健康への意識を高めるための取組を通して町民自身が健康な生活習慣を身につけられる環境づくりを推進します。

主な取組

「特定健康診査・特定保健指導の実施」 「各種検診・検査の実施」  
「生活習慣病の発病・重症化の予防」 「人間ドック費用助成事業の実施」  
「健幸ポイント事業の実施」

方向性

2

### 「介護予防の推進」

高齢者が要介護状態になること、また、その状態になったとしても重症化を防ぐため、地域で自主的に介護予防活動に取り組む人材の養成等の取組を行います。併せて、介護予防の重要性に関する意識啓発も推進します。

主な取組

「地域介護予防活動支援事業の推進」 「介護予防講習会・教室の開催」  
「しすいハート体操の普及促進」

方向性

3

### 「医療体制の充実」

町内及び周辺自治体の医療機関との連携を図りながら、町民が安心して医療サービスを受けられる体制を整備します。また国や県との協力体制の下で、感染症対策に取り組めます。

主な取組

「町三師会との連携による災害発生時体制の構築」  
「医療機関との連携による健康づくり活動の実施」  
「感染症知識の啓発・予防対策の推進」

方向性

4

### 「こころの健康づくりの推進」

保健、医療、福祉、教育、労働等の関係機関と連携を図りながら、心の健康保持に関する取組を推進し、自殺に追い込まれることのない環境を整備します。

主な取組

「関係機関との連携による自殺対策の実施」 「ゲートキーパー人材の育成」

## 町民・地域に期待すること

- 「自分の健康は自分で守る」という意識を持つ。
- 健康づくりや介護予防のための取組に積極的に参加する。



# 1 章

〔健康・福祉・子育て〕

## 1-2 地域福祉



### 現状と課題

- 本町の地域福祉政策の根幹となる「第2期地域福祉計画・地域福祉活動計画」（平成30年度～令和4年度）は、“みんなで創ろう～助け合い・支え合う福祉の町 酒々井”を基本理念としています。地域住民を含めたすべての関係者の連携により、地域福祉の基盤づくりと各種事業を推進しています。
- 平成30年3月、地域福祉の推進を目的とする団体である酒々井町社会福祉協議会が町役場内に移転し、町の各部署と連携して、ボランティア協議会の運営や在宅福祉事業、相談事業等を実施しています。
- 単身世帯や高齢者のみの世帯の増加といった社会情勢の変化に伴い、地域におけるつながりの希薄化、コミュニティの衰退が全国的に課題となっています。本町でも、お互いが助け合い・支え合いながら、「地域の課題を地域で解決してゆく」という地域力を高めることが求められています。

酒々井町社会福祉協議会の主な取組業務	
業務	具体的取組
ボランティアの推進	・ボランティアの登録・紹介 ・ボランティア講座の開催 ・ボランティア情報の収集・提供 ・ボランティア活動に関する相談
在宅福祉事業	・給食サービス ・朗読サービス ・ふれあいサロンかざぐるまの運営 ・生活援助用具の貸出・購入助成
相談事業	・法律相談 ・心配ごと相談 ・日常生活自立支援事業
その他	・共同募金運動 ・福祉教育の推進 ・各種貸付制度 ・しずいふれ愛タクシーの運行



地域福祉フォーラム

### 目指すべき町の姿

福祉サービスを必要とする人が、身近な地域で  
その人らしく自立して安心した生活が送れるまち



## 施策の方向性

方向性

1

### 「地域福祉体制の整備」

現行の「第2期地域福祉計画・地域福祉活動計画」に掲げた中期・長期の目標の進捗管理を行うとともに、令和5年度から始まる第3期計画を策定します。また、地域福祉活動の中心となっている社会福祉協議会が円滑に活動できるよう、運営と個々の事業についての支援を行います。

主な取組

「地域福祉計画・活動計画の策定と進捗管理」  
「社会福祉協議会の運営・活動の支援」

方向性

2

### 「地域福祉活動の推進」

災害発生時の要配慮者への支援体制の構築、民生委員・児童委員と自治会との合同避難訓練の実施など、町民が自主的に行う地域での助け合い・支え合い活動を支援します。

主な取組

「避難行動要支援者名簿（個別避難計画）の作成支援」  
「地域での合同避難訓練の支援」

## 町民・地域に期待すること

- 社会福祉協議会などによる地域福祉ボランティア活動に積極的に参加する。
- 地域における避難行動要支援者を把握し、対象者を含めた避難訓練を実施する。
- 地域福祉のための居場所（喫茶店、寺社、空き家等）を提供する。
- 民生委員・児童委員、地域自治会と行政との連携による共助体制をつくる。

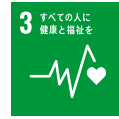


# 1章

〔健康・福祉・子育て〕

1-3

## 子育て支援



### 現状と課題

- 本町では、平成30年6月に就学前の親子などが集える施設である「子育て支援センター あいあい」を開設するなど、さまざまな分野で子育て支援策を推進してきました。しかし、子育てに関するニーズの多様化が進むなかで、経済的な支援等も含め、より一層支援を充実させる必要があります。
- 核家族化の進展や地域とのつながりの希薄化により、孤独・孤立化した環境下での子育てに不安を抱える家庭や、ヤングケアラーなど子どもの貧困といったさまざまな問題を抱える家庭が増加しています。こうした子育て世帯を支え、しっかりとサポートできる体制の整備が求められています。
- 町内には、保育園（町立）が2園、幼稚園（私立）が1園、幼稚園と保育園の機能を併せ持つ認定こども園（私立）が1園設置されており、各施設で、特色ある保育活動・幼児教育活動が行われています。令和3年4月1日現在、保育園（町立）の定員数は合計180人で、待機児童はゼロとなっています。
- 令和元年の本町の合計特殊出生率は1.10で、千葉県全体の1.28より低い水準となっています。子育て世代のライフスタイルが大きく変化するなか、本町で安心して子どもを産み育てられるよう、結婚から妊活期を含む妊娠、出産まで継続的な支援が求められています。
- 本町では、妊娠・出産・乳幼児期における各種健診や保健指導などの母子保健事業を行っていますが、発育・発達の遅れなどを早期発見するための環境づくりを充実させる必要があります。
- 本町では、4カ所の放課後児童クラブ、2カ所の放課後子ども教室を設置するなど、子どもの居場所づくりを推進しています。共働きなどで、親が日中に不在な場合でも、子どもが安全な環境で活動できる居場所をつくる必要があります。
- すべての家庭において、子どもが心身ともに健やかに成長できるようにするための対策が求められています。



クリスマスコンサートの様子



2歳児歯科健康診査

- 子どもの健やかな成長の基盤である家庭での教育は、子どもへの教育の出発点となります。本町では、家庭教育学級を開設するなど、その促進を図っていますが、すべての子育て世帯に向けて、家庭教育の重要性を更に浸透させる必要があります。



## 目指すべき町の姿

子育てしやすい環境が整備され、地域に見守られながら  
安心して子どもを産み育てることができるまち

## 施策の方向性

方向性

1

### 「子育て支援の充実」【重点施策】

子育て支援センター あいあいにおける活動やファミリー・サポート・センター事業の活性化を促進し、子育てしやすい環境を整備します。中学3年生までの子どもの医療費助成を行い、子育て世帯の経済的な負担を軽減します。また、保健・教育・警察等の関係機関と連携して、児童虐待の未然防止・早期発見に努めます。

主な取組

「子育て支援センター あいあいの運営」  
「ファミリー・サポート・センター事業の運営・会員募集」  
「子ども医療費の助成」「児童虐待の防止」

方向性

2

### 「相談・情報提供機能の強化」

妊娠・出産・子育ての悩み事を気軽に相談できる体制を整備し、また多様な媒体を通して子育てに関する情報を積極的に発信することによって、「子育ての不安」の解消に努めます。

主な取組

「子育てコンシェルジュによる出張相談」  
「子ども家庭総合支援拠点での相談体制の整備」  
「SNS・インターネット等を活用した子育て情報の提供」



方向性

3

### 「保育サービス・幼児教育体制の充実」【重点施策】

保育園（町立）で利用者のニーズに合致したサービスを提供し、認定こども園（私立）と幼稚園（私立）に対しては円滑な運営に向けた支援を行います。また、保育アドバイザーの巡回指導により若手保育士の質の向上に取り組みます。特別支援学級等に進学予定の児童については、関係機関や専門家との連携の下で、適切な就学支援を行います。

主な取組

「保育園（町立）の各種保育事業の充実」  
「認定こども園（私立）の運営支援」  
「幼稚園（私立）の運営支援」 「若手保育士等に対する巡回指導の実施」  
「特別支援学級等への適切な就学支援の実施」

方向性

4

### 「結婚・妊娠・出産に向けた支援の充実」

結婚から妊娠、出産まで、それぞれのライフステージに応じた支援を行います。

主な取組

「結婚新生活支援事業の実施」 「不育症治療費の一部助成」  
「妊婦一般健康診査の実施」 「マタニティ・ママパパクラスの開催」  
「ママ・パパ歯科検診の実施」

方向性

5

### 「母子の健康づくりの支援」

乳児一般健康診査に加え、栄養指導や保健指導、歯科健診など、乳幼児向けの健康診査の充実を図るとともに、健診等で通院する際の移動の支援を行います。また、育児不安の軽減、健やかな発達発育を促す訪問指導を行います。産後ケア事業については、訪問型に加え新たに宿泊型も導入します。

主な取組

「乳幼児健康診査の実施」 「妊婦乳児支援タクシー利用助成事業の実施」  
「妊産婦・新生児訪問指導の実施」 「産後ケア事業の実施」

方向性

6

### 「子どもの居場所づくり」

利用者のニーズを踏まえながら、引き続き放課後児童クラブと放課後子ども教室の運営を行います。放課後児童クラブについては、ニーズを的確に把握し、子どもの居場所を確保します。

主な取組

「放課後児童クラブの運営」 「放課後子ども教室の実施」  
「児童遊園・子どもの遊び場遊具等の維持管理」

方向性  
7

### 「ひとり親家庭の自立支援」

学習・生活支援、学校との連携による相談・定期的な家庭訪問の実施等により、ひとり親家庭の子どもたちの生活をサポートするとともに、保護者向けには就労訓練や経済的な支援を行い、家庭の自立を促進します。

主な取組

「相談・見守り体制の充実」「生活困窮者自立支援制度の活用」  
「児童扶養手当の支給」「ひとり親家庭等医療費等の助成」

方向性  
8

### 「家庭教育の推進」

専門的なノウハウを持つ家庭教育相談員による相談体制を充実させるとともに、保護者を対象とした学習会を開催します。電子媒体も含め、家庭教育に関する情報をさまざまな手法で各家庭に提供します。

主な取組

「家庭教育相談員による相談の実施」  
「家庭教育学級での学習会の開催」「家庭教育に関する情報の提供」

## 町民・地域に期待すること

- 「地域で地域の子どもたちを育てる」という意識を持ち、自らができることに取り組む。
- 子育て支援センター あいあいや放課後児童クラブ等でのボランティア活動に参加する。
- ファミリー・サポート・センター事業において、援助を受ける側の会員、また援助を行う側のサポーターとなる。
- 育児に関する町民相互の情報交換を活発に行う。
- 学生ボランティアや知識のある町民と町が協力し、子どもの安全な居場所を確保する。
- 子ども家庭総合支援員を中心に、県の家庭相談員、中核支援センターなどと町主任児童委員との連携により、すべての子どもの権利を擁護するとともに必要な支援を行う。



「七夕のつどい」(ジーバーズのボランティア)



外遊びイベント「シースターキッズ」



# 1 章

〔健康・福祉・子育て〕

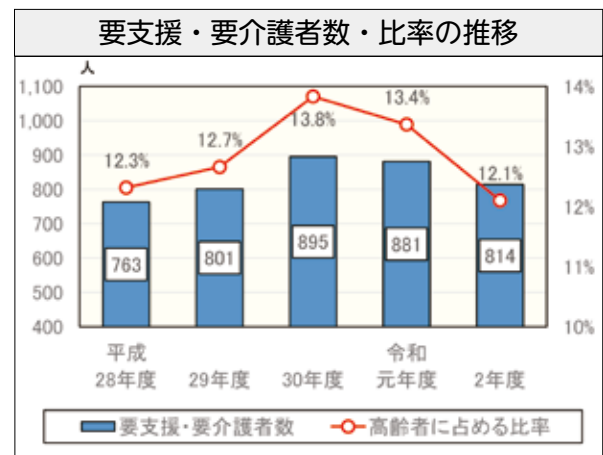
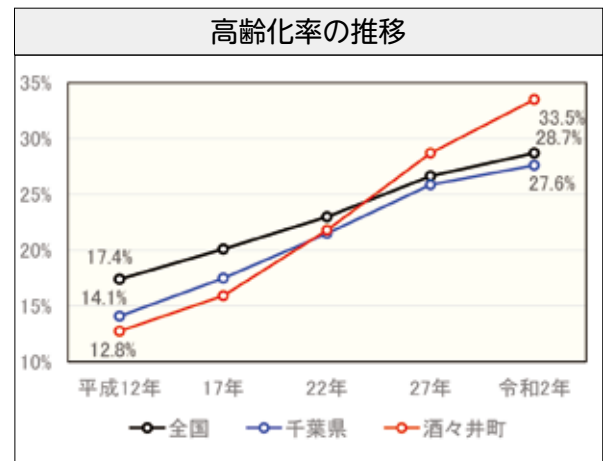
1-4

## 高齢者福祉



### 現状と課題

- 令和2年10月現在の本町の高齢化率（65歳以上人口の比率）は33.5%で、県全体の27.6%を上回る水準にあります。宅地開発が急速に進んだ昭和50年代に転入した年代が高齢者入りしたこの10年ほどで、高齢化率は急激に上昇しました（平成22年：21.8%）。今後も高齢者の増加が予測され、超高齢社会を前提としたまちづくりが求められています。
- 国は、令和7年（2025年）をめどに重度な要介護状態になっても住み慣れた地域で自分らしく暮らせるように、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築を目指しています。このことから、本町でも1つの日常生活圏域において、地域包括ケアシステムの仕組みづくりを進めていく必要があります。
- 令和3年3月末時点の本町の要支援・介護者数は814人で、高齢者に占める比率は12.1%となっています。直近ではやや減少傾向にありますが、町の推計では、令和12年度には1,171人まで増加する見込みとなることから、高齢者が安全・安心に暮らせる場を用意するなど、日常生活を支援する介護サービスを充実させる必要があります。
- 高齢化の進展に伴い、認知症を患う人の増加が大きな社会問題となっています。認知症の発症を遅らせ、また認知症になっても希望をもって日常を過ごせるといった「予防」と「共生」の2つの方向性の下で、認知症対策を充実させる必要があります。
- 就業やボランティア活動など、積極的に社会参加したいという意欲を持つ高齢者が増加しています。生産年齢人口が減少するなかで、こうした高齢者による活動は地域の活性化に寄与するものであり、高齢者の活動の場の更なる拡充が求められています。



## 目指すべき町の姿

高齢者が住み慣れた地域でできる限り自立し、  
生きがいを持って自分らしく暮らせるまち

### 施策の方向性

方向性

1

#### 「高齢者福祉体制の整備」

現行の「第8期高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」の進捗と各指標の達成度合いを管理するとともに、新たに判明した課題等を十分に精査して、令和6年度から始まる次期計画を策定します。

主な取組

「高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の策定と進捗管理」

方向性

2

#### 「地域包括ケアシステムの構築」【重点施策】

地域ケア会議において、地域課題の共有化を図ります。介護予防に関するケアマネジメント、総合相談支援業務、権利擁護業務など、地域包括支援センターにおける活動を強化します。地域の医療・介護関係者が意見交換し、現場レベルでの連携が促進できる関係を構築します。また、生活支援コーディネーターを配置し、地域住民による支え合い活動を行う生活支援体制整備事業を推進します。

主な取組

「地域ケア会議の開催」 「地域包括支援センターの機能の充実」  
「在宅医療と介護の連携の促進」 「生活支援体制整備事業の実施」

方向性

3

#### 「高齢者福祉サービスの充実」

日常生活において、支援が必要な高齢者が、的確なサービスを受けられる体制を整備します。また、高齢者のニーズが高い、移動手段の充実を図ります。

主な取組

「日常生活自立支援事業の実施」 「成年後見人利用支援事業の実施」  
「生活援助用具の貸出・購入助成」 「しすいふれ愛タクシー事業の実施」  
「高齢者外出支援タクシー利用助成事業の実施」



方向性

4

### 「認知症対策の推進」

認知症に関する正しい知識と対応手法を学べる講座を開催します。複数の専門職が認知症の初期の支援を包括的・集中的に行い、自立生活をサポートします。また、認知症の方や家族などが気軽に交流できるしすいオレンジカフェにおける活動の活性化を図ります。認知症の方が不利益を被らないよう、成年後見制度の普及を促進します。

主な取組

- 「認知症サポーター養成講座の開催」
- 「認知症初期集中支援チームによる支援」
- 「しすいオレンジカフェ事業の推進」
- 「成年後見制度の周知と普及促進」

方向性

5

### 「高齢者の生きがいづくりと社会参加の促進」

シルバー人材センターを通じた高齢者の就労が促進されるよう、同センターを支援します。また、生きがいづくりにつながる、ボランティア活動や老人クラブ活動の活性化を図ります。

主な取組

- 「シルバー人材センターの運営支援」
- 「高齢者活動団体の支援」「高齢者ボランティア育成事業への支援」

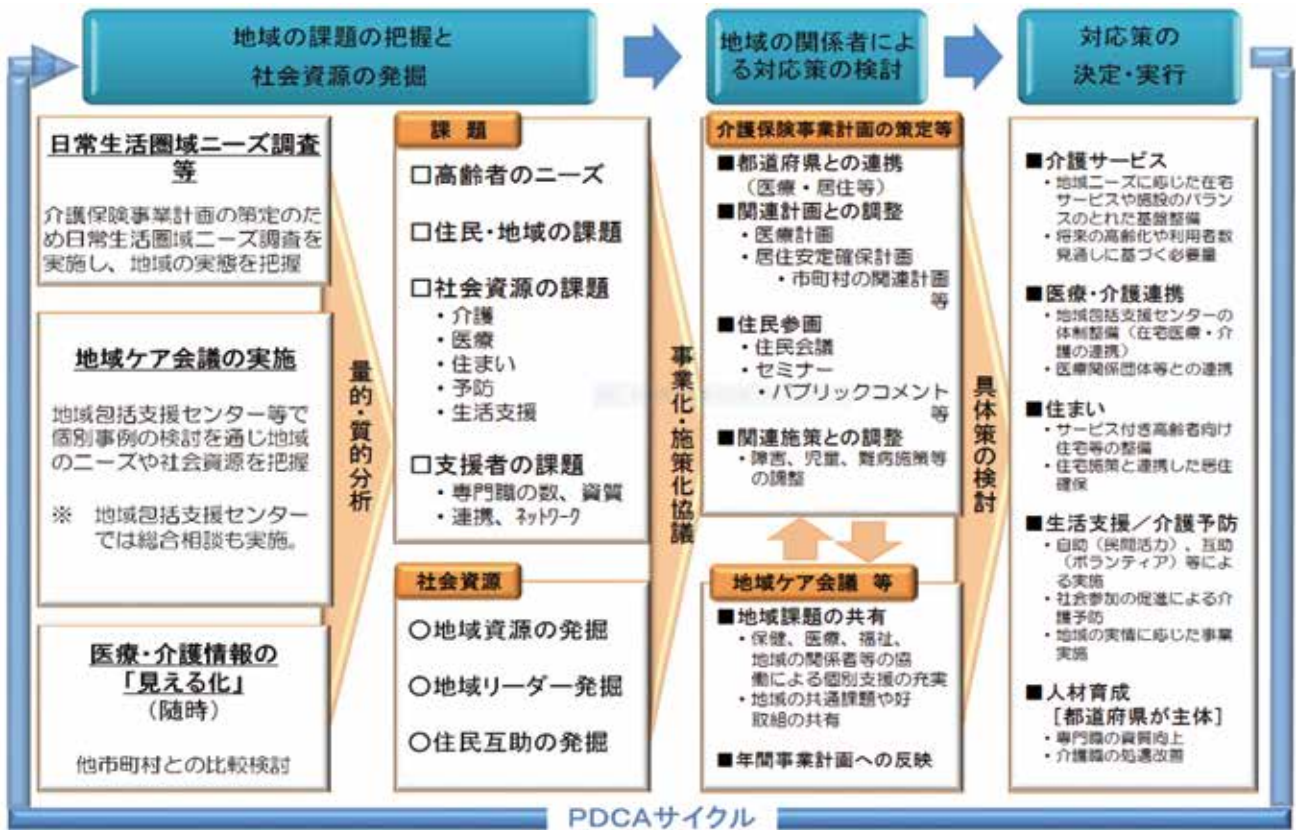
## 町民・地域に期待すること

- 高齢者自身が生きがいを持ち、積極的に社会参加するという意識を持つ。
- 地域包括ケアシステム構築のために、地域において、それぞれの主体がそれぞれの立場で取組を推進する。
- 高齢者の日常生活を支えるボランティア活動に積極的に参加する。
- 成年後見制度を有効に活用する。
- 認知症対策として、町と連携してオレンジカフェ・サポーター養成講座、家族交流会を開催する。
- チームオレンジの一員となり、認知症になっても安心して暮らせる環境をつくる。
- 認知症などによる高齢者の徘徊を発見したときに、早急に町へ通報する。
- 民間事業者との見守り協定に基づき、高齢者世帯の異変発生時の通報を推進する。
- 生活支援コーディネーターが町と連携して、町内で不足しているサービス資源等の洗い出しを行い、高齢者の生活支援を充実させる。



# ◇市町村における地域包括ケアシステム構築のプロセス（概念図）

厚生労働省ホームページより



1-4 高齢者福祉



しすいオレンジカフェの活動



酒々井町地域包括支援センター



# 1 章

〔健康・福祉・子育て〕

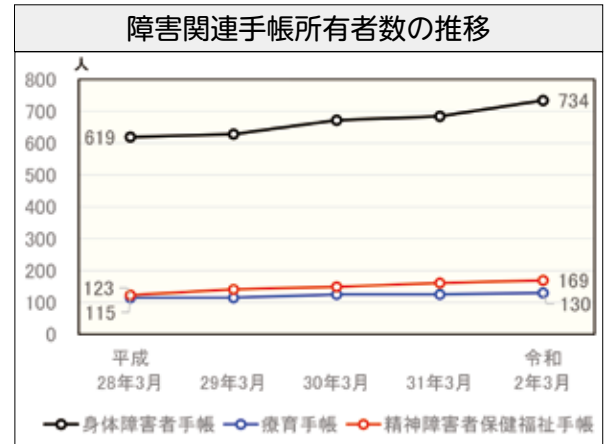
1-5

## 障がい者（児）福祉



### 現状と課題

- 令和2年3月末時点の本町の身体障害者手帳所有者は734人、療育手帳所有者は130人、精神障害者保健福祉手帳所有者は169人で、時系列で見るとそれぞれ増加傾向にあります。
- 近年、高齢な障がい者の増加、また障がいの重度化・複雑化などが進んでおり、障がい者（児）へのより一層の支援が求められています。また、発達障がいをもつ子どもの早期発見と的確な支援も、この分野の大きな課題となっています。ソフト・ハードの両方の面から、障がい者（児）とその家族の生活を支えていく体制を整備する必要があります。
- 障がい者が地域社会で自立した生活を営むためには、経済的な自立が必要であり、そのための就労支援が重要な課題となっています。令和3年5月現在、町内には障がい者向けの福祉的就労事業所が5カ所ありますが、障がい者の一般事業所での就労は難しい状況にあります。
- 障がい者（児）福祉における課題として、健常者の障がい者（児）に対する理解が十分でないことがあげられます。地域社会は多様な人々により構成されているという基本的認識の下に、障がいや障がい者（児）に関する誤解や偏見をなくし、理解を深めていくことが重要となります。



しすい健康福祉フェスティバルでの車いす体験

### 目指すべき町の姿

障がい者（児）への理解が進んだ環境の下で、  
障がいのある人が地域の一員として社会参加できるまち

## 施策の方向性

方向性

1

### 「障がい者（児）福祉体制の整備」

町の障がい者（児）福祉全体を総括する、現行の「第3次障がい者計画」の進捗管理を十分に行うとともに、令和5年からスタートする次期計画は、町内の実状を踏まえ、実行性を高めた計画として策定します。

主な取組

「障がい者（児）関連計画の策定と進捗管理」

方向性

2

### 「障がい者（児）を支える生活環境の整備」

障がい福祉サービスの提供や地域生活支援事業の実施等により、障がい者（児）の日常生活を支援するとともに、障がい者（児）が生活しやすいよう、公共施設等のバリアフリー化を推進します。幼児期の健診の強化、ペアレントトレーニング等により適切な療育支援を行います。また、施設サービスの充実のために、障がい者（児）向け施設設置の支援を行います。

主な取組

「障がい福祉サービスの提供」「地域生活支援事業の実施」  
「紙おむつ助成事業」「公共施設等のバリアフリー化の推進」  
「療育支援の充実」「グループホーム開所事業者への支援」

方向性

3

### 「障がい者の自立支援の促進」

障がい者が自立し社会参加できるよう、さまざまな相談に応じられる体制を整備します。障がい者が状況に応じて安心して働けるよう支援を行い、特に一般事業所への就労移行を促進します。

主な取組

「障がい者への相談体制の充実」「障がい者の就労支援の実施」  
「事業者への障がい者雇用の働きかけ」

方向性

4

### 「障がい者（児）への理解と権利擁護の推進」

講演会や障がい者（児）との交流を通して、町民の障がいと障がい者（児）に関する理解の深化を図り、障がい者（児）の権利の擁護と差別の解消を推進します。

主な取組

「障がい者（児）に関する講演会の開催」「障がい者（児）との交流の場の設置」

## 町民・地域に期待すること

- 講演会への参加などにより、障がいと障がい者（児）に対する理解を深める。
- 障がい者（児）との交流事業や、障がい者（児）ボランティア活動に積極的に参加する。
- 障がい者の採用枠を拡充する。

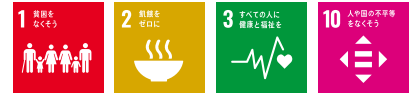


# 1章

〔健康・福祉・子育て〕

1-6

## 生活福祉

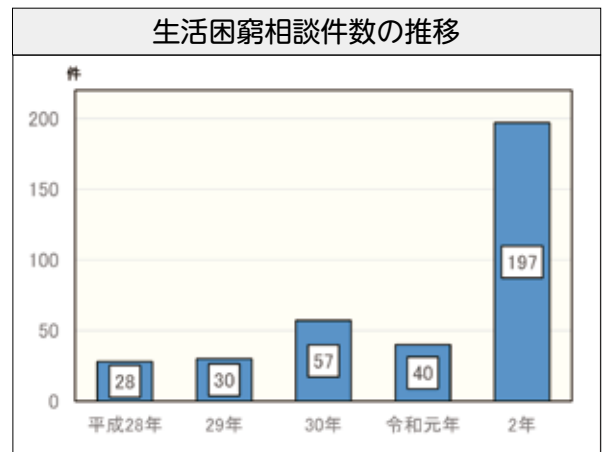


### 現状と課題

- 高齢者のみの世帯やひとり親世帯の増加、また非正規労働者の増加による世帯における扶養能力の低下、加えて直近ではコロナ禍の影響もあり、経済的に困窮し、最低限の生活の維持に窮する世帯が増加しています。関係機関との連携によって実施している生活困窮相談の件数は、令和2年に急増し、197件に達しています。
- こうした環境下において、生活困窮からの相談や、国からの生活支援資金等の貸し付けが増えていることから、今後、生活保護世帯の急増が予測されます。
- 平成27年4月に施行された「生活困窮者自立支援法」は、「生活困窮者を支援する」ことはもとより、「自立を支援し社会参加を促す」ことを目的とした法律です。誰もが安定した生活を送ることができるよう、関係機関と連携しての支援や、自立に向けた支援の実施が求められています。

※シトラスリボンプロジェクト

新型コロナウイルス禍で生まれた差別や偏見に対し、愛媛県内の有志の方々により、特産の柑橘にちなみシトラス色のリボンや専用ロゴを身につけて、地域と家庭と職場などで、「ただいま」「おかえり」と言いあえるまちをめざす取組として始まった運動



シトラスリボンプロジェクト

### 目指すべき町の姿

生活に困窮している人の健康で文化的な最低限度の生活が確保され、自立に向けた支援が行われているまち

## 施策の方向性

方向性

1

### 「生活困窮者世帯への支援体制の整備」

地域の身近な相談役である民生委員・児童委員等による活動を通して生活困窮者の発見に努め、社会福祉協議会と連携して生活の支援を行います。自立を支援するために、ハローワークと連携し、就労支援を行います。

主な取組

「社会福祉協議会との連携による生活困窮者の支援」  
「生活困窮者の就労支援の実施」

方向性

2

### 「生活相談・指導の充実」

生活困窮者からの相談に、県の委託先である生活困窮者自立支援事業者との連携により対応します。

主な取組

「生活困窮者の相談事業の充実」

## 町民・地域に期待すること

- 生活困窮者の早期発見に協力する（生活困窮者に関する情報を行政に提供する）。
- 生活困窮者の生活支援後の見守り活動に参加する。



# 1 章

〔健康・福祉・子育て〕

1-7

## 社会保障

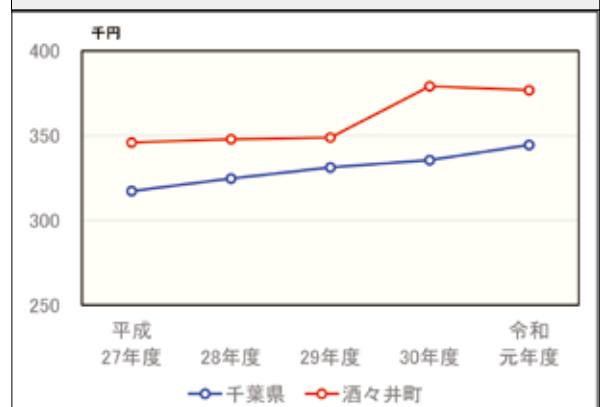
3 すべての人に  
健康と福祉を



### 現状と課題

- 国民健康保険は、平成 29 年度までは市区町村が個別に運営を行っていましたが、平成 30 年度からは都道府県が財政運営の責任主体となり、市区町村とともに運営を担っています。市区町村は、資格管理や保険（税）率の決定・賦課・徴収、保険給付など、地域における事業を引き続き行っています。
- 令和 3 年 5 月末現在、本町の 65 歳以上の国民健康保険被保険者の比率は 53.5% で、千葉県全体と比較して約 10% 高くなっています。1 人あたりの年間医療費も平成 27 年度の 34 万円台から令和元年度には 37 万円台に増加し、国民健康保険財政を圧迫しています。
- 国民年金制度は、すべての国民を対象として、老齢・障がい・死亡に関して必要な給付を行い、健全な国民生活の維持・向上に寄与し、国民の生活を支える仕組みとなっています。
- 年金に関しては、若い世代を中心として不信感・不安感が広まっており、未納者も増加しています。国民健康保険とともに、制度の安定的な運営を図っていくために、理解を促進する必要があります。

国民健康保険 1 人あたり年間医療費の推移



社会保険労務士による年金相談の様子

### 目指すべき町の姿

国民健康保険・国民年金制度への理解を促進し、  
多くの町民が健康で安心した生活を送れるまち

## 施策の方向性

方向性

1

### 「国民健康保険財政の健全化」

診療報酬明細書等の点検と必要に応じた再審査、重複受診対象者への指導等により、医療費支出の縮減・適正化を図ります。また未申告者や未納・滞納者への対応を強化し、徴収率の向上を目指します。

主な取組

- 「レセプト点検の充実強化」
- 「後発医薬品の使用促進」
- 「受診行動適正化事業の実施」
- 「未申告者の把握の促進」
- 「未納・滞納者への徴収強化」

方向性

2

### 「国民健康保険・国民年金制度の理解の促進」

国民健康保険、国民年金制度について、町ホームページや広報紙、年金相談等の機会を通して、内容や必要性についての町民の理解を促進し、その結果として適正な徴収を促進します。

主な取組

- 「町ホームページでの制度の紹介内容の充実」
- 「広報紙への啓発記事の掲載」
- 「社会保険労務士による年金相談の開催」

## 町民・地域に期待すること

- 国民健康保険制度、国民年金制度の趣旨を理解し、適正な納付を行う。
- 後発（ジェネリック）医薬品の使用を心がける。







## 2章

# 教育・文化

### 【基本目標】

人権と学びが尊重され、  
豊かな心と歴史・文化が香るまちづくり

- 2- 1. 学校教育
- 2- 2. 生涯学習
- 2- 3. 歴史・文化
- 2- 4. 生涯体育・スポーツ
- 2- 5. 国際交流・国際理解



# 2章

[教育・文化]

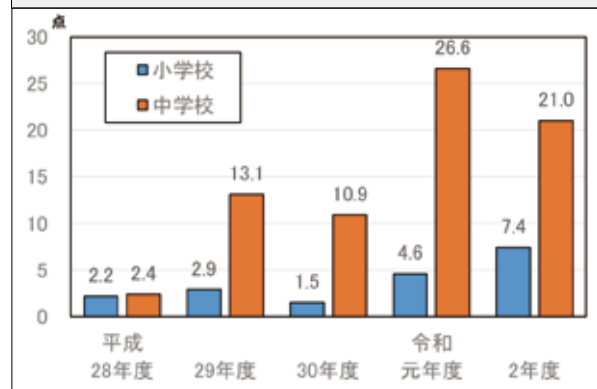
## 2-1 学校教育



### 現状と課題

- 本町では、第2期酒々井町教育振興基本計画の「しなやかに すこやかに いきいきと生きる人づくり」という基本理念の下で、確かな学力・豊かな心・健やかな身体が調和した「生きる力」を育むことを最重要課題として、学校教育に取り組んできました。
- 町立の2つの小学校と1つの中学校の校舎は、すべて耐震改修工事が終了していますが、各校とも築後年数が経過し、一部に老朽化がみられます。学校用地に関しては、酒々井小学校で借地が残っていること、酒々井中学校でグラウンドの拡張整備が必要なことなどが今後の課題となっています。
- 社会のあり方が劇的に変わる「Society5.0時代」の到来を見据え、本町でも小中学校児童生徒への1人1台の端末機器の配付、各教室のWi-Fi環境の整備など、ICT教育体制の整備を進めています。
- 教育は学校と家庭・地域が一体となって行うものという考え方の下で、家庭・地域住民が学校の教育活動に参加する取組を推進することが重要です。また、通学時の児童生徒の安全確保を徹底する必要があります。
- 複雑化・陰鬱化し、発見しづらい傾向がみられるいじめの問題をはじめ、児童生徒が抱える問題は一人ひとり異なっており、それぞれに対して個別に向きあう教育が求められています。
- 築後40年が経過する給食センターでは、安全・安心な学校給食の実施のため、施設設備の修繕や更新を行っています。給食では町内で収穫した米や野菜など、地元食材の利用を心がけています。また学校給食費を公会計化したことで、教職員の負担軽減や透明性の確保が図られたものの、更なる滞納額の解消が求められています。

千葉県標準学力検査において  
本町が千葉県平均を上回っている点数  
(小学校：2教科・中学校：5教科の合計点数)



ICT教育

## 目指すべき町の姿

安全で安心できる教育環境の下で、  
知・徳・体の調和のとれた児童生徒が育っているまち

### 施策の方向性

方向性

1

#### 「知・徳・体の調和のとれた教育の充実」【重点施策】

学習指導等専門支援員や ALT 等の配置によるきめ細かな指導、また ICT 教育の推進などにより、児童生徒の「確かな学力」の向上を目指すとともに、ふるさと学習を通して郷土愛の醸成に取り組みます。併せて「豊かな心」と「健やかな体」の育成を図り、知・徳・体のバランスの取れた児童生徒を育成します。

主な取組

「人的・物的な環境整備による学力の向上」  
「人権教育・情操教育の推進」 「体育・部活動の充実」  
「小学校・中学校の連携強化」 「酒々井学の推進」

方向性

2

#### 「教育環境の整備」

「学校施設長寿命化計画」に基づき、各小中学校の計画的な整備・改修と事前の予防修繕を行います。安全で児童生徒がのびのびと活動できる学校用地の確保・整備を促進します。また、時流に沿った ICT 教育環境の整備を進めます。

主な取組

「学校施設の計画的な改修の実施」 「酒々井小学校用地の町有地化の推進」  
「酒々井中学校のグラウンドの拡張・整備」 「教育 ICT 環境の整備」

方向性

3

#### 「安全で地域に開かれた学校づくり」

町民による学校教育活動への支援や通学時の見守り等のボランティア活動、地域の意見を聞き学校運営に活かしていくためのミニ集会の開催などの取組により、地域と一体となった学校づくりを目指します。通学路の点検などにより、児童生徒が安全に通学できる環境を整備します。

主な取組

「学校支援ボランティアの募集・活動の推進」  
「学校公開・ミニ集会の実施」 「学校と地域との協働の推進」  
「安全な通学環境の整備」

方向性

4

### 「一人ひとりに寄り添う教育の推進」

いじめや不登校への真摯な対応、個別相談の実施、特別支援学級の指導内容の充実など、児童生徒それぞれの状況に応じた教育を推進します。心の教育に関する会議や研修会を行い、個々の問題に対して、多面的な支援を行います。

主な取組

「いじめ・不登校の未然防止」  
「SOSの出し方指導を含む児童生徒への相談体制の充実」  
「特別支援教育の充実」「心の教育に関する会議・研修会の開催」

方向性

5

### 「安全・安心な学校給食の提供」

給食センターの適切な管理運営に努め、安定した学校給食の提供を行います。また、「学校施設長寿命化計画」にもとづいて現有施設の維持管理を図りながら、建替え等も含めた施設のあり方について検討します。

主な取組

「安全・安心な学校給食の提供」「給食センター施設のあり方の検討」

## 町民・地域に期待すること

- 学校の教育活動に関心をもち、学校行事や学校運営に関する活動に積極的に参加する。
- 草刈りや教材づくりなど、学校等の環境整備のための活動に参加する。
- 登下校時に児童生徒の安全を確保すべく通学路にて見守りを行うなど、子どもの見守りボランティア活動に参加する。
- 家庭と学校との連携を強め、いじめ等の早期発見に努める。

◇酒々井町の小中学校（学級数・児童生徒数は令和3年5月1日現在）

学校名	酒々井小学校	大室台小学校	酒々井中学校
学級数	21学級	17学級	18学級
児童生徒数	489人	324人	509人
学校経営の重点	<b>【教育目標】</b> ○人間尊重の精神に徹し、豊かな人間性と健やかな心身を持つ実践力のある子どもの育成	<b>【教育目標】</b> ○心豊かで、ともに学ぶたくましい子の育成	<b>【教育目標】</b> ○自ら学び心豊かでたくましい生徒の育成
	<b>【めざす児童像】</b> ・「し」んせつな子 ・「す」なおな子 ・「い」っしょうけんめいがんばる子	<b>【めざす子ども像】</b> ・ひとにやさしい子ども ・進んで学習する子ども ・何事にも挑戦し互いに磨きあう子ども	<b>【めざす生徒像】</b> ①明るく礼儀正しい生徒 ②正義・人権を尊ぶ生徒 ③主体的に学習する生徒 ④ねばり強く頑張る生徒 ⑤一生懸命に活動する生徒
学校のスナップ	ふれあい活動での異学年交流 	シンボルのくすの木と学び舎 	いじめゼロ宣言話し合い 



酒々井小学校 田植え体験



大室台小学校 マラソン大会



酒々井中学校 スポーツ大会



# 2章

[教育・文化]

## 2-2 生涯学習



### 現状と課題

- 誰もが何歳になっても学び直し、活躍することができる社会の実現が求められているなか、本町では生涯学習の場として「酒々井青樹堂」を運営しています。そのなかでは、「しすい青樹堂」や「青樹堂師範塾」などを開講していますが、体験活動や社会人向けの学習機会が少ないことが課題となっており、町民が参加しやすい魅力ある講座を充実させる必要があります。
- 町立図書館は、利用者の多様化するニーズに対応するため、幅広い分野の資料・情報の収集、提供を行っています。あらゆる世代の生涯にわたる自主的な学習を支援する拠点として、今後も利用者の利便性の向上に努める必要があります。
- 町民が生涯学習に取り組むきっかけづくりとして、ニーズを踏まえた学習機会等に関する情報を提供することが重要となります。
- 共働き世帯の増加などにより親と子が触れ合う時間が減少し、また子ども会活動への参加者が減少するなど、子どもと地域のつながりの希薄化も進んでいます。こうしたなかで、家庭、学校、地域が一体となって青少年の健全育成に向けた取組を行う必要があります。



酒々井青樹堂



町オリジナルの読書通帳

※読書通帳とは、銀行の預金通帳とよく似た冊子で、借りた本の記録を印字して残せる図書館専用の通帳のこと。

### 目指すべき町の姿

すべての町民が生涯にわたり、ライフステージに応じて主体的に学習できる環境が整備されているまち

## 施策の方向性

方向性

1

### 「ライフステージに応じた生涯学習の推進」【重点施策】

本町の生涯学習の中心と位置付けられる酒々井青樹堂の運営を、充実した内容で進めるとともに、年齢やライフステージに応じた学習機会の提供と内容の充実を図ります。また、生涯学習施設の計画的な整備を行います。

主な取組

「しすい青樹堂・青樹堂師範塾・一般講座等の運営」  
「こども青樹堂・地域未来塾の開講」  
「時代に応じた各種講座の展開」

方向性

2

### 「図書館サービスの充実」

電子書籍等を含め蔵書の充実を図るとともに、町民のニーズに対応したサービスを提供します。併せて、子どもの読書習慣の形成に取り組みます。

主な取組

「蔵書の充実」 「利用者ニーズに対応したサービスの充実」  
「図書館講演会やおはなし会等の開催」

方向性

3

### 「生涯学習情報の提供」

町民が生涯学習を認知し気軽に参加できるように、各種講座や活動等の情報を、電子媒体を含め多様な手段で提供します。

主な取組

「広報紙・まなびしすいによる学習情報の提供」  
「町ホームページ・SNSによる学習情報の提供」

方向性

4

### 「青少年の健全育成」

子どもの体験活動の活性化を図るとともに、いじめや悩みごとを相談できる体制を強化します。また、青少年が問題行動を起こさないよう、パトロール活動などの予防策を講じます。

主な取組

「子どもの体験活動の充実」 「青少年相談員事業の実施」  
「非行防止活動・パトロールの推進」  
「SNS・インターネットの安全な利用の促進」

## 町民・地域に期待すること

- 「自発的に学んでいく」という意識を持ち、生涯学習講座等に積極的に参加する。
- 自分の専門分野、詳しい分野について、学習講座等の講師となる。
- 読み聞かせ活動などのボランティア活動に参加する。



# 2章

[教育・文化]

## 2-3 歴史・文化

4 質の高い教育を  
みんなに



### 現状と課題

- 本町には、ともに国史跡に指定されている、千葉氏後期の本拠地となった本佐倉城跡と、旧石器時代の国内最大級の環状ブロック群（環状集落）である墨古沢遺跡があり、どちらも本町が誇れる歴史資産となっています。
- 墨古沢遺跡は、まだ広く認知されていないため、保存・活用に向けた取組を行っていくとともに、その周知を図る必要があります。
- 本佐倉城跡では、町外から訪れる観光客に対して、ボランティアによる案内ガイドの活動が行われています。アクセス道路の整備、トイレや案内所の設置などが進んでいますが、この地域資源を「まちの顔」として位置付けていくためには、周辺も含めて更に環境を整備していく必要があります。
- 本町の伝統芸能である獅子舞は、後継者不足が課題となっています。これらの文化財や本佐倉城跡・墨古沢遺跡などの歴史遺産を、保存するだけでなく町の活性化のために活用を図ることも重要となります。
- 町内では、さまざまな分野で町民による文化活動が行われていますが、活動団体構成員の高齢化、メンバーの固定化などにより、その活動がやや停滞してきている傾向がみられます。



国史跡墨古沢遺跡（発掘調査時の様子）



しすいみんな絵本

※町に伝わる民話を通じて子どもたちの郷土に対する愛着や誇りを育むとともに、広く町内外に町の魅力を発信することを目的に、令和元年から刊行開始

### 目指すべき町の姿

歴史・文化に対する町民の意識が高まり、本佐倉城跡などの歴史・文化資産が町の観光資源として十分に活用されているまち



## 施策の方向性

方向性

1

### 「墨古沢遺跡の保存・整備・活用の推進」【重点施策】

墨古沢遺跡の中長期的な保存・整備に向けた計画を策定します。併せて、展示会・講演会・シンポジウムを積極的に開催し、遺跡の周知を図ります。また、将来的な活用に向けて、史跡指定地・周辺地区の公有化を促進します。

主な取組

「墨古沢遺跡整備基本計画等の策定」  
「周知活動の強化」「史跡指定地・周辺地区の公有化の促進」

方向性

2

### 「本佐倉城跡の保存・整備・活用の推進」

本佐倉城跡及び周辺地区の整備を推進するとともに、整備エリア、整備手法の再検討を行います。また、観光客の案内を行うボランティアによる活動を支援します。

主な取組

「本佐倉城跡及び周辺環境の整備」「本佐倉城跡整備計画策定の検討」  
「本佐倉城跡案内ガイドの支援と育成」「周知活動の強化」

方向性

3

### 「文化財等の保護と活用」

獅子舞等の無形民俗文化財の伝承、古文書・歴史資料等の収集など、文化財の保護を推進します。また、歴史的価値の高い古民家や、町登録文化財である筋吉五郎家・相川文字家などの修理・整備のあり方について検討します。

主な取組

「無形民俗文化財の伝承」「古文書等の収集・調査・保管」  
「文化財の周知・普及・活用の推進」「古民家活用方策の検討」  
「旧酒々井宿保存活用計画策定の検討」

方向性

4

### 「文化活動の振興」

文化活動団体等に対して、活動活性化に向けた情報や活動機会の提供、補助金の交付などの支援を行います。

主な取組

「文化協会・郷土研究会の活動支援」「文化活動への支援」  
「酒々井ふるさとガイドの会の活動支援」

## 町民・地域に期待すること

- ふるさと「酒々井」に興味を持ち、住民活動に積極的に参加する。
- 町と連携して、本佐倉城跡の案内ボランティアガイド活動を行う。
- 文化財の環境整備（草刈り・清掃等）、維持管理（見回り・現況確認等）活動に参加する。
- 本佐倉城跡案内所などの文化財管理・活用施設の管理・運営を行う。



# 2章

[教育・文化]

2-4

## 生涯体育・スポーツ

3 すべての人に  
健康と福祉を



### 現状と課題

- 国のスポーツ基本計画では「若年期から高齢期までライフステージに応じたスポーツ活動の推進」といった施策が盛り込まれており、日常の社会生活におけるスポーツの重要性が指摘されています。実際に近年、年齢や体力に応じて気軽に参加できるスポーツ活動へのニーズが高まっています。
- 本町は、スポーツレクリエーション祭をはじめとして、ウォークラリー大会、親子スポーツ教室、水泳教室、カヌー体験教室、ライトスポーツクラブなど、町民がスポーツに触れ合う機会が数多く設けられており、多くの町民が参加しています。しかし、スポーツを志向しない人、したくても機会が持てない人もおり、こうした方々への対応が課題となっています。
- 誰もが気軽にスポーツに参加するためには、活動の「場」を整備する必要があると、その取組として学校の体育施設等の有効活用が求められています。町体育館は老朽化が進み、現在使用できない状況にあり、整備・改修について検討する必要があります。



スポーツレクリエーション祭



ライトスポーツクラブ

### 目指すべき町の姿

町民のさまざまなライフステージなどに応じ、  
健康的な生活を営む知識を学ぶ機会と、  
楽しく継続的にスポーツに取り組める環境が整っているまち

## 施策の方向性

方向性

1

### 「生涯体育・スポーツの推進」

スポーツを通じた健康づくり・共生社会の実現という視点も踏まえて、町民がライフステージに応じて気軽にスポーツに参加できる機会や、健康的な生活を営む知識を学ぶ機会を拡充します。順天堂大学スポーツ健康科学部と連携し、スポーツ体験等のイベントを開催します。

主な取組

「各種スポーツ教室・スポーツ大会の開催」  
「順天堂大学と連携したスポーツイベントの開催」

方向性

2

### 「スポーツに取り組む環境の整備」

学校の体育施設や既存スポーツ施設の開放を促進します。地域が主体となって活動を行う総合型地域スポーツクラブの設置を検討します。町体育館に関しては、整備・改修のあり方について検討します。

主な取組

「学校体育施設・既存スポーツ施設の開放の促進」  
「総合型地域スポーツクラブ設置の検討」  
「町体育館の整備・改修のあり方の検討」

## 町民・地域に期待すること

- スポーツ関係団体が町と連携して、各種スポーツ教室・スポーツ大会を開催する。
- 町内で開催されるスポーツ教室・スポーツ大会等に積極的に参加する。
- 町による、施設を有効に活用するための調整の取組に協力する。
- 町と連携して、総合型地域スポーツクラブ設置を検討する。
- 体育またはスポーツを生活の一部に取り込む「体育・スポーツの生活化」や、生活そのものを体育的にとらえる「生活の体育化」を実践する。



# 2章

[教育・文化]

## 2-5 国際交流・国際理解

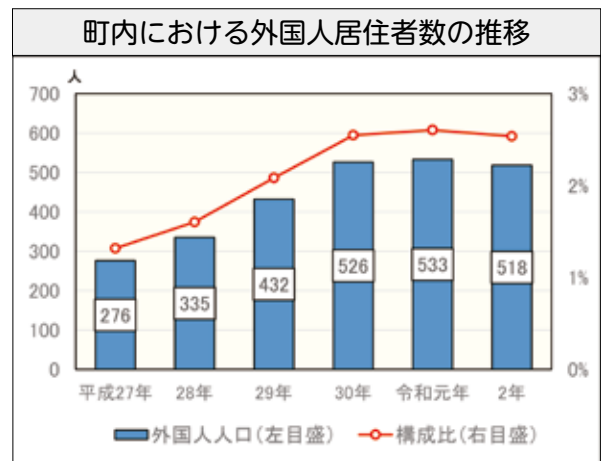


### 現状と課題

- 社会のグローバル化が進み、豊かな国際感覚と広い視野を持つ人材の育成が求められており、本町ではドイツ・オーストラリアとの国際交流事業を実施しています。また、保育園（町立）での英語教室等、保育園から中学校まで保小中 12 年間での一貫した英語教育を実施し、子どもたちが国際社会で活躍するために必要な確かな英語力の育成に努めています。
- 令和 2 年 10 月 1 日現在、町内には 518 人の外国人が居住しています。全人口に占める比率は 2.5% ですが、5 年前（平成 27 年、276 人）と比較すると約 1.9 倍に増加しています。今後もこの傾向が続くことが予測され、外国人のニーズを的確に把握し、外国人が不自由なく生活できる環境を整備する必要があります。
- 本町は平成元年に行った「平和都市宣言」を令和元年に「非核・平和都市宣言」に改正し、これまで「平和を考える朗読会」などの平和を啓発する取組を行ってきました。戦後 75 年が経過し、平和の大切さを今一度認識する機会を創出するとともに、国際理解・国際協調の一層の進展を図っていく必要があります。



国際交流受入事業（ドイツ ドルフェン市より受入）



### 目指すべき町の姿

郷土への誇りを持つとともに、他国への理解と関心が深まり、誰もが平和を意識し、快適に暮らすことができるまち

## 施策の方向性

方向性

1

### 「国際交流・国際理解教育の推進」

ふるさと学習を通して自国や郷土への理解を促進するとともに、町立中学校生徒のドイツ・オーストラリアへの派遣、海外生徒のホームステイの受入れなどの国際交流事業を推進します。また、引き続き保育園での英語教室を実施します。

主な取組

「ドイツ・オーストラリアとの国際交流事業の実施」  
「ホームステイ受入れ体制の整備」 「酒々井学の推進【再掲】」  
「保育園での英語教室の実施」

方向性

2

### 「外国人居住者向け支援の充実」

行政手続き書類や標識・生活情報等の多言語化を進めるとともに、外国人に対する読み書き、会話の指導を推進します。また町民と外国人が交流する機会を設け、相互理解を促進します。

主な取組

「町ホームページ、各種申請書類、案内標識等の多言語化の促進」  
「外国人生活支援のための多言語による情報提供」  
「外国人への日本語指導の実施」 「外国人との交流機会の創出」

方向性

3

### 「平和意識の高揚」

町民が平和について深く考え、平和への意識を高めるための機会を創出します。

主な取組

「平和啓発活動の実施」

## 町民・地域に期待すること

- 町からの海外生徒のホームステイの受入れ要請に、積極的に応じる。
- 外国人居住者に対して日本語指導を行う講師が必要な場合、協力するように努める。
- 異なる人種、宗教、文化的背景を持つ人が交流できる機会をつくるよう心がける。





# 3章

# 生活安全

## 【基本目標】

豊かな日常を守る、安全安心なまちづくり

- 3- 1. 防災
- 3- 2. 消防・救急
- 3- 3. 防犯
- 3- 4. 交通安全
- 3- 5. 消費生活



# 3章

〔生活安全〕

## 3-1 防災



### 現状と課題

- 令和元年房総半島台風や令和元年東日本台風など、関東地方を襲った近年の大型台風は、本町にも大きな被害をもたらしました。また、東日本大震災や熊本地震など、近年、大きな地震も多発しており、日常の防災対策や、災害発生時の減災対策の重要性が高まっています。そうしたなかで、本町では「自助・共助・公助の役割分担のもとで地域の防災力の整備・強化を図る」ための基本方針となる地域防災計画を策定し、災害の発生に備えています。
- 災害発生時には正確・迅速な情報の収集・伝達が重要となり、さまざまな手段で町民に情報を伝達しています。
- 令和3年9月現在、本町には15の自主防災組織があり、各地域で活動を行っています。地域の防災体制を強化するために、今後も組織による活動を活性化させていくことが求められます。
- 平成30年時点での本町の住宅の耐震化率は約91%で、全国の約87%を上回っていますが、更なる耐震化の促進が求められています。また震災の発生に備えて、日頃から意識を高めておくことも重要となります。

近年の主な大規模災害		
発生時期	名称	備考
平成23年3月	2011年東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）	最大震度7、マグニチュード9 国内観測史上最大規模
平成28年4月	2016年熊本地震	最大震度7、マグニチュード7.3
平成29年2月	2017年北海道胆振東部地震	最大震度7、マグニチュード6.7
令和元年9月	令和元年房総半島台風	千葉県や神奈川県で停電・断水等大きな被害発生
令和元年10月	令和元年東日本台風、台風第21号に伴う大雨	東日本で記録的な大雨に



避難所開設訓練

### 目指すべき町の姿

自助・共助・公助により、町が一体となって  
防災・減災対策に取り組む災害に強いまち



## 施策の方向性

方向性

1

### 「防災・減災対策の充実」

災害の発生状況等を踏まえて、国土強靱化地域計画及び地域防災計画の見直しを随時行います。また、災害情報が正確・迅速に町民に伝わる体制の構築、災害発生時を想定したシミュレーションの実施、民間事業者との連携の仕組みづくりを進めます。

主な取組

「国土強靱化地域計画等の随時見直し」  
「町民向けの情報伝達手段の確保」  
「災害発生時のシミュレーションの実施」  
「ぼうさい出前講座等の開催」

方向性

2

### 「地域防災力の強化」【重点施策】

町内各地域における自主防災組織の設置やその中心として活動する防災リーダーの育成等を通して、地域における共助による防災力の強化を図ります。

主な取組

「自主防災組織の設置支援」 「地域防災リーダーの育成」  
「資機材等購入の支援」

方向性

3

### 「耐震化の促進」

地震災害から町民の生命と財産を守るため、住宅の耐震診断・改修を進めます。また、住宅内の耐震設備の設置を促進します。併せて、震災への意識を高めるための耐震セミナーを実施します。

主な取組

「木造住宅の耐震診断・改修の補助」  
「耐震シェルター・防災ベッドの設置補助」  
「家具転倒防止器具等設置の助成」 「耐震セミナーの開催」

## 町民・地域に期待すること

- 「自分の身は自分で守る・地域で守る」という自助・共助の意識を持つ。
- 家庭において、食料・飲料の備蓄や非常持出品の準備を心がける。
- 地域の防災リーダーとして、防災士の資格を取得する。
- 自治会や自主防災組織が、地域での防災訓練の実施、避難経路・要配慮者の事前確認等を行う。
- 自治会、自主防災組織が町と連携し、避難所開設訓練や防災訓練を実施する。



# 3章

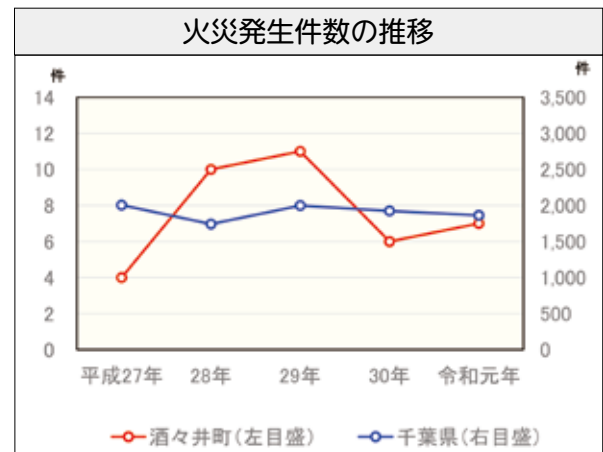
〔生活安全〕

## 3-2 消防・救急



### 現状と課題

- 近年の本町における年間火災発生件数は、平成28年10件、29年11件、30年6件、令和元年7件と推移しています。令和元年の人口1万人あたりの火災発生件数は3.42件で、千葉県全体（2.97件）よりやや高い水準となっています。
- 本町の消防は、常備消防は佐倉市八街市酒々井町消防組合により、また地域防災の担い手である消防団（非常備消防）は団本部以下13個分団体制で営まれています。消防団員数は、令和3年4月現在160人となっています。
- 全国的に消防団員数の減少が進んでいますが、本町でも同様の傾向がみられ、災害発生時の団員出勤率も低下しています。令和3年度より消防職・団員OBを対象とした機能別消防団員制度を導入するなどの取組を行っていますが、引き続き対策を講じる必要があります。
- 町民一人ひとりが日頃から「火災を起こさない」という意識を持つことが重要であり、町としてそうした意識を高めるための取組を行う必要があります。



酒々井町消防操法大会

### 目指すべき町の姿

消防体制の強化と防火意識の高揚により、  
火災の発生が抑制されているまち

## 施策の方向性

方向性

1

### 「消防・救急体制の強化」

消防活動に必要な施設や機材の更新を計画的に進めます。消防団については、団員を確保するための取組を推進するとともに、組織・制度の多様化の方策を検討します。町民が救急時に適切に対応できるよう、救急救命講習等を実施します。

主な取組

「消防水利の計画的な更新、整備」  
「消防資機材の更新・整備」  
「消防団員の確保と団活動活性化の促進」  
「消防団の新たな機能別分団・団員制度の導入の検討  
(大規模災害対応分団、女性消防団等)」  
「救急救命講習等の実施」

方向性

2

### 「防火意識の高揚」

火災を予防する意識を高めるための取組を推進するとともに、火災発生時に的確な行動ができるような訓練を行います。

主な取組

「学校等での防火講習会の開催」  
「防火訓練、初期消火訓練の実施」

## 町民・地域に期待すること

- 住宅用火災警報器や消火器の設置など、家庭における火災予防対策を行う。
- 防火訓練・初期消火訓練や救急救命講習会に積極的に参加する。
- 消防団に積極的に入団する。
- 各地域の消防団が、火災等発生時の備えとして訓練を実施し、また火災予防の啓発を行う。
- 町と連携して、イベント等における消防団員の募集活動を行う。



# 3章

〔生活安全〕

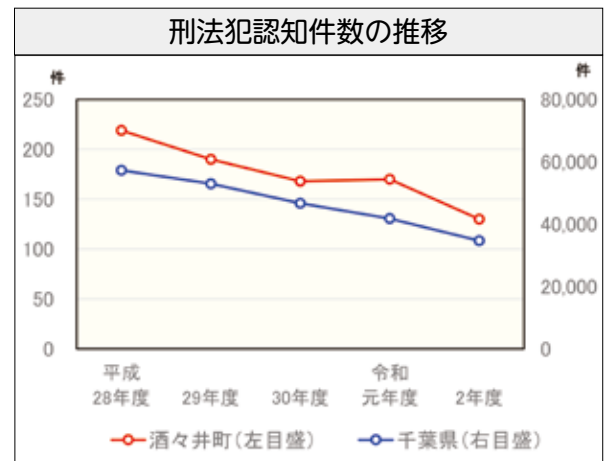
3-3

## 防犯



### 現状と課題

- 令和2年における本町の刑法犯認知件数は130件で、近年、減少傾向にあります（平成28年：219件、この間の減少率：40.6%）。ただし、令和2年の人口1万人あたりの件数は63.8件で、県全体の55.2件をやや上回っています。
- 本町では、佐倉警察署酒々井交番に加え、警察官OBを配置した防犯ボックスがJR酒々井駅東口に設置されており、地域の犯罪抑止の重要な役割を果たしています。また、防犯ボランティア団体をはじめとして、さまざまな主体がパトロール活動を行うなど、官民が連携した防犯活動が行われています。
- 防犯ボランティア活動については、団体構成員の高齢化・固定化により、活動できる範囲が限定的になってきています。防犯意識を高めるためにも、より多くの町民の参加を促進する必要があります。
- 犯罪を抑止するためには、「犯罪が起こりにくい環境」を整備することが重要です。本町では防犯街灯の整備などの、ハード面での取組を計画的に進めているところですが、こうした取組を継続して推進していく必要があります。



酒々井小防犯パトロール活動

### 目指すべき町の姿

防犯パトロール活動や防犯啓発活動などの効果的な実施により、犯罪が起こりにくい安全で安心なまち

## 施策の方向性

方向性

1

### 「防犯体制の強化・充実」【重点施策】

地域防犯の核としての機能を有する防犯ボックスを運営します。防犯ボランティア団体等と町が一体となって実施するパトロール活動を推進します。また、防犯ボランティア活動活性化のために、町民の参加を促すための取組を推進します。

主な取組

「防犯ボックスの運営」  
「ボランティア組織による見守りパトロール活動への支援」  
「防犯ボランティア活動の周知と参加の促進」

方向性

2

### 「犯罪抑止機能の整備」

各地域における防犯街灯の充実と防犯カメラの設置促進などのハード面の充実により、犯罪が起こりにくい環境を整備します。

主な取組

「町管理の路線での防犯街灯の整備」  
「自治会管理路線での防犯街灯整備の助成」  
「防犯街灯の LED 器具への更新の促進」  
「防犯カメラ設置の促進」

## 町民・地域に期待すること

- 防犯意識を高め、各家庭での防犯対策を行う。
- 犯罪をなくすために、地域内でのコミュニケーションを図るよう心がける。
- パトロール活動など、防犯ボランティア活動に積極的に参加する。
- 町内の防犯団体、自治会等によるパトロール活動、スクールガード活動を強化する。
- 防犯街灯の故障や不具合があれば、早急に町に伝達する。



# 3章

〔生活安全〕

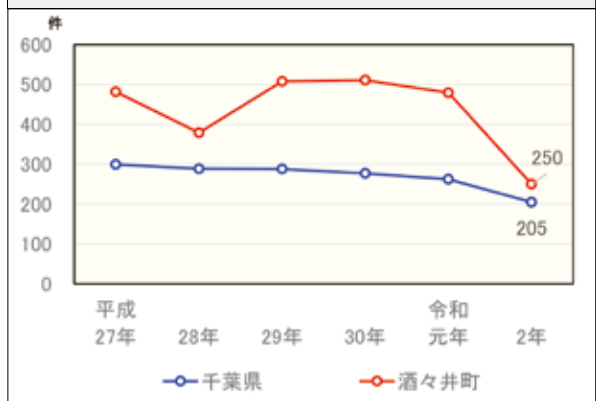
## 3-4 交通安全



### 現状と課題

- コロナ禍で全国的に交通量が減少したことを受け、本町の令和2年の交通事故発生件数は、前年の98件から51件へと、大きく減少しました。ただし、町内は人口規模の割に交通量が多い広域幹線道路が多く、本町の人口10万人あたりの交通事故発生件数は、千葉県全体より高い水準となっています（令和2年 酒々井町：250件、千葉県：205件）。
- 町内では、生活道路の一部で設定しているゾーン30区域（時速30kmに制限した区域）での速度超過、大型貨物自動車等通行禁止道路への大型車の進入といった事例が確認され、子どもたちや高齢者などに危険が及ぶケースもあります。
- 令和3年6月に近隣自治体において、下校中の児童の列にトラックが突っ込み、死傷者が出るという凄惨な交通事故が発生しました。町内でも小中学校の通学路で十分な安全性が確保されていない箇所もあり、県道への歩道整備や大型貨物自動車等通行禁止区域への進入禁止など、通学路の安全確保が今後の課題となっています。
- 近年、高齢者が運転する自動車による交通事故が増加しています。制度面で、75歳以上の運転免許証更新時における認知機能検査の強化などが行われていますが、今後高齢者の更なる増加が見込まれており、早急な対策が求められます。

交通事故発生件数（人口10万人あたり）の推移



大室台小学校での交通安全教室

### 目指すべき町の姿

年齢に応じた交通安全意識の高揚が図られ、  
交通事故が起こりにくい安全なまち

## 施策の方向性

方向性

1

### 「交通安全対策の推進」【重点施策】

交通事故多発地点において、地域の実状に応じた速度規制などの交通規制の導入や交通安全啓発看板の設置などを、警察と協議のうえで促進します。学校の通学路における交通事故防止対策を講じます。また、ハード面の交通安全対策を推進します。

主な取組

「危険箇所での交通規制・交通安全啓発看板の設置等の推進」  
「登下校時の見守り活動の実施」 「通学路の点検の実施」  
「交通安全対策施設の充実」

方向性

2

### 「交通安全意識の高揚」

警察や交通安全団体と連携して、幅広い層に対する交通安全教室を開催するなど、交通安全意識の高揚を図ることや、高齢者ドライバーによる交通事故を防ぐ取組を強化します。また、交通事故が発生した場合に見舞金を支給する助け合いの制度である交通災害共済制度のPRを推進します。

主な取組

「交通安全教室の開催」  
「広報紙・ポスター等による意識の啓発」  
「高齢者の免許自主返納への支援」  
「交通災害共済制度の普及促進」  
「交通安全啓発キャンペーンの実施」

## 町民・地域に期待すること

- 交通ルールの遵守と交通マナーの徹底により、交通事故の防止に努める。
- 高齢になった際に、運転免許証の自主返納について積極的に検討する。
- 自治会等による交通安全啓発看板の設置、登下校時の見守り活動を推進する。
- 佐倉交通安全協会酒々井支部による四季の交通安全運動時に合わせた広報活動を推進する。
- 佐倉警察署、佐倉交通安全協会と町との協働により、交通安全教室を開催する。



# 3章

〔生活安全〕

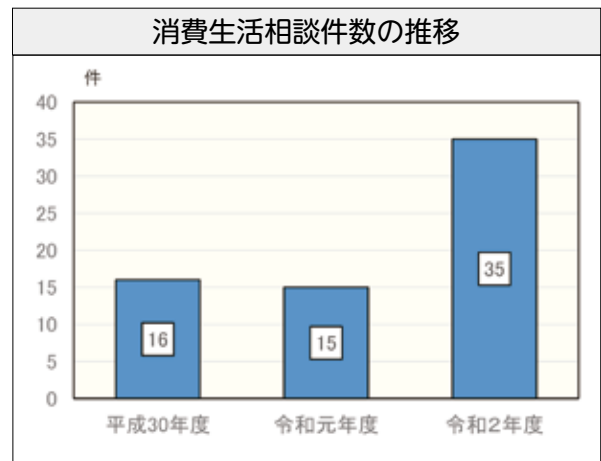
3-5

## 消費生活



### 現状と課題

- 情報化の進展などに伴い、便利で快適な消費生活が送れるようになりましたが、その一方で消費者側の知識や情報が十分でないことから、高齢者を狙った悪質な詐欺の発生など、消費者がトラブルに巻き込まれる事案が数多く発生しています。
- 最近では、インターネットをはじめとする情報通信手段を媒介とした新たな消費者トラブルが増え続けており、大きな社会問題となっています。
- 本町でも消費生活相談を行っています。すべての事案に対応することは難しい状況にあります。町として国民生活センター等と連携を図りながら、個々の事案に対応する体制を整備する必要があります。
- 犯罪発生後の対応だけでなく、発生前の段階で「消費者犯罪を起こさせない」ことも重要だといえます。そのためには、町民一人ひとりが消費者犯罪についての理解を深め、消費者意識を高めていくための情報提供が求められています。



消費生活相談の様子

### 目指すべき町の姿

国や県と連携した消費生活相談体制の下で、  
被害の防止と問題発生時の対応が十分に行われているまち



## 施策の方向性

方向性

1

### 「消費者保護の推進」

多様化・高度化する消費者問題に対応できるよう、質の高い相談員による、的確な消費生活相談ができる体制を整備します。

主な取組

「消費生活相談の実施」  
「研修会等への参加による消費生活相談員の育成」

方向性

2

### 「消費者意識の高揚」

国民生活センターなどの関係機関から、消費者被害の事例や対応策に関する情報を幅広く収集し、そうした情報をさまざまな媒体を通して町民に提供することにより、消費者意識の高揚を図ります。

主な取組

「消費問題に関する情報の収集」  
「啓発パンフレットの作成・配布」  
「消費者教室・出前講座の開催」  
「町ホームページ・広報紙・SNS等での消費問題に関する情報の発信」

## 町民・地域に期待すること

- 消費者問題についての知識を学び、悪質な事案に巻き込まれないように注意する。





# 4章

# 環境共生

## 【基本目標】

自然と共存し、環境に負荷をかけないまちづくり

- 4- 1. 環境保全
- 4- 2. 脱炭素化
- 4- 3. 資源循環
- 4- 4. 生活衛生

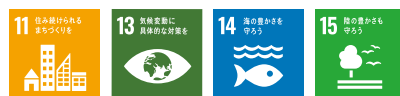


# 4章

[環境共生]

4-1

## 環境保全



### 現状と課題

- 本町は、里山の豊かな緑や印旛沼の水辺などの豊かな自然環境に恵まれており、町民意識調査においても、多くの町民が酒々井町の好きなところとして「自然環境」をあげています。本町では、この自然環境を守るために、ごみゼロ運動などの取組を行っていますが、町内の一部地域では、産業廃棄物の不法投棄などが問題となっており、環境保全体制の整備に向けた取組を更に強化する必要があります。
- 町民の環境意識が高まるなか、町内ではさまざまな民間団体が、清掃活動や花を植えるなどの環境美化活動に取り組んでいます。今後もこれらの団体が継続して活動できるように、町としての継続的な支援が求められています。
- 昭和 30 年代以降の急速な都市化の影響により悪化した印旛沼の水質浄化に向けて、本町では合併処理浄化槽の普及促進などに積極的に取り組んでいます。県などの関係団体と連携し、引き続き水質浄化に向けた取組を推進する必要があります。
- 公園は町民にとって憩いの場であり、また有事の際の避難場所であるなど、多くの機能をもつ施設です。町内の公園の利用状況や設備の老朽化などの状況を踏まえ、適正な維持管理を行うことが重要となります。



不法投棄監視員の活動



酒々井総合公園の桜並木

### 目指すべき町の姿

きれいなまちに向けた活動が日常的に行われ、  
豊かな自然と快適な生活環境が維持されているまち

## 施策の方向性

方向性

1

### 「環境保全対策の推進」

町の豊かな美しい自然環境を守り、公害を防止するための環境保全条例を制定します。ごみゼロ運動の継続的な実施や雑草条例の見直し、ごみや残土等の不法投棄防止のための各種事業を推進します。

主な取組

「環境保全条例の制定」「ごみゼロ運動の実施」「雑草条例の見直し」  
「不法投棄防止看板・監視カメラ等の設置の促進」  
「不法投棄防止パトロール体制の整備」

方向性

2

### 「町民とともに育てる緑のまちづくり」

町民の環境意識の高揚や景観保全のために、花いっぱい運動の推進や、公園等愛護団体の活動支援を行うことにより、緑のあふれるまちづくりに取り組みます。

主な取組

「花いっぱい運動の推進」「公園等愛護団体の活動支援」

方向性

3

### 「水質の浄化」

印旛沼の水質浄化に向けて、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進します。また、町内の水源の定期的な水質検査を実施します。

主な取組

「合併処理浄化槽への転換の促進」「水質検査の継続」

方向性

4

### 「公園の適正な維持管理」

総合公園と町内に 39 カ所立地している街区公園について、適正な維持管理を行います。

主な取組

「総合公園の適正な維持管理」「街区公園の適正な維持管理」

## 町民・地域に期待すること

- ごみゼロ運動や地域における環境美化活動に積極的に参加する。
- 町民・団体が町と一体となって、花植えや公園清掃等の緑のまちづくり運動を行う。
- 廃棄物の不法投棄を発見したら、町へ早急に報告する。
- 下水道計画区域外の自治会と町が連携して、合併浄化槽への転換促進活動を行う。
- 不法投棄を防ぐため、所有地の雑草を刈るなど土地の管理を行う。



# 4章

〔環境共生〕

## 4-2 脱炭素化



### 現状と課題

- 国は、令和2年10月に「2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、カーボンニュートラル・脱炭素社会の実現を目指す」と宣言しました。千葉県も令和3年2月に「2050年二酸化炭素排出実質ゼロ宣言」を行い、企業が脱炭素を意識し経営に取り込む動きも拡大するなど、脱炭素化に向けた流れが加速しています。
- 令和3年11月に開催されたCOP26（国際気候変動枠組み条約締結国会議）では、「産業革命前からの気温上昇を1.5度以内に抑える努力の追求」「石炭火力発電の段階的な削減への努力の加速」などが合意されました。地球規模での気候変動のリスクを正面から受け止め、社会全体で対策を急ぐ必要があります。
- 本町では、平成29年に「地球温暖化防止実行計画（事務事業編）」を策定し、温室効果ガス排出量削減目標達成に向けて、公共施設への太陽光発電システムの導入や照明のLED化などの取組を推進しています。今後は、町民、事業者、行政がそれぞれの立場で、脱炭素に向けた取組を推進していく必要があります。
- 町民の環境問題への関心や理解を高めるために、環境教育の推進や情報発信の強化を図っていくことも重要となります。



太陽光発電の状況が見えるモニター  
(役場分庁舎)



中央公民館のソーラーパネル

### 目指すべき町の姿

町民と町が一体となって、強い意識のもとで  
地球温暖化防止に向けた取組を進め、効果が出ているまち

## 施策の方向性

方向性

1

### 「地域計画の策定と進捗管理」

本町の自然的・社会的条件に応じて、町の温室効果ガス排出量抑制等を推進するための地域計画を策定し、そのなかで掲げる施策の進捗管理を行います。

主な取組

「地球温暖化防止実行計画（区域施策編）の策定」  
「計画の進捗管理（CO2削減動向等の管理）の実施」

方向性

2

### 「地球温暖化対策の推進」【重点施策】

町民及び事業者による再生可能エネルギー、クリーンエネルギー自動車の導入などにより、地球温暖化対策を推進します。また、公共施設における再生可能エネルギーの導入を促進し、バイオマス発電による電力供給について研究・検討します。

主な取組

「住宅・事業所向け再生可能エネルギー導入の促進」  
「電気自動車等のクリーンエネルギー導入の促進」  
「冷暖房温度の適正化、クールビズ・ウォームビズの啓発」  
「窓、壁等の断熱リフォーム、高効率な家電製品への買い替えの啓発」  
「バイオマスを念頭とした公共施設における再生可能エネルギー導入の最適化の研究・検討」

方向性

3

### 「地球温暖化防止へ向けた意識の啓発」

町民の環境問題への関心や理解を深めるために、小中学生や社会人を対象とした学習講座や各情報媒体を通じた情報発信を強化します。

主な取組

「脱炭素化に向けた学習講座の開催」  
「町ホームページ・広報紙・SNS等での低炭素化に向けた情報の発信」

## 町民・地域に期待すること

- 地球温暖化に関する理解を深め、カーボンニュートラルの必要性を認識する。
- 環境に関する学習講座等に積極的に参加する。
- 家庭や事業所において、「省エネルギー」と「再生可能エネルギー利用促進」のためのシステムの導入を促進する。



# 4章

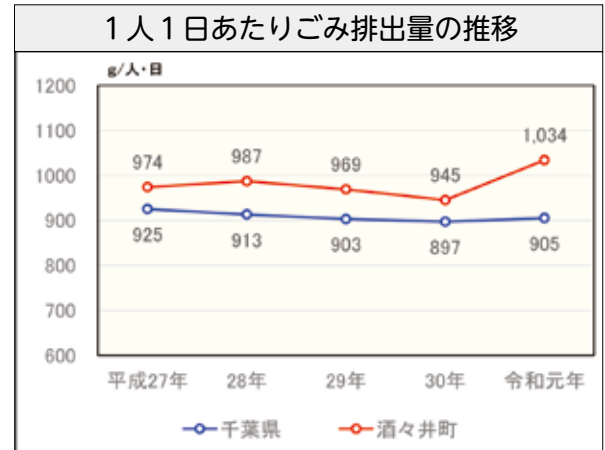
[環境共生]

## 4-3 資源循環



### 現状と課題

- 近年の大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済社会活動は、プラスチックごみによる海洋汚染などの環境問題を引き起こし、生物多様性に悪影響を及ぼしています。環境への負荷を軽減するために、世界全体で、持続可能な形で資源を効率的に活用する「資源循環型社会」の構築が求められています。
- 本町で発生したごみは、一般廃棄物収集運搬許可業者により収集され、酒々井リサイクル文化センターごみ焼却施設にて処理された後に、最終処分場への埋め立て、一部資源物の再資源化が行われるという流れで処理されています。
- 本町では、令和2年に策定した「酒々井町一般廃棄物処理基本計画」に基づいて、ごみの減量化・再資源化に取り組んでいます。令和元年度の町民1人1日あたりのごみ排出量は1,034gで、県全体の905gを上回っており、減量化・再資源化に向けた取組を更に強化する必要があります。
- 平成30年度の町民1人あたりのごみ処理経費は8,648円で、その内訳を見ると、全体の約4割を占める収集運搬費が、近年増加傾向にあります。ごみ収集体制を将来にわたり維持していくために、長期的な視野に立ったごみ収集体制を構築する必要があります。



酒々井リサイクル文化センター

### 目指すべき町の姿

ごみの減量化・再資源化と適正な処理が行われ、  
環境に負荷をかけない資源循環が行われているまち



## 施策の方向性

方向性

1

### 「ごみの減量化・再資源化の促進」

ごみの減量化・再資源化の促進に向けて、さまざまな情報媒体を介した情報発信と、ごみの大量排出事業者への指導を強化します。また、町内の資源回収協力団体による活動を支援します。併せて、プラスチックごみの削減については、国の政策を踏まえた排出抑制策を講じます。

主な取組

「広報紙等によるごみの分別・減量化の啓発」  
「町ホームページ・広報紙・SNS 等による分別・減量化の情報発信」  
「事業者へのごみ減量化の指導」  
「資源回収民間協力団体への支援の充実」  
「プラスチックごみの排出抑制の促進」

方向性

2

### 「ごみ収集体制の整備」

効率的なごみ収集体制を整備するために、的確な能力を有する事業者を選定し、分別区分の変更など必要に応じた収集体制の見直しを行います。また、受益者負担の観点から、ごみ処理手数料についても適正な水準への見直しを検討します。

主な取組

「委託業者の適正な選定」  
「ごみ収集体制の継続的な見直し」  
「ごみ処理手数料適正化の検討」

## 町民・地域に期待すること

- 日常生活において、ごみの排出抑制・再利用・再資源化について意識する。
- 家庭や事業所において、ごみの排出抑制と正しい分別を徹底する。
- 買い物にエコバッグを持参するなど、プラスチックごみをできるだけ出さないように心がける。
- プラスチックや紙類などの再資源化（リサイクル）に取り組む。



# 4章

[環境共生]

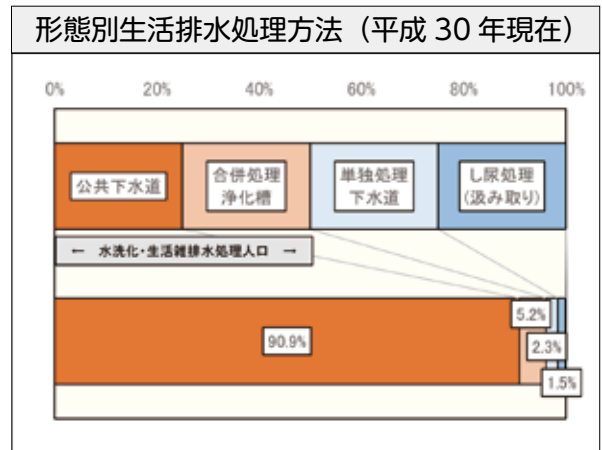
4-4

## 生活衛生



### 現状と課題

- 本町における生活雑排水・し尿は、約9割が公共下水道施設にて処理されていますが、し尿等の収集・運搬が必要な世帯も残っています。し尿等は、一般廃棄物収集運搬業許可業者が収集し、印旛衛生施設管理組合の汚泥再生処理センターにて広域処理されていますが、確実な処理体制を維持し、生活衛生環境を守っていくためには、事業者に対し適正な業務を行うように指導を行う必要があります。
- 火葬場施設については、佐倉市、四街道市、酒々井町の2市1町の葬祭組合でさくら斎場を運営しています。今後は葬儀ニーズの多様化と火葬件数の更なる増加が予測されるため、他自治体と連携し、適正な運営管理に努める必要があります。また、近年管理者の高齢化による墓地の管理放棄が多く見られ、現状に即した対応が求められます。
- ペットを飼う世帯が増加しており、道路や公園など公衆の場における犬のフンの放置など、飼い主のマナーの欠如に起因する公衆衛生上の問題が数多く発生しています。



さくら斎場

### 目指すべき町の姿

町民が生活するうえで、  
必要な衛生環境が十分に整備されているまち

## 施策の方向性

方向性

1

### 「し尿処理体制の充実」

一般廃棄物収集運搬業許可業者に対して、し尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬、浄化槽への定期検査や保守点検などについて、適正な指導に努めます。

主な取組

「し尿処理事業者への適正な指導の実施」

方向性

2

### 「葬祭施設等の適正な維持管理」

増加・多様化する葬儀ニーズに対応するために、佐倉市、四街道市と連携しながら、さくら斎場の適正な運営管理を行います。また、墓地の適切な運営管理のために、墓地設置条例の見直しを行います。

主な取組

「さくら斎場の円滑な運営」

「墓地設置条例の見直し」

方向性

3

### 「公衆衛生対策の推進」

良好な公衆衛生環境を維持するために、ペットの飼い主のマナーの向上を啓発します。また、狂犬病予防接種の接種率の向上のため飼い主への通知と調査を徹底するとともに、飼い主のいない猫への対策を強化します。

主な取組

「ペットの飼い主へのマナー向上の啓発」

「畜犬登録の管理徹底」

「飼い主のいない猫への対策の強化」

## 町民・地域に期待すること

- ペットは正しいマナーの下で飼育する。





# 5章

# 都市基盤

## 【基本目標】

便利で快適な、歩いて暮らせるまちづくり

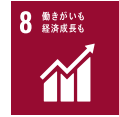
- 5- 1. 都市計画・市街地整備
- 5- 2. 道路
- 5- 3. 公共交通
- 5- 4. 上水道
- 5- 5. 下水道
- 5- 6. 河川



# 5章

〔都市基盤〕

## 5-1 都市計画・市街地整備



### 現状と課題

- 本町では、平成 26 年に 20 年後までの都市計画の長期的なまちづくりの方向性を定めた「都市計画マスタープラン」を策定しましたが、近年の町を取り巻く環境の著しい変化を受け、見直しが必要な状況となっています。
- 本町の抱えている課題として、中心市街地の活性化や京成宗吾参道駅、JR 南酒々井駅及び東関東自動車道酒々井インターチェンジ（以降「酒々井IC」）周辺の開発促進における土地利用、また転入人口の伸び悩みなどがあげられることから、適正な土地利用を図り、これらの課題を解決していく必要があります。また、「市街化調整区域における土地利用方針及び地区計画ガイドライン（以降「ガイドライン」）」では、市街化調整区域における地区計画を誘導するための運用基準が示されており、その活用を図る必要があります。
- 近年、全国的に空き家が増加し、大きな社会問題になっています。本町では平成 30 年に「空家等対策計画」を策定し課題解決に向けた取組を推進していますが、高齢化の進展などの要因から、町内における空き家は今後も増加することが予測されます。
- 本町では、平成 29 年に景観計画を策定し、町の美しい景観の保全と良好な景観の形成を促進してきました。景観は、過去の町のさまざまな営みの積み重ねで創られたものであり、引き続き良好な景観の保全・形成に努めていく必要があります。



ふじき野地区の街並みの様子



京成宗吾参道駅

### 目指すべき町の姿

都市計画マスタープランに基づき、  
総合的な地域整備と適正な土地利用が図られているまち

## 施策の方向性

方向性

1

### 「総合的な地域整備の推進」

現行の都市計画マスタープランの見直しを行い、中長期的な本町の地域整備の全体的な方向性、地域別の方向性を示していきます。

主な取組

「都市計画マスタープランの見直し」

方向性

2

### 「適正な土地利用の推進」【重点施策】

J R 酒々井駅と京成酒々井駅周辺の中心市街地においては、商業的土地利用を促進します。併せて、市街化調整区域である京成宗吾参道駅周辺地区と J R 南酒々井駅周辺地区では生活利便施設を、酒々井 I C 周辺地区では製造・流通・業務用施設などの産業用地を誘導します。また、上岩橋地区の一部を、安全安心な暮らしに町民を導くための「しすい安全安心創造ゾーン」と位置付けます。休園となっているちびっこ天国については、関係機関と連携し今後の活用手法を検討します。

主な取組

「中心市街地の商業的土地利用の促進」  
「『ガイドライン』に基づく市街化調整区域の計画的な土地利用の誘導」  
「酒々井 I C 周辺地域等開発における県・近隣自治体との連携」  
「しすい安全安心創造ゾーンの設置」「ちびっこ天国の活用手法の検討」

方向性

3

### 「空き家対策の推進」

空き家の有効活用による地域活性化を図るため、空き家バンク事業を実施します。また、空き家の発生を抑止するとともに、空き家の適切な管理を促進するため、関係機関と連携して空き家に関するセミナーや相談体制の整備を行います。

主な取組

「空き家バンク事業の実施」「空き家セミナーや相談会の開催」

方向性

4

### 「景観の保全と整備」

景観計画に基づいて、町の自然や歴史・文化により創られてきた景観の保全と、改善に向けた取組を促進します。地域と一体となって、重点的に景観形成を図っていく景観形成重点地区の指定を検討します。

主な取組

「景観計画に基づく良好な景観形成の誘導」  
「景観形成重点地区指定の検討」「古民家活用方策の検討【再掲】」

## 町民・地域に期待すること

- 都市計画・市街地整備に関する意識を高め、良好な街並みの形成・景観の保全に努める。
- 空き家となることが懸念される住宅の所有者は、子世代とともに将来、相続が発生した際の維持管理・活用・処分等の方針について検討する。



# 5章

## 〔都市基盤〕

### 5-2 道路



#### 現状と課題

- 本町では、国道51号と296号が整備されているほか、町の南部地域を通過する東関東自動車道には酒々井ICとともに酒々井パーキングエリア（以降「酒々井PA」）が設置されており、広域的な往来を行うための道路環境は良好な水準にあるといえます。なお、東関東自動車道に設置されている酒々井PAは、国の中央防災会議において、大災害発生時の応急対策活動拠点としての複合的機能も位置付けされており、町としても、周辺道路等の環境整備について検討する必要があります。
- 国道296号と町の南部地域をつなぐ町道02-012号線（尾上・飯積線）は、酒々井南部地区新産業団地へのアクセス向上という面から早期の整備が求められています。また、その他地域住民の交通利便性を考慮した交通結節点の機能拡充について検討する必要があります。
- 町民の日常生活において重要な役割を果たす町道については、整備による効果を考慮し優先順位をつけ、交通安全面にも考慮しながら、計画的に整備を進める必要があります。また、敷設後年数が経過し老朽化が進んでいる箇所、未舗装の箇所などが数多く見られます。橋梁も含めて、適正な維持管理を行い、長寿命化を図る必要があります。
- 近隣の主要都市との広域的な連絡を担う広域幹線道路や、これを補完する役割を果たす主要な地方幹線道路については、都市間交通需要への対応、町中心部への通過交通を迂回させ通過を抑制する環状機能の検討と併せて災害時も含めたネットワーク機能の維持という観点から、将来を見据えた計画的な整備が求められています。



酒々井IC



修繕後の道路

#### 目指すべき町の姿

計画的に整備された道路を町民が安全に利用でき、道路の利用により町外からの来訪も促進されるまち



## 施策の方向性

方向性

1

### 「町道の整備の推進」

都市計画道路である町道 02-012 号線（尾上・飯積線）などの町道は、地域の実状を踏まえ優先順位を考慮し、また関係地権者の理解・協力を得ながら整備を推進します。また、交通安全のための取組を実施します。

主な取組

「尾上・飯積線などの幹線道路の整備推進」  
「地域の実状に合わせた町道の整備推進」  
「交通安全対策施設の充実【再掲】」  
「通学路の点検の実施【再掲】」

方向性

2

### 「道路の適正な維持管理の推進」

定期的な道路パトロールを行い、公共施設等総合管理計画に基づいて、道路と橋梁の適正な維持管理を実施します。また、適正な道路整備・維持管理を行うための前提となる道路台帳の整備を推進します。

主な取組

「町道の維持管理」  
「橋梁の維持管理」  
「道路台帳の整備と未登記の処理」

方向性

3

### 「広域・地方幹線道路の整備促進」

国道や主要地方道の未改良区間など整備が必要な箇所について、道路管理者である国や県に対して、道路ネットワークの整備促進に向けた整備促進の要望活動を継続的に行います。

主な取組

「国道 51 号未改良区間整備に関する国への要望活動」  
「主要地方道富里酒々井線整備に関する県への要望活動」  
「主要地方道成東酒々井線整備に関する県への要望活動」  
「県道宗吾酒々井線等整備に関する県への要望活動」

## 町民・地域に期待すること

- 自治会等による道路・歩道の除草、清掃活動を促進する。
- 補修が必要な道路箇所を発見した場合、速やかに町に報告する。



# 5章

〔都市基盤〕

5-3

## 公共交通



### 現状と課題

- 町内の鉄道は、ＪＲ成田線「酒々井駅」、総武本線「南酒々井駅」、京成電鉄本線「京成酒々井駅」「宗吾参道駅」の３線４駅が整備されており、東京都心部や千葉市、成田国際空港と結ばれています。鉄道を運行するＪＲ東日本及び京成電鉄に対しては、運行本数の増加や駅舎の改良など、乗降客の利便性向上のための要望活動を継続的に行っています。今後は持続可能なまちづくりに向けて、鉄道事業者との連携を強化する必要があります。
- 町内の路線バスは、ちばグリーンバスにより本佐倉線、順大線など３路線が運行されていますが、利用者は減少傾向にあります。路線バスは町民の日常生活を支える重要な移動手段であり、運行体制の維持・充実に努める必要があります。また、広域的な公共交通として、全国的に高速バスの運行が拡大しており、本町では、アウトレットと東京駅などの都市部を結ぶ高速バスが運行されています。町民への多様な移動手段を提供するという観点から、引き続き高速バスなどの公共交通機能について、充実させていく必要があります。
- 本町では、平成１６年６月より高齢者などの交通弱者を含めた全町民を対象に、自宅から目的地までの乗合タクシー方式による送迎サービスとして「しすいふれ愛タクシー事業」を実施しており、令和３年９月現在３台のタクシーを運行しています。
- 町民向けに、利便性を考慮した移動手段を提供するため、既存の路線バスやタクシーなどの移動媒体を組み合わせるなど、特に交通弱者等に向けたシステムについても検討していく必要があります。



ＪＲ酒々井駅



京成酒々井駅

## 目指すべき町の姿

身近で利用しやすい公共交通体制が整備され、  
日常生活での移動が安全で容易にできるまち

### 施策の方向性

方向性

1

#### 「鉄道利用者の利便性の向上」

鉄道利用者の利便性が向上する取組が推進されるよう、引き続き鉄道事業者と関係機関への要望活動を行います。

主な取組

「JR総武本線南酒々井駅の普通列車増発、跨線橋設置に向けた要望活動」  
「京成宗吾参道駅のバリアフリー化に向けた要望活動」

方向性

2

#### 「バス輸送等の日常の移動手段の充実」

バス路線の維持に向けてバス事業者に要望活動を行う一方で、路線バスの利用促進を町民にPRします。町民の日常の交通手段であるしすいふれ愛タクシー事業などを引き続き実施するとともに、特に交通弱者等への支援策としての移動手段についても検討を行います。

主な取組

「路線バスの運行本数・路線の維持に向けた要望活動」  
「路線バス利用促進PRの実施」  
「しすいふれ愛タクシー事業の実施【再掲】」  
「高齢者外出支援タクシー利用助成事業【再掲】」  
「妊婦乳児支援タクシー利用助成事業【再掲】」  
「地域の利便性を考慮した移動手段の調査・研究」

### 町民・地域に期待すること

- 自家用車だけでなく、路線バスなどの公共交通も積極的に利用しよう心がける。
- 町と連携して、自主運営による移動手段についての検討を行う。



# 5章

〔都市基盤〕

5-4

## 上水道



### 現状と課題

- 本町の上水道事業は、町内に8本ある取水井を通して供給される自己水源で9割以上が賅われており、必要に応じて印旛郡市広域市町村圏事務組合からの供給を受けています。
- 2度の拡張工事を経て平成5年に完成した尾上浄水場は、機器設備、取水ポンプなどの経年劣化が進んでいます。また、町内の水道管路も高度経済成長期に整備されたものが多く、耐震化も含めた施設の更新・整備の必要があります。
- 水道水は、町民が生活するうえでの重要なインフラの1つであり、安全な水を安定的に供給していくことが求められます。水道水の良好な「質」と十分な「量」を将来にわたって確実に確保するための取組を実施する必要があります。
- 本町の上水道事業は、計画給水人口22,700人、計画1日最大給水量9,100m<sup>3</sup>の事業認可を受けて運営されています。将来にわたって継続的に水道水を供給するためには、引き続き事業を安定的に運営する必要があります。
- 水は有限で貴重な資源です。家庭での日常生活、事業活動など、さまざまな場面において、町民一人ひとりが節水を意識する必要があります。



尾上浄水場



酒々井の水

### 目指すべき町の姿

計画的な上水道経営のもとで、  
安全・安心な水道水が安定的に供給されるまち

## 施策の方向性

方向性

1

### 「水道施設整備の促進」

老朽化がみられる尾上浄水場の各種設備の更新を計画的に行います。また、優先順位を考慮しながら配水管路の耐震管への布設替え工事を進め、管路の強靱化・長寿命化を促進します。

主な取組

「尾上浄水場の計画的な更新整備」  
「老朽化した配水管路の更新整備」

方向性

2

### 「安全な水の供給と水源の確保」

水質検査体制を強化し、安全で良質な水道水を供給します。また、既存の取水井の維持管理に努めるとともに、将来需要を見定め、印旛広域水道への受水要望を行い、適切な受水量の確保に努めます。

主な取組

「水質検査の実施と結果の公表」 「印旛広域水道への受水要望活動」

方向性

3

### 「上水道事業経営の健全化」

水道水の安定的な供給体制を構築するために、継続的な経費の節減、投資の最適化などにより上水道事業経営の健全化を図ります。

主な取組

「運営管理の効率化と計画的な投資計画の立案」

方向性

4

### 「節水意識の高揚」

広報紙やホームページなど、さまざまな媒体により、水資源が有限かつ貴重であることを啓発し、町民の節水意識の高揚を図ります。

主な取組

「町ホームページ・広報紙等による節水意識の啓発」

## 町民・地域に期待すること

- 水資源の大切さを理解し、節水・効率的な水の利用に努める。



# 5章

〔都市基盤〕

5-5

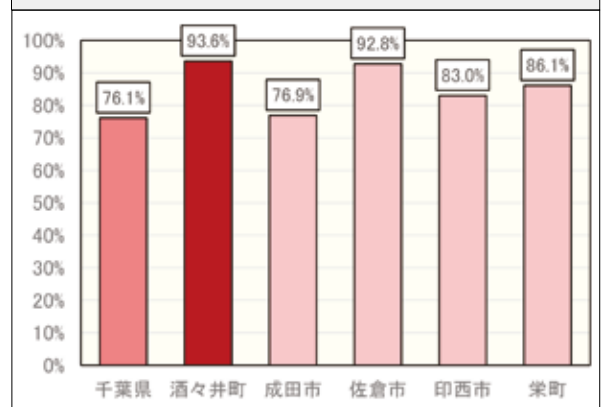
## 下水道



### 現状と課題

- 本町の下水道事業は昭和47年に認可を受け、全体計画区域1,303haを対象として実施されています。令和3年3月現在、町内における下水道普及率は93.6%で、千葉県全体の76.1%を大きく上回る高い水準にありますが、馬橋地区など、下水道設備の整備が完了していない地区が一部残っています。
- 下水道の老朽化が進むなかで、下水道に関する膨大な資産（ストック）全体を対象として、施設管理を最適化していくという、長期的な視点での管理が必要になってきています。
- 雨水用の下水道については、既存市街地での整備が十分とはいえない状況にあり、中川流域地域では過去数回にわたり浸水被害が発生しています。全国各地で局地的な大雨が多発しており、雨水下水道の更なる整備を行う必要があります。
- 今後の下水道事業については、施設の老朽化に伴う整備費用の増加と、人口減少による下水道使用料の減少が予測されます。事業環境が厳しくなるなかで、将来の収入と支出を見据えた戦略的な経営が求められています。

下水道普及率の比較（令和3年3月現在）



下水管の整備

### 目指すべき町の姿

下水道施設の整備と普及が進み、  
施設の適正な維持管理が計画的に行われているまち

## 施策の方向性

方向性

1

### 「下水道の整備促進と接続率の向上」

馬橋、飯積、本佐倉、尾上並びに上岩橋の下水道未普及地区における整備を促進します。また、普及地区内において、下水道に接続していない世帯への啓発活動を行い、水洗化を促進します。

主な取組

「下水道未整備地域への下水道施設の整備」  
「未接続世帯への水洗化働きかけの強化」

方向性

2

### 「下水道施設の適正な維持管理の促進」

長期的な下水道施設の状態を予測しながら、施設を計画的かつ効率的に管理していくためのストックマネジメント計画を策定し、それに沿った維持管理を促進します。

主な取組

「ストックマネジメント計画の策定」 「計画に基づく維持管理の促進」

方向性

3

### 「雨水対策の推進」

雨水幹線、排水ポンプなど、町の雨水対策用設備の整備を推進するとともに、民間による雨水流出量軽減を図るための取組を推進します。

主な取組

「雨水幹線改修工事の実施」 「雨水排水ポンプの整備」  
「住宅向けの貯留浸透施設設置の促進」 「開発業者向け調整池設置の指導」

方向性

4

### 「下水道事業経営の健全化」

現実的なシミュレーションの下で戦略的な事業計画を立案するとともに、必要に応じて機動的な見直しを行います。収入に関しては、受益者負担の考え方の下で、適正な料金体系への見直しを検討します。

主な取組

「将来を見据えた戦略的な事業計画の策定」 「料金体系見直しの検討」

## 町民・地域に期待すること

- 排水基準を守る（油や異物を排水に流さない）。
- 下水道未整備地区における水洗化（下水道への接続）に協力する。



# 5章

〔都市基盤〕

## 5-6 河川

11 住み続けられるまちづくりを

### 現状と課題

- 本町の中心市街地付近を流れる中川排水路は、流域面積が狭いにもかかわらず、流域周辺での宅地開発が進んだことから、大雨時に流域地域で頻繁に浸水被害が発生しています。また、準用河川である馬橋川では、農地を埋め立てた改良土の崩落による冠水が発生しています。町として、こうした被害を最小限に抑えるための対策を講じていく必要があります。
- 印旛沼及び中央排水路の排水能力が十分でないことから、近年、多発する台風やゲリラ豪雨などによる大雨時に、町の北西部を通る町道 01-005 号線（酒々井・印旛線）の冠水被害がしばしば発生しています。国・県による流域治水などによる早期対策が望まれるなかで、印旛沼周辺自治体で構成される印旛沼関連事業市町連絡会議を中心に要望活動を行っています。
- 印旛沼及び中央排水路は、地元だけでなく近隣からも多くの来訪者を受け入れる地域資源でもあります。しかしながら、昭和 30 年代以降の急速な都市化の影響により、印旛沼の水質は環境基準を達成しておらず、全国の湖沼の中でもワースト上位が続く状況となっています。今後も引き続き水質浄化を図りつつ、水辺環境の改善に向けた取組を、周辺自治体などとともに推進していく必要があります。



岩橋保育園付近の冠水被害（令和元年）



印旛沼中央排水路

### 目指すべき町の姿

総合的な治水対策等の取組により、河川などの安全性が確保され、地域の資源として活用されているまち



## 施策の方向性

方向性

1

### 「水害対策の強化」

中川流域、馬橋川周辺において、適切な治水対策を推進するとともに、開発行為や建築行為の際には、雨水貯留浸透施設等の設置を促進し、河川・水路への流出量を抑制します。また、印旛沼の治水・利水に関する国・県への要望活動を引き続き実施します。

主な取組

「中川流域での河道改修、調節池整備等の推進」  
「馬橋川周辺の埋立て事業への適切な対応」  
「住宅向けの貯留浸透施設設置の促進【再掲】」  
「開発業者向け調整池設置の指導【再掲】」  
「印旛沼の治水・利水に関する国・県への要望活動」

方向性

2

### 「水辺空間の保全」

印旛沼の環境を保全するため、国・県への要望活動を行うとともに、環境保全に関するイベント等に積極的に参加します。

主な取組

「印旛沼の環境対策に関する国・県への要望活動」  
「印旛沼関連イベントへの参加」

5-6  
河川

## 町民・地域に期待すること

- 河川の状況や関連施設の不具合等を発見した場合、早急に河川管理者に連絡する。
- 印旛沼関連イベント等に積極的に参加する。





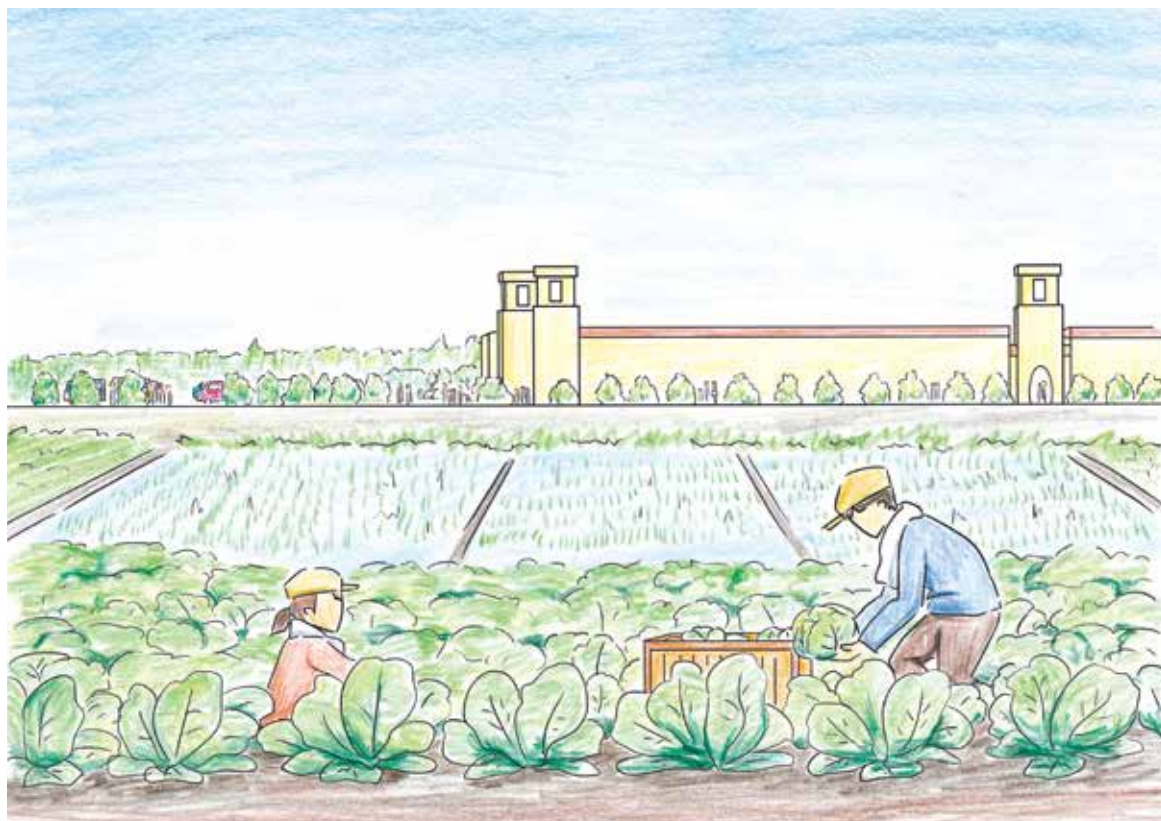
# 6章

# 産業・経済

## 【基本目標】

活力と魅力にあふれ、にぎわいのあるまちづくり

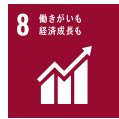
- 6- 1. 農業
- 6- 2. 商工業
- 6- 3. 観光
- 6- 4. 雇用・創業支援



# 6章

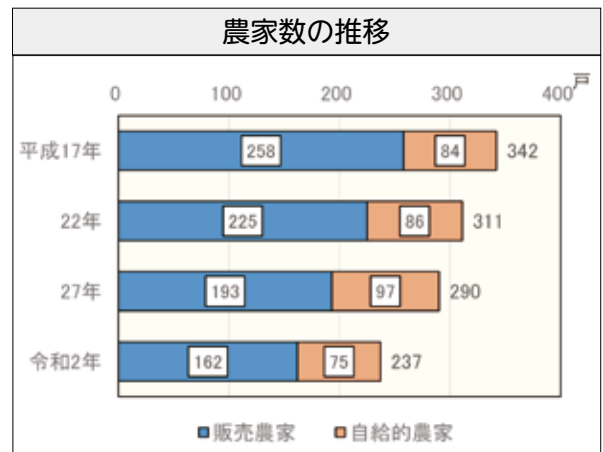
[産業・経済]

## 6-1 農業



### 現状と課題

- 本町では、都市近郊型農業が行われてきましたが、近年農業就業者の高齢化に伴う農業の担い手の減少が大きな課題となっています。農家数は平成27年の290戸から令和2年には237戸へ減少しており（5年間の減少率：18.3%）、多くの農業事業者が町の農業の存続について強い危機意識を抱いています。
- 全国の傾向と同様に、本町でも遊休農地は増加しており、令和3年4月現在、遊休農地は農地全体の7.9%を占めています。農地は農業活動を行う基盤であり、その保全と有効な活用を図っていく必要があります。
- 農業が魅力ある産業として成長していくためには、農業事業者が収益性の高い稼げる農業を行っていく必要があります。製造業者や販売業者などと連携して6次産業化を推進するなど、農業事業者が稼げる農業へと転換を図ることが重要となります。
- 森林の有する諸機能を今後も十分発揮するため、適切な森林の管理を行うとともに、森林の管理において発生する間伐材の有効な活用手法についても検討を行う必要があります。



学生による農業体験

### 目指すべき町の姿

農業の担い手の確保・育成や農地の集約化が進み、  
収益性が高い農業が営まれているまち

## 施策の方向性

方向性

1

### 「新規就農者と農業経営体の確保・育成」

農業への強い意欲を持つ認定農業者の認定をはじめとして、多様な手法を用いて農業の担い手の確保・育成に努めます。また、農業生産活動を共同で取り組む集落営農の組成を促進します。

主な取組

「認定農業者の認定と更新」「農業後継者・新規就農者の育成・支援」  
「集落営農の促進」「新規就農者が参入する場合の要件の検討」

方向性

2

### 「農地の保全と活用」【重点施策】

遊休農地対策、農地の集約化等の取組を行い、農地利用の最適化を図ります。遊休農地の一部は、市民農園としての活用を促進します。また、農業環境の適切な保全管理に向けた多面的機能支払制度を推進します。併せて、被害が増加しているイノシシなどの有害鳥獣対策を強化します。

主な取組

「遊休農地の把握・違反農転防止に向けた農地パトロールの実施」  
「農地の集約化の促進」「市民農園の開設と利用促進」  
「多面的機能支払制度の推進」「有害鳥獣被害防止対策の実施」

方向性

3

### 「収益性の高い農業の推進」

付加価値の高い加工品の開発や多様な販売先の開拓などの取組を支援し、農業事業者が適正な利益を得ることができる体制を確立します。

主な取組

「地元農産物を使用した新たな特産品開発の支援」  
「6次産業化に向けた取組への支援」「新たな流通経路の開拓」

方向性

4

### 「森林の保全と有効活用」

森林所有者による適切な森林整備が行われるように、造林補助事業を推進します。また、森林管理により排出される間伐材を活用した発電施設や発熱施設の設置可能性について検討を行います。

主な取組

「造林補助事業の推進」  
「木質バイオマス自家発電による公共施設の再エネ設備の導入の検討」

## 町民・地域に期待すること

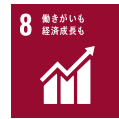
- 町内で生産された農産物を積極的に購入し、地産地消に努める。
- 農業事業者が町内の商工業者と連携して、町の農作物を活用した特産品をつくる。
- 各地域の農家組合等と町との協働により、遊休農地の発生・違反転用防止のための農地の見回りを行う。



# 6章

[産業・経済]

## 6-2 商工業



### 現状と課題

- 本町の商業では、平成 25 年に酒々井南部地区新産業団地内に酒々井プレミアム・アウトレットが開業し、その後も 2 回の増床が行われ、多くの来訪者を集めています。また JR 酒々井駅、京成酒々井駅周辺の中心市街地には核となる 2 つの商業施設が、幹線道路沿いには大型専門店等が立地していますが、中心市街地も含め中小規模の商店数は減少傾向にあります。
- 町内の工業系の産業団地としては、墨工業団地と酒々井南部地区新産業団地があります。平成 27 年に企業立地奨励制度を制定し、企業誘致を進めてきたこともあり、両団地とも土地の分譲はほぼ終了しています。
- 現在、県内の工業系の産業団地が不足していることから、千葉県より「高速道路インターチェンジ等を活かした多様な受け皿づくりを進めるための計画的な土地利用を促進する」という基本方針が示されています。このことから、酒々井 IC 等周辺の上記 2 つの工業団地以外の、潜在的に利用価値が高いと考えられる市街化調整区域の土地について、その計画的な土地利用による有効活用を検討する必要があります。また、酒々井 IC を活用した地域の活性化に向け、富里市、八街市、酒々井町で構成される「酒々井インター周辺活性化協議会」においても、酒々井 IC 周辺の活用について検討を進める必要があります。
- 本町の地場の中小の商工業事業者の多くは厳しい経営環境下にあり、さまざまな分野できめ細かな支援を行っていく必要があります。また廃業などにより、中心市街地でも空き店舗が増加しており、大きな課題となっています。



酒々井プレミアム・アウトレット



墨工業団地



## 目指すべき町の姿

町内事業者が安定的な経営を行い、中心市街地・酒々井 IC 等周辺地域への企業誘致が進んでいるまち

### 施策の方向性

方向性

1

#### 「商業機能の充実」

「まちの顔」である JR 酒々井駅と京成酒々井駅を結ぶ中心市街地の商業機能の充実を図るために、新たな商業事業者の誘致を推進します。

主な取組

「商業事業者の誘致活動の推進」  
「中心市街地の商業機能土地利用の促進【再掲】」

方向性

2

#### 「新たな産業用地の整備と企業誘致の推進」

酒々井 IC 等周辺でポテンシャルが高い地区の土地の有効活用を進め、製造・流通・業務系の事業者等の誘致を推進します。また、既存の工業団地で未利用となっている土地所有者に対し、事業化の働きかけを行います。

主な取組

「製造・流通・業務系事業者等の誘致活動の推進」  
「墨工業団地内の未利用地解消の促進」  
「『ガイドライン』に基づく市街化調整区域の計画的な土地利用の誘導【再掲】」

方向性

3

#### 「地元商工業事業者の支援」

中小商工業者の経営基盤の安定化のために、金融や製品開発、流通面など、各分野における支援を行います。また、空き店舗対策として、新たな事業者とのマッチングを推進するほか、コミュニティ施設としての活用などを検討します。

主な取組

「町商工会補助金、商工業振興推進事業補助金の交付」  
「酒々井町中小企業資金融資制度の活用促進」  
「地元産品を使用した新たな特産品開発」「空き店舗の有効活用」

### 町民・地域に期待すること

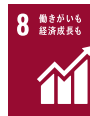
- 町内の商業施設で買物をするように心がける。
- 商工業事業者が町内の農業事業者と連携して、町の農作物を活用した地場特産品をつくる。
- 町と連携して、空き店舗の活用を推進する。



# 6章

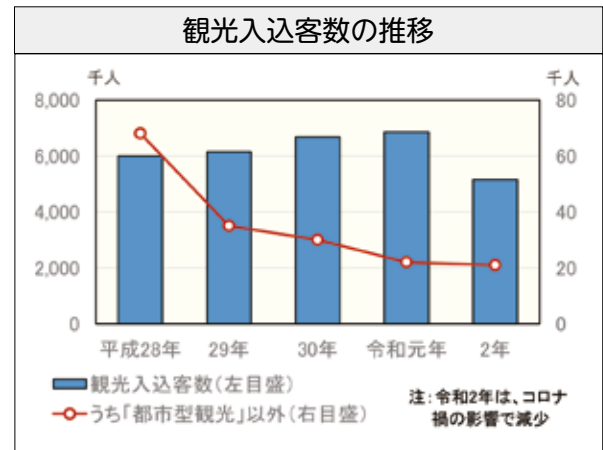
## 〔産業・経済〕

### 6-3 観光



#### 現状と課題

- 本町の観光入込客数は年間約600万人で、人口あたりの入込客数は県内でもトップクラスにありますが、その大多数はアウトレットへの来訪者です。町として本格的な観光振興を図るためには、中心となる組織の組成など、体制を整備する必要があります。
- 本町は、国指定史跡である本佐倉城跡や墨古沢遺跡の他、旧酒々井宿の街並みや、しすい・ハーブガーデンなど数多くの観光資源を有していますが、現状では、その認知度は限定的で、十分活用されている状況にありません。潜在的なポテンシャルを有するこれらの観光資源を、より魅力的で質の高い観光資源に磨き上げていく必要があります。
- 町外からアウトレットに来訪している年間約600万人の人たちは、少し足を延ばして町内を回遊する可能性を持つ層だと考えられます。こうした視点から、町内の観光スポットなどへの積極的な誘導を図るための取組が求められています。
- 町内へ観光客を誘導するためには、まず酒々井町の観光について知ってもらうこと、関心を持ってもらうことが重要です。地域創造情報発信拠点「まるごとしすい」などを活用し、町外向け、またアウトレット等への来訪者向けに、町内の観光地や特産品などについて、積極的に情報を発信するとともに関係人口の創出を図る必要があります。



まるごとしすい

#### 目指すべき町の姿

町内の観光資源の魅力が高まり、アウトレット来訪者の町内回遊も進み、にぎわいが創出されているまち



## 施策の方向性

方向性

1

### 「観光振興に向けた体制の構築」

町の観光をけん引する、経営の視点を持った観光地域づくりの舵取り役であるDMO（観光地域づくり法人）等の設立を支援します。また、町民とともに観光振興を推進することを目的として、観光ボランティアの育成を図ります。

主な取組

「DMO等の設立支援」「観光ボランティアの育成・支援」

方向性

2

### 「観光資源の整備と魅力向上」

国史跡墨古沢遺跡や本佐倉城跡、しすい・ハーブガーデンなどの観光資源を、より魅力ある存在となるように整備します。また、人を惹きつける地場特産品等の開発を促進し、既存の特産品も含めさまざまな販売チャンネルを通じた販売を促進します。

主な取組

「墨古沢遺跡の史跡指定地・周辺地区の公有化の促進」  
「本佐倉城跡及び周辺環境の整備【再掲】」  
「しすい・ハーブガーデンの効果的な運営」  
「地場特産品等の開発及び販売の促進」

方向性

3

### 「アウトレット来訪者の町内回遊促進の仕組みづくり」

町の観光資源等の情報発信やネットワークの構築など、アウトレット来訪者を町内の観光資源へ誘導するための仕組みづくりを推進します。

主な取組

「酒々井コミュニケーションセンターでの町内観光情報発信の強化」  
「町内回遊観光ネットワークの構築」「町内回遊向け移動手段の検討」  
「地場特産品等の情報発信」

方向性

4

### 「観光情報の発信」

町内の観光情報をさまざまな媒体から積極的に発信し、町外からの誘客と併せて関係人口の創出を図ります。

主な取組

「町ホームページ・SNSを活用した観光地・特産品の情報発信」  
「まるごとしすい等での町内観光情報発信の強化」  
「アプリ『酒々井ぶらりMAP』の活用促進」

## 町民・地域に期待すること

- 歴史・文化資源など、町内の観光資源について関心を持つ。
- 観光ボランティア活動に積極的に参加する。
- 観光関連団体が、町と連携して観光イベントを開催する。



# 6章

[産業・経済]

6-4

## 雇用・創業支援

8 働きがいも  
経済成長も



10 人や国の不平等  
をなくそう



### 現状と課題

- 近年、若年層の町外への流出が増加傾向にありますが、町内に働く場が少ないことがその要因の1つになっていると考えられます。地元での就職を希望する若年層をはじめ、高齢者や障がい者など、さまざまな人が町内で就労できるように、雇用機会を増やしていく必要があります。
- 平成31年4月から施行された「働き方改革関連法」では、雇用形態に関わらない公正な待遇の確保や長時間労働の是正が求められています。また、コロナ禍において「時間や場所にとらわれない柔軟な働き方」が求められたことを契機に、企業においてリモートワーク（在宅勤務）やサテライトオフィスの活用が進んでいます。
- 本町では、町内における創業を促進するために、令和元年に「酒々井町創業支援補助金制度」を整備しましたが、令和3年9月までの制度の利用件数は4件で、現状における成果は限定的となっています。新たな事業者による活動は、町内産業の活性化に大きく寄与すると考えられ、今後も創業がしやすい環境を整備する必要があります。



就労セミナー

施行：2019年4月1日～ ※中小企業は、2020年4月1日～

#### 時間外労働の上限規制が導入されます！

時間外労働の上限について、**月45時間、年360時間**を原則とし、**臨時的特別な事情がある場合でも年720時間、半月100時間未満（休日労働含む）、複数月平均80時間（休日労働含む）**を限度に設定する必要があります。

施行：2019年4月1日～

#### 年次有給休暇の確実な取得が必要です！

使用者は、10日以上年次有給休暇が付与される全ての労働者に対し、**毎年5日、時季を指定**して有給休暇を与える必要があります。

施行：2020年4月1日～ ※中小企業は、2021年4月1日～

#### 正社員と非正規社員の間不合理な待遇差が禁止されます！

同一企業内において、**正社員と非正規社員（パートタイム労働者、有期雇用労働者、派遣労働者）の間で、基本給や賞与などの個々の待遇ごとに不合理な待遇差が禁止**されます。

「働き方改革」のポイント（厚生労働省 HP より）

### 目指すべき町の姿

働きたい人への就業機会が十分に確保され、  
創業したい人への支援体制が整備されているまち

## 施策の方向性

方向性

1

### 「雇用機会の拡充」

就労を望む人が、希望する形で働くことができるように、セミナーや相談会を開催します。事業者に対する雇用促進奨励金制度により、高齢者や障がい者等の雇用を促進します。

主な取組

「就労セミナーの開催」  
「就労相談会の開催」  
「雇用促進奨励金の交付」

方向性

2

### 「安心して働ける就労環境の整備」

就労者が良好な職場環境のなかで安心して働くことができるよう、事業者に対して働きかけを行います。また、多様な働き方に対応するため、サテライトオフィスの設置やリモートワークの推進を啓発します。

主な取組

「事業者への労働法令等の周知」  
「職場環境改善に向けた事業者への指導」  
「働き方改革の推進」  
「サテライトオフィス設置・リモートワーク推進の啓発」

方向性

3

### 「創業支援環境の整備」

町商工会や金融機関などと連携して、補助金の交付、活動の場や情報の提供などを行い、町内で創業がしやすい環境を整備します。

主な取組

「酒々井町創業支援補助金の交付」  
「創業者向け事業所施設等のあっせん」

## 町民・地域に期待すること

- 町との連携体制の下で、町内事業者が町内からの雇用を促進する。
- 町内事業者が、就業者の就労環境の改善、働き方改革の推進に努める。





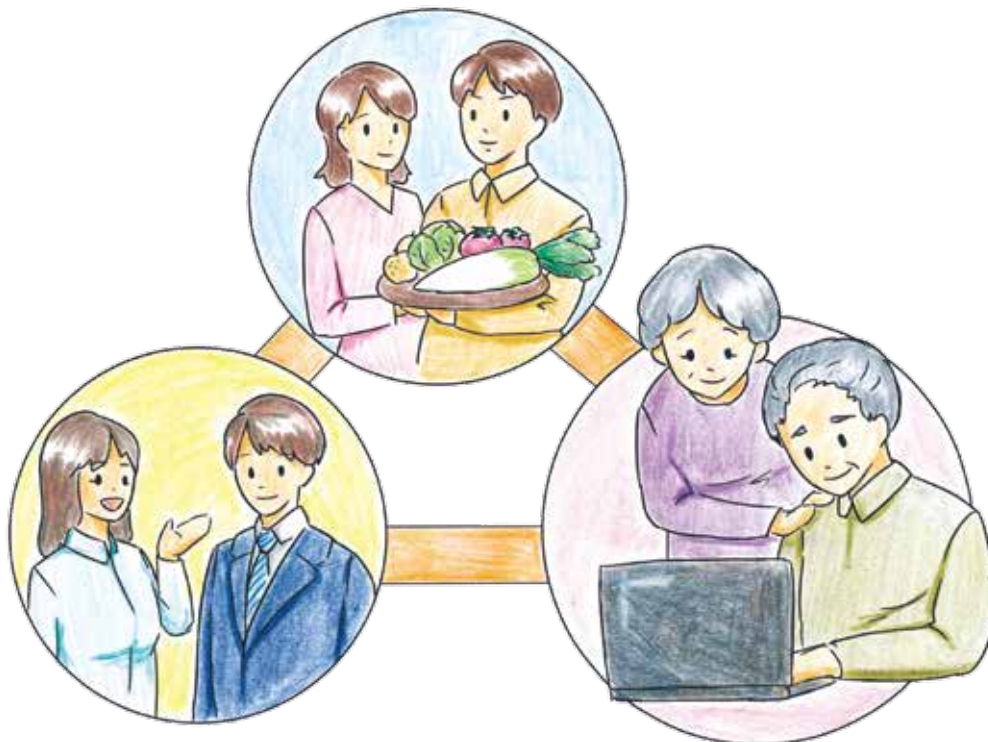
# 7章

# 地域社会・行財政

## 【基本目標】

多様な主体との連携により、  
地域ので紡ぎだすまちづくり

- 7- 1. 協働・コミュニティ
- 7- 2. 人権・多様性社会
- 7- 3. 情報化・デジタル化
- 7- 4. 行政運営
- 7- 5. 財政運営



# 7章

〔地域社会・行財政〕

## 7-1 協働・コミュニティ

16 平和と公正を  
すべての人に

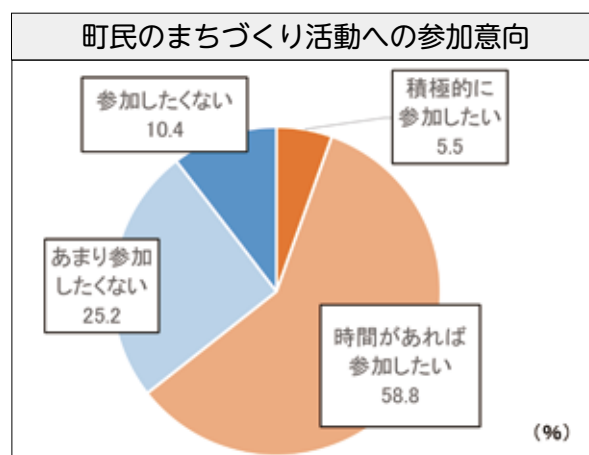


17 パートナシップで  
目標を達成しよう



### 現状と課題

- まちづくりを進めていくためには行政の力に加え、民間の力が求められており、多くの自治体で両者による協働事業が行われています。本町でも「住民公益活動補助金制度」を導入し、町民との協働を推進していますが、こうした活動をさらに進めていく必要があります。
- 本町では、以前から地域活動が活発に行われており、現在でも30以上の民間団体により福祉、子育て、防災、防犯、観光など、さまざまな分野における自発的な活動が行われています。しかし近年、団体の構成員の高齢化に伴う活動への影響が大きな課題となっています。
- 令和3年4月現在、町内には40の自治会があり、それぞれ活動を行っていますが、若年層などで自治会に加入しない世帯が増加しています。こうしたことも背景となり、地域における連帯感の希薄化、コミュニティの衰退といった傾向がみられ、災害発生時などに共助の体制が十分に発揮できないことが危惧されています。
- 町民意識調査では「まちづくり活動に参加したい」との回答（「積極的に」と「時間があれば」の合計）が半数以上を占めています。町民のまちづくり活動への参加の素地は十分にあり、町民が活動に参加しやすい環境を整備する必要があります。



〔第6次町総合計画町民意識調査（令和2年実施）〕より



酒の井の碑での花植え活動

### 目指すべき町の姿

町民が自らの役割を認識し、コミュニティ活動・まちづくり活動に積極的に参加しているまち

## 施策の方向性

方向性

1

### 「町民と行政との協働の推進」

町民と行政の協働による活動を推進するために、協働への意識付けを行うとともに、協働事業がしやすい体制を整備します。また、町民からの行動を待つだけでなく、行政が協働のできる取組を考案し、対象となる民間団体等へ働きかけを行います。

主な取組

「協働のまちづくり活動・研修会の開催」  
「協働相談窓口の設置」 「住民公益活動への補助金の交付」  
「協働のできる事業の民間への働きかけ」

方向性

2

### 「コミュニティ活動の支援」【重点施策】

自治会活動など、地域における自主的なコミュニティ活動への参加意識の啓発を図ります。子どもと高齢者など、多世代が交流できる場を創出します。また、地域と行政との関係を深める地域担当員を配置するなど、コミュニティ活動を活性化させるための支援を行います。

主な取組

「町ホームページ・広報紙等による自治会活動への参加の促進」  
「多世代交流の促進」 「地域担当員活動の推進」  
「自治振興助成金・地区集会所等補助金の交付」  
「コミュニティ備品の貸出」

方向性

3

### 「まちづくり活動に参加しやすい環境づくり」【重点施策】

まちづくり活動に参加したいという意識を持つ人を実際の活動への参加に導くために、活動内容に関する情報発信を行うとともに、活動場所の提供などの取組を推進します。

主な取組

「町ホームページ・広報紙等によるまちづくり活動に関する情報発信」  
「活動拠点施設の整備と利用促進」

## 町民・地域に期待すること

- 町と協働のできる事業を、町に対して積極的に提案する。
- 「自らの町をよくしていこう」という意識を持ち、まちづくり活動に積極的に参加する。
- 自治会などの地域活動に積極的に参加し、近隣住民とコミュニケーションを図る。
- 自治会加入率を高め、地域における自治会活動を活性化させる。



# 7章

〔地域社会・行財政〕

## 7-2 人権・多様性社会

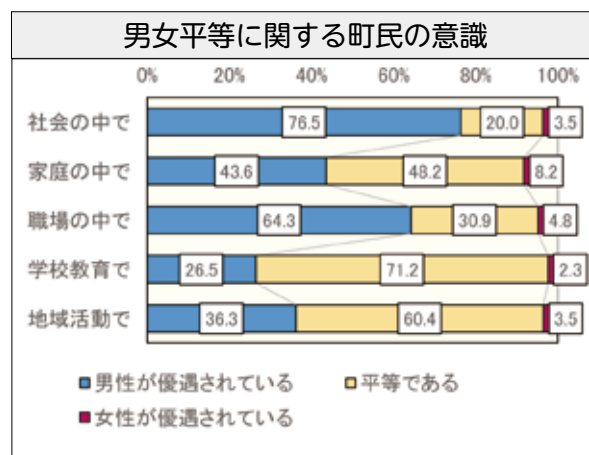


### 現状と課題

- 人権は、一人ひとりの人間が生まれながらに持つ、人間らしく生きる権利です。しかし、近年地域の人間関係の希薄化などにより、お互いを理解し尊重し合うことによって強まる人権意識が薄まる傾向が指摘されています。本町は、平成7年に「あらゆる差別撤廃・人権尊重都市宣言」を提唱しており、人権意識の高揚のため、毎年6回、人権教育セミナーを実施しています。
- 本町では、男女共同参画社会の実現に向けさまざまな取組を進めてきました。しかし町民意識調査では、「社会や職場などにおいて男性の方が優遇されている」との回答がいまだに多いという結果が出ており、引き続き町民意識の変革に取り組む必要があります。
- 本町におけるDV（ドメスティック・バイオレンス）の相談件数は令和元年度が4件、2年度が12件で、近年は増加基調で推移しています。DVは重大な人権侵害であり、被害者が実状を相談しやすい環境を整備することが重要となります。
- 近年、生まれながらの性別にとらわれず、さまざまな性のあり方（セクシュアリティ）を認める動きが世界的に広がっています。



人権ポスター展



〔第6次総合計画町民意識調査（令和2年実施）〕より

### 目指すべき町の姿

「人の多様性」に関する理解が深まり、  
すべての人がお互いを尊重しながら生活しているまち



## 施策の方向性

方向性

1

### 「人権意識の啓発」

人権教育セミナーの開催や人権相談などを通して、町民の人権意識の高揚を図ります。隣保館では地域社会全体におけるコミュニティセンターとして人権啓発活動や地域交流事業、相談事業等を実施します。

主な取組

「人権教育セミナーの開催」 「人権擁護委員による人権相談の実施」  
「隣保館基本事業（6事業）の実施」

方向性

2

### 「男女共同参画の推進」

現行の男女共同参画計画の各種施策の進捗管理を徹底するとともに、必要に応じて計画の見直しを行います。男女共同参画に関する意識と知識を高めるため、講演会の開催や情報発信を推進します。

主な取組

「男女共同参画計画の進捗管理」 「男女共同参画講演会の開催」  
「男女共同参画に関する情報発信・法制度の周知」

方向性

3

### 「DV 対策の充実」

DV 問題に関して、安心して気軽に相談できる体制を整備します。また DV 事案発生時には、関係機関との連携を図りながら被害者支援の取組を行います。

主な取組

「DV 専門相談の実施」 「DV 相談員の育成」  
「DV 避難者への支援と秘密保持の徹底」

方向性

4

### 「多様性を受容する社会の構築」

性別などにとらわれることなく誰もが個性と能力を発揮し、多様性を認め合って暮らせる社会を目指します。

主な取組

「多様性に関する講演会の開催等による理解の促進」

## 町民・地域に期待すること

- 人権、男女共同参画、DV、性の多様性について、正しく理解する。
- 人権教育セミナー、男女共同参画講演会等に積極的に参加する。



# 7章

〔地域社会・行財政〕

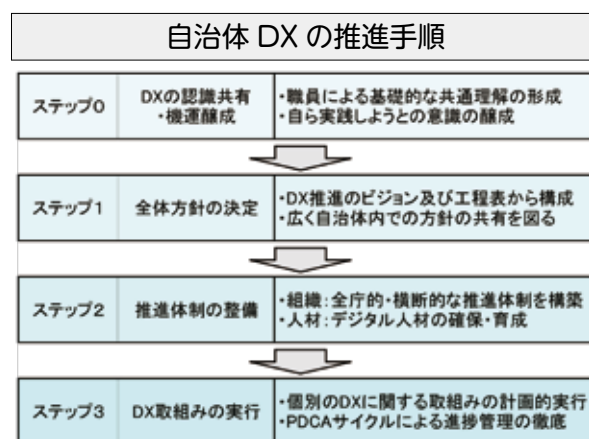
## 7-3 情報化・デジタル化



### 現状と課題

- デジタル社会形成基本法の制定、デジタル庁の設置など、国は、デジタル化に向けた取組を急速に推進しています。その実現のためには自治体が果たす役割は極めて重要である、との考え方の下で、自治体が重点的に取り組むべき事項を具体的に示した「自治体 DX 推進計画」が策定されています。
- 「自治体 DX 推進計画」では、重点取組事項として「自治体情報システムの標準化・共通化」「AI・RPA の利用促進」「行政手続きのオンライン化」「セキュリティ対策の徹底」などが設定され、また推進体制では「組織体制の整備」「デジタル人材の確保・育成」が重要となります。
- こうした状況のなかで、行政には、これらの取組を推進するとともに、デジタル技術を活用して業務の効率化を図り、行政サービスの質を向上させ、町民の利便性を高めていくことが求められます。
- インターネットなど情報通信技術を利用できる人とできない人との間で、受け取る情報の量に差異が生じるデジタルディバイド（情報格差）が大きな問題となっています。高齢者など、情報通信技術に接する機会が少ない人へ向けた取組を行う必要があります。

目的	○自治体の情報システムの標準化・共通化など、デジタル社会構築に向けた各施策を効果的に実行していくため、自治体が重点的に取り組むべき事項・内容を具体化するとともに、総務省及び関係省庁による支援策等を取りまとめ、計画として策定するもの
期間	2021年1月～2026年3月
推進体制の構築	①組織体制の整備 ③計画的な取組み ②デジタル人材の確保・育成 ④都道府県による市区町村支援
重点取組事項	①自治体の情報システムの標準化・共通化 ③行政手続きのオンライン化 ②マイナンバーカードの普及促進 ④AI・RPAの利用推進 ⑤テレワークの推進 ⑥セキュリティ対策の徹底



以上 総務省 HP をもとに作成

### 目指すべき町の姿

情報化・デジタル化の推進により自治体業務の効率化が図られ、  
さまざまな面で町民が恩恵を受けているまち

## 施策の方向性

方向性

1

### 「行政システムの情報化・デジタル化の推進」【重点施策】

国の自治体 DX 推進計画に沿って、自治体情報システムの標準化・共通化などの取組を着実に推進します。行政機関が保有する公共データのオープンデータ化を進めます。

主な取組

「自治体情報システムの統一・標準化」 「AI・RPA等の活用」  
「電子申請システムの導入」 「公共データのオープンデータ化の推進」

方向性

2

### 「情報化・デジタル化に向けた体制の整備」

庁内において情報に詳しい知識を持つ人材を育成するとともに、全職員が行政のデジタル化への意識を高めるための取組を行います。会議等においては、デジタル機器の活用とペーパーレス化を推進します。

主な取組

「専門知識を有する人材の育成」 「全職員のデジタル化への意識の高揚」  
「会議等でのデジタル機器活用の推進（ペーパーレス化等 DX の推進）」

方向性

3

### 「セキュリティ対策の充実」

県・他自治体との共同で、セキュリティ水準の高い次期自治体情報セキュリティクラウドへの移行を行います。情報セキュリティポリシーを踏まえて、各種セキュリティ対策を実施します。

主な取組

「次期自治体情報セキュリティクラウドへの移行」  
「情報セキュリティ研修・インシデント即応訓練の実施」  
「情報関連事務取扱の厳正化」

方向性

4

### 「町民のデジタルディバイド（情報格差）対策の推進」

行政手続きのオンライン化を進めるうえで、高齢者など、情報通信技術に接する機会が少ない人を対象として、デジタル活用支援員によるデジタル活用を支援する講習会等を行い、デジタルディバイド対策を推進します。

主な取組

「デジタル活用支援講習会の開催」

## 町民・地域に期待すること

- 国のデジタル化の施策、自治体のデジタル化の動きについて関心を持つ。
- 誰もが日常生活のなかで、デジタル機器の積極的な利用を心がける。
- 個人情報保護の目的と重要性について、理解を深める。



# 7章

〔地域社会・行財政〕

## 7-4 行政運営



### 現状と課題

- 社会情勢の変化などにより複雑・多様化する町民ニーズやSDGs等の新たな行政課題などへの的確な対応が求められるなかで、本町としては、明確な根拠に基づき立案した計画に沿って、進捗状況を常に管理しながら、計画的な行政運営を行う必要があります。
- 近年、各自治体における窓口サービスの効率化が急速に進んでいます。町民意識調査でも「行政手続きのオンライン化」への要望が強く、本町でも早急に対応すべき課題となっています。
- 各分野において質の高い行政サービスを継続的に提供するためには、行政サービスを担う職員が、高い能力と職務遂行意欲を持ち、その能力を十分に発揮することが重要であり、そのための体制を構築する必要があります。
- 町民に町の行政情報を正確かつ迅速に提供する広報活動は、行政の大きな役割の1つです。本町では町の広報紙やホームページ・SNS等を通じた広報活動を行っていますが、紙媒体から電子媒体へ情報伝達手段が大きく移行している流れのなかで、町民ニーズを反映した多様な媒体による広報活動が求められています。
- 町民の意見やニーズを把握するための広聴活動は、現在「町長への手紙」、町民相談室事業などにより行っています。多様な声を町政に反映するために、今後はより効果的な広聴手法を導入する必要があります。
- 本町の公共施設等は、人口が急増した昭和40年代後半からの約10年間に整備されたものが多く、現在一斉に改修・更新時期を迎えています。財源には限りがあることを踏まえて、施設・資産等の最適化を目的としたファシリティマネジメントなどの経営手法も取り入れつつ、優先順位を設定して各施設の効率的な改修・更新を行っていく必要があります。
- 行政による契約手続きは、透明性、競争性、経済性等の原則に基づいて入札により行われています。しかし近年、建設工事の入札が不調に終わるなどし、事業の実施が滞るなどの問題も発生していますので、必要に応じて、社会情勢等を勘案した入札手法の修正などが求められています。



窓口での住民サービスの様子



職員研修

- 本町では、ごみ処理、消防、し尿処理、葬祭など、町単独で対応することが困難、または非効率な分野において、周辺自治体と一部事務組合を設置し、広域的な連携により事業を行っています。自治体の広域連携に関しては、迅速な意思決定、構成団体の意見の反映などの面で課題があるとの指摘もされており、自治体間の意思疎通が求められます。

## 目指すべき町の姿

社会の変化に適合し、町民の目線に立った、  
効率的で持続可能な行政運営が行われているまち

### 施策の方向性

方向性

1

社会の変化に適合し、町民の目線に立った、  
効率的で持続可能な行政運営が行われているまち

総合計画の実施計画の進捗と達成度の管理を行い、達成度の状況により必要な対策を講じます。また、関係部署が連携し、SDGsの取組や行政改革を推進するとともに、産官学などとの連携により業務の効率化を図ります。

主な取組

「総合計画の進捗管理・達成度管理」 「行政改革の推進」

方向性

2

「行政窓口サービスの充実」

町民の利便性の向上を図るため、1つの窓口ですべての手続きが完結する窓口ワンストップサービスの導入や、電子申請システムの導入による各種申請のオンライン化などを促進します。

主な取組

「窓口でのワンストップサービス提供体制の整備」  
「電子申請システムの導入【再掲】」

方向性

3

「職員管理の適正化」

限られた職員数で最大限の効果を上げるために、適正な職員配置や人事制度の運用を行うとともに、個々の職員の能力向上を図ります。また、職員が働きやすい職場環境を整備します。

主な取組

「職員数の適正化と多様な人材の活用」 「人事評価制度の効果的な運用」  
「各種研修の実施による職員のスキルアップ」  
「職員の働き方改革の推進」

方向性

4

## 「広報活動の推進」

町の広報紙の内容を充実させるとともに、町ホームページや町公式 Twitter 等の多様な媒体を活用し、誰もが見やすく、必要な情報をすぐに入手出来るように、情報提供の体制を強化します。

主な取組

「広報紙の充実」 「町ホームページの定期的なリニューアルの実施」  
「SNS・デジタルサイネージ等を活用した情報発信と情報共有」  
「報道機関への情報提供（パブリシティ）の強化」  
「議会のライブ中継・議会報発行等による議会情報の発信」

方向性

5

## 「広聴活動の充実」

「町長への手紙」と各種相談事業を継続するとともに、計画等の立案の際に素案を公表し意見を募集するなどの取組によって、町民の意見等を把握することで政策に反映できるように努めます。

主な取組

「町長への手紙による町民意見の把握」  
「町民相談室事業の実施と周知の促進」  
「計画案等への意見募集による政策形成への町民意見の反映」

方向性

6

## 「町有財産の効率的な維持管理」

「公共施設総合管理計画」に記載した、各施設管理の基本方針を踏まえて、各施設の適正な管理に努めるとともに、更新・統廃合・長寿命化などの取組を計画的に推進します。

主な取組

「公共施設等総合管理計画の進捗管理」

方向性

7

## 「入札・契約手続きの充実と適正な執行」

入札・契約に関する社会情勢や法令改正の変化などを勘案し、入札手法や契約制度を改善するなど、手続きの一層の充実と適正な執行に努めます。

主な取組

「社会情勢等の変化に応じた入札・契約手続きの見直し」

方向性

8

## 「広域連携の推進」

他自治体との連携の下で行う事業について、情報や課題等を共有化し、意思疎通を高めることによって、事業の効率的な実施とコストの削減を図ります。

主な取組

「連携によるコスト削減・事業の事務効率化の推進」

## 町民・地域に期待すること

- 町の広報媒体などからの情報等により行政運営に関心を持ち、理解を深める。
- 行政運営が的確に行われるかどうかを注視して、意見・提案を積極的に町に伝える。



デジタルサイネージ（J R酒々井駅西口）



まち歩きアプリ「酒々井ぶらりMAP」



広報紙「広報ニューしすい」



# 7章

〔地域社会・行財政〕

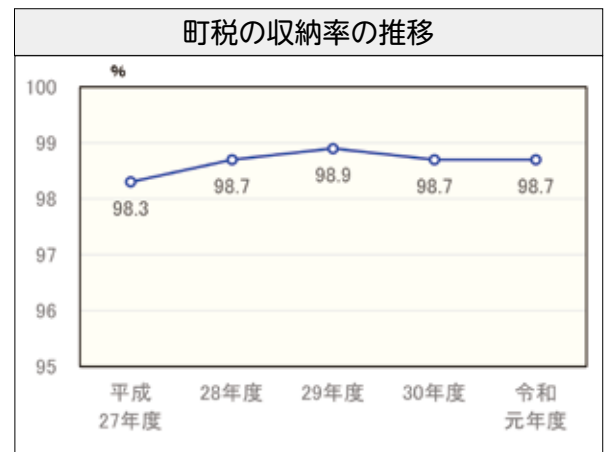
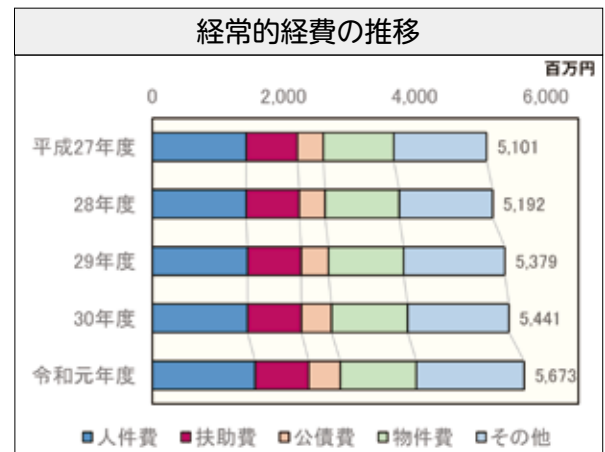
7-5

## 財政運営



### 現状と課題

- 本町では、アウトレットの立地等を背景とした町税の増収により歳入は増加傾向にあります。扶助費の増大等により歳出も増加を続けており、財政状況は厳しさを増しています。今後は更なる高齢化の進展などにより、財政の硬直化が一層進むことが予測されます。
- 本町では、3年ごとに「財政健全化計画」を策定し、歳出削減とともに歳入確保に向けた対策の具体化とその推進に努めています。歳出については、個々の事業の必要性を厳しく精査し、更なる見直しを図っていく必要があります。
- 歳入については、持続可能な財政運営を行うために、安定的な財源の確保が必要です。また中長期的な歳入増加策として、事業者の誘致や転入の促進等により、地域経済の活性化を図り、税収の確保を促進する方向性が求められます。
- 法令を遵守し、公平性を欠くことなく適正な徴税が行われるよう、将来にわたり持続可能な税務体制を整備する必要があります。また、広報等により納税への意識を高めるための啓発を継続的に行う必要があります。



### 目指すべき町の姿

中長期的な視点を持った計画的な財政運営の推進により、  
安定した財政基盤が確保されているまち



## 施策の方向性

方向性

1

### 「財政健全化計画に基づく財政運営と計画の継続的な見直し」

町を取り巻く外部環境と町の実情を踏まえ財政健全化計画の見直しを毎年行うことで、機動的で弾力的な財政運営を行います。また、限られた財源を有効に活用するために、効率的な予算配分に努めます。

主な取組

「財政健全化計画に基づく財政運営と計画の継続的な見直し」  
「選択と集中による予算編成」「事業のスクラップ&ビルドの推進」

方向性

2

### 「安定的な財源の確保」

国や県の補助金制度等の積極的な活用、受益者負担や負担の適正化、企業版も含めたふるさと納税など、多様な手段による財源の確保を図ります。

主な取組

「国・県の補助金制度の有効活用」「受益者負担・負担の適正化の促進」  
「ふるさと納税の推進」

方向性

3

### 「企業誘致・定住促進による税収確保」

中長期的な視点から、町内への事業者の誘致や、転入増加に向けた土地の有効活用を促進し、中長期的な町税の増加を図ります。

主な取組

「製造・流通・業務事業者等の誘致活動の推進【再掲】」  
「商業事業者の誘致活動の推進【再掲】」  
「『ガイドライン』に基づく市街化調整区域の計画的な土地利用の誘導【再掲】」

方向性

4

### 「税務体制の整備促進」

徴収率向上と滞納防止に向けて、徴収体制を強化するとともに、広報紙等による啓発活動により、納税意識の高揚を図ります。

主な取組

「預貯金調査の電子化による財産調査の迅速化」  
「判明した財産に対する差押の実施」「厳密な財産調査の実施」  
「電子収納体制の強化」「納税意識の高揚」

## 町民・地域に期待すること

- 町の財政状況と受益者負担の考え方について理解を深める。
- 町外の知人などに、町のふるさと納税のPRを行う。
- 税金の使い道について関心を持つとともに、期限内納付を遵守する。





# 資料編

# 1. 策定経過

年月日	策定経過の概要
<b>★令和2年度</b>	
9月9日～ 12月9日	<b>第5次酒々井町総合計画の検証</b> まちづくり分野（施策）等シートにより、各施策・事業の進捗、評価、次期計画での実施予定等について調査を実施
9月30日～ 10月20日	<b>町民意識調査</b> 町民2,000名に対し、酒々井町の現状と課題、将来の方向性等について、町民の意識や考え方の全体的な傾向、また年齢別、地域別の傾向などを把握するため実施
11月2日	<b>町長インタビュー</b> 町政の現状と課題、今後のまちづくりの重点施策等について町長の意向を聴取
11月4日	<b>策定本部会</b>
11月5日～ 11月19日	<b>職員意識調査</b> 町職員の町政への課題認識等について把握するとともに、まちづくりへの意識高揚を図るため、特別職及び会計年度任用職員を除く一般職の全職員（177名）を対象に実施
11月10日	<b>策定懇談会</b>
11月12日	<b>酒々井町のまちづくり中学生アンケート</b> 酒々井中学校2年生182名を対象に、町の現状や将来について意見を聴取するためのアンケート調査を実施
11月18日	<b>中学生と町長のまちづくり意見交換会</b> 中学生と町長が町の現状や将来について意見を交換
11月18日	<b>酒々井のまちづくり推進に向けた若手職員検討委員会①</b> 町の10年後のあるべき姿（将来都市像）の検討
11月30日	<b>策定委員会・策定部会</b>
12月3日～ 1月8日	<b>地域別・分野別アンケート</b> 各地域の代表者及び各分野で中心的な活動をしている事業者を対象に、現況や課題、その解決策について意見を聴取するためのアンケート調査を実施
12月11日	<b>12月町議会定例会・全員協議会への説明</b> 第5次酒々井町総合計画の進捗状況、第6次酒々井町総合計画策定に係る基礎調査の取組状況について
12月17日	<b>酒々井のまちづくり推進に向けた若手職員検討委員会②</b> 人口減少によるデメリットと町がとるべき人口減少対策の検討
1月8日	<b>策定部会</b>
1月12日～ 1月15日	<b>町議会議員ヒアリング</b> 町議会議員（16名）から、町の課題や将来の方向性等について意見を聴取
1月19日	<b>酒々井のまちづくり推進に向けた若手職員検討委員会③</b> 将来都市像の実現に向けて重点的に推進すべき事業の検討
2月5日	<b>策定懇談会（書面開催）</b>
2月26日	<b>策定本部会</b>

★令和3年度	
4月16日	策定部会
5月12日	策定部会
5月17日	策定委員会
5月21日	策定本部会
5月31日	策定懇談会
6月11日	6月町議会定例会・全員協議会への説明 第6次酒々井町総合計画基本構想（素案）について
6月15日	策定部会
6月28日～ 7月1日	各課ヒアリング 次期計画で推進すべき施策・事業について各課のヒアリングを実施
8月3日	策定部会（書面開催）
9月9日	9月町議会定例会・全員協議会への説明（書面） 第6次酒々井町総合計画基本構想（素案）、前期基本計画（骨子案）について
9月17日	策定本部会
10月1日～ 10月20日	第6次酒々井町総合計画基本構想（素案）及び前期基本計画（骨子案）に対する意見募集 町ホームページ等において公表し、町民等からの意見を募集
11月18日	策定本部会
11月22日	策定懇談会
12月14日	12月町議会定例会 「酒々井町基本構想の制定について」原案可決
1月4日～ 1月17日	第6次酒々井町総合計画前期基本計画（案）に対する意見募集 町ホームページ等において公表し、町民等からの意見を募集
2月18日	策定本部会
2月28日	策定懇談会（書面開催）
2月28日	策定委員会
3月2日	3月議会定例会・全員協議会への説明 第6次酒々井町総合計画前期基本計画の策定について



若手職員検討委員会



策定部会



策定委員会

## 2. 第6次酒々井町総合計画策定要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、総合的な計画行政推進の最高の理念となる「第6次酒々井町総合計画」の策定に関し、基本的な事項を定めることを目的とする。併せて、酒々井町総合計画（以下「総合計画」という。）のアクションプランと位置付ける第2期酒々井町まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「次期総合戦略」という。）の策定に関し、同様に定めることとする。

### (意義)

第2条 総合計画は、酒々井町基本構想（以下「基本構想」という。）、酒々井町基本計画（以下「基本計画」という。）及び酒々井町実施計画（以下「実施計画」という。）をもって構成する。

(1) 基本構想は、酒々井町基本構想の策定に関する条例（平成23年酒々井町条例第9号）に基づき、まちづくりの理想像（以下「将来都市像」という。）の実現に向け、長期的な展望のもとで、町が目指す将来都市像、まちづくりの基本的な方針及び土地利用の基本的方針等を明らかにするものである。

(2) 基本計画は、基本構想を受けて町の将来目標達成のために必要な具体的施策を体系的に定め、今後の行財政施策展開の指針とするものである。

(3) 実施計画は、基本計画において定められた基本施策を効果的に実施するための具体的な施策を明らかにするとともに、財政計画との整合を伴う計画とするものである。

2 酒々井町まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）は、総合計画のアクションプランと位置付けており、少子高齢化の進展に伴う人口減少社会の克服に向け、集中的に取り組むべき施策を取りまとめたものである。

### (策定の時期)

第3条 基本構想、前期基本計画及び総合戦略は、令和3年12月を目途に策定し、基本構想にあっては町議会の議決を経るものとする。

### (目標年度)

第4条 総合計画及び総合戦略の目標年度については、次のとおりとする。

(1) 基本構想は、令和4年度を初年度として、令和13年度を目標とする。

(2) 基本計画は、前期、後期に分け、それぞれ5年計画とする。

(3) 実施計画は、3年計画とし、毎年見直しを行うローリング方式とする。

(4) 総合戦略は、令和4年度を初年度として、5年計画とする。

### (策定方法)

第5条 広範な町民の意識を反映させるため、町民意識調査の実施、地域・分野別の懇談会等の実施や総合計画等懇談会を設置し、基本構想、基本計画及び総合戦略の策定過程における町民参加を促進するものとする。

2 基本構想、基本計画及び総合戦略の策定に当たっては、総合計画策定本部やまち・ひと・しごと創生本部会議を設置し、広く職員を参画させ、計画づくりの共通認識の醸成に努め、全庁を挙げてこれに当たるものとする。

### (補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、基本構想、基本計画及び総合戦略の策定に関し、必要な事項は別に定める。

### 附 則

この要綱は、令和2年6月18日から施行し、計画が策定された日をもってその効力を失う。

### 3. 第6次酒々井町総合計画策定本部設置要綱

#### (設置)

第1条 第6次酒々井町総合計画等策定要綱に基づき、第6次酒々井町総合計画（以下「計画」という。）を策定するため第6次酒々井町総合計画策定本部（以下「策定本部」という。）を設置する。

#### (策定本部)

第2条 策定本部は、策定本部会、策定委員会及び策定部会をもって組織する。

#### (策定本部会)

第3条 策定本部会は、別表第1に定める者をもって組織する。

- (1) 策定本部会に本部長及び副本部長を置く。
- (2) 本部長は町長とし、副本部長は副町長をもって充てる。
- (3) 本部長は、策定本部会の事務を総理し、会議の議長となる。
- (4) 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときはその職務を代理する。

#### (策定本部会の任務)

第4条 策定本部会は、次の任務を行う。

- (1) 策定方針を決定する。
- (2) 第6条に基づく策定委員会の報告を受けて、計画に関する総合調整を行い計画案を決定する。
- (3) 策定委員会において更に検討を要すると判断される事項等については、策定委員会に対し必要な指示を出すことができる。

#### (策定委員会)

第5条 策定本部に、策定委員会を設置し、別表第2に定める者をもって組織する。

- (1) 策定委員会に会長を置き、総務課長をもって充てる。
- (2) 会長は、策定委員会の事務を総理し、会議の議長となる。
- (3) 会長に事故あるときは、会長があらかじめ指名した者がその職務を代理する。

#### (策定委員会の任務)

第6条 策定委員会は、次の任務を行う。

- (1) 第8条に基づく策定部会の報告を受けて、計画に関する調整を行い、計画案を策定し、策定本部会に報告する。
- (2) 策定部会において更に検討を要すると判断される事項等については、策定部会に対し必要な指示を出すことができる。

#### (策定部会)

第7条 策定委員会の下に策定部会を設置する。策定部会の名称、構成、所掌事務は、別表第3に定めるとおりとする。

- (1) 策定部会は、部会長、副部会長及び部会員をもって構成する。
- (2) 部会長、副部会長及び部会員は、職員のうちから町長が任命する。
- (3) 部会長は、策定部会の事務を総理し、会議の議長となる。
- (4) 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代理する。

#### (策定部会の任務)

第8条 策定部会は、計画の策定に係る全庁的な連絡調整に当たるとともに、計画案策定に関して調査及び検討を行い、立案し、策定委員会に報告する。

#### (資料の提出要求等)

第9条 策定本部のそれぞれの会議において必要と認めるときは、関係各課等に資料の提出を求

め、又は会議に出席させてその意見を求めることができる。

**(事務局)**

第10条 策定本部の事務局は、企画財政課とし、事務局長は、企画財政課長とする。

**(補則)**

第11条 この要綱に定めるもののほか、策定本部の運営に関して必要な事項は、本部長が別に定める。

**附 則**

この要綱は、令和2年6月18日から施行し、計画が策定された日をもってその効力を失う。

別表第1 「策定本部会」

町長、副町長、教育長、教育次長、参事、総務課長
-------------------------

別表第2 「策定委員会」

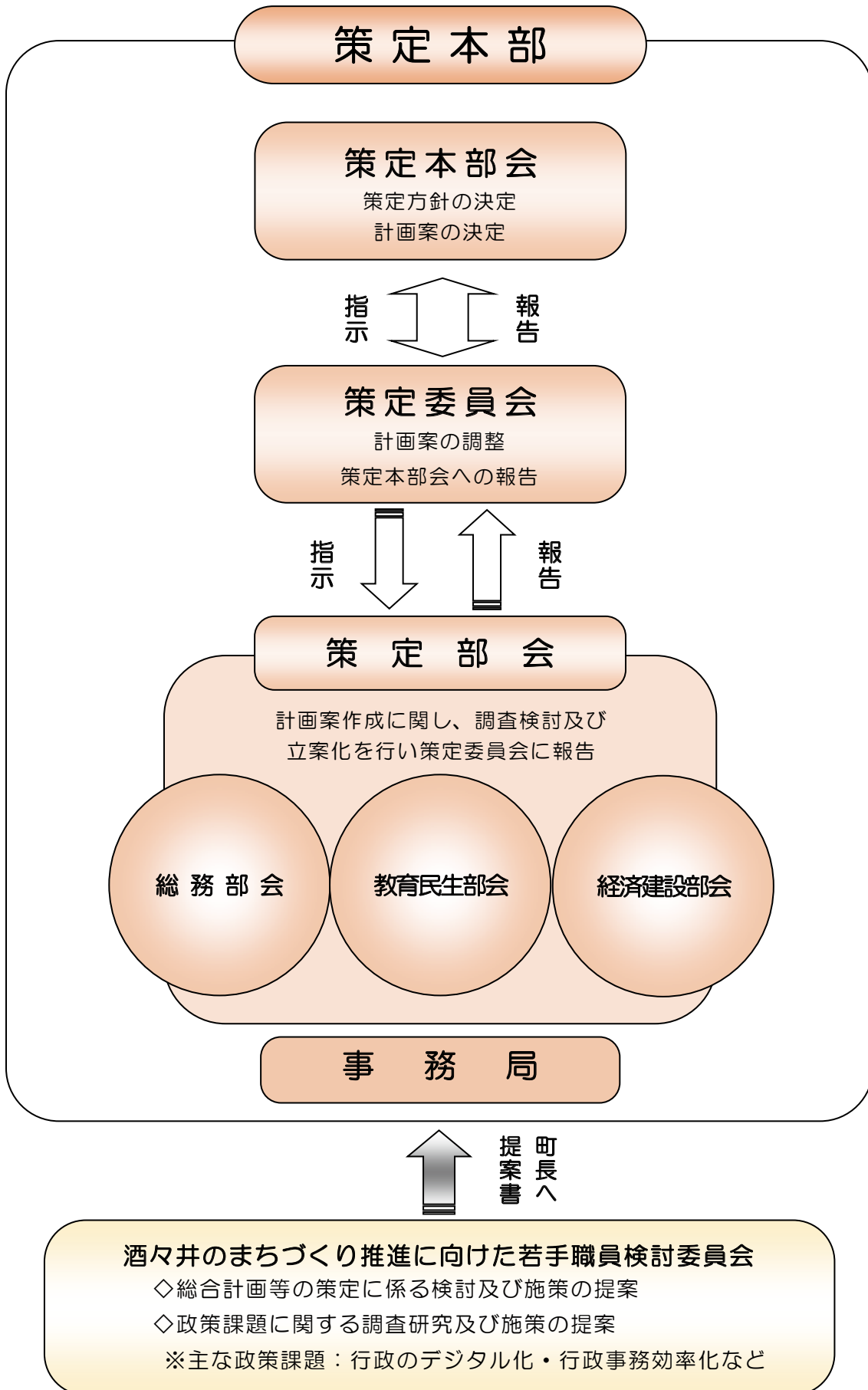
総務課長、企画財政課長（財政担当）、住民協働課長、税務住民課長、健康福祉課長、経済環境課長、まちづくり課長、上下水道課長、こども課長、学校教育課長、生涯学習課長兼中央公民館長、学校給食センター所長、プリミエール酒々井館長、保育園長、会計管理者、議会事務局長、農業委員会事務局長
--

別表第3 「策定部会」

総務部会	総務課 企画財政課 税務住民課 議会事務局 会計室	1 消防、防災、防犯に関すること。 2 交通安全計画に関すること。 3 人口、就業構造、産業構造などの計画フレームに関すること。 4 行財政運営に関すること。 5 他の部会に属さない事項に関すること。 6 その他、総務の課題等に関すること。
教育民生部会	住民協働課 税務住民課 健康福祉課 保健センター 経済環境課 こども課 学校教育課 生涯学習課 中央公民館 学校給食センター プリミエール酒々井	1 協働に関すること。 2 コミュニティに関すること。 3 社会福祉に関すること。 4 保健、医療に関すること。 5 健康ビジョンに関すること。 6 人権に関すること。 7 環境保全に関すること。 8 ごみ減量化・資源化に関すること。 9 学校教育に関すること。 10 生涯学習に関すること。 11 スポーツ、レクリエーションに関すること。 12 文化の高揚に関すること。 13 その他、教育、民生の課題等に関すること。
経済建設部会	経済環境課 まちづくり課 上下水道課 農業委員会事務局	1 農林水産業に関すること。 2 商工業、観光に関すること。 3 消費者行政に関すること。 4 道路、河川に関すること。 5 都市計画に関すること。 6 市街地整備に関すること。 7 公園、緑地に関すること。 8 土地利用に関すること。 9 下水道に関すること。 10 上水道に関すること。 11 その他、経済、建設の課題等に関すること。



#### 4. 計画策定組織図



## 5. 計画策定にあたっての町民参加の状況

計画策定過程において、各地域の課題の状況を把握するとともに、広く町民の意見を反映させるため、以下の取組を実施した。

### (1) 町民意識調査

① 調査地域	酒々井町全域
② 調査対象	町内在住の満20歳以上の男女
③ 抽出方法	無作為により2,000人を抽出
④ 調査方法	郵送による配布・回収
⑤ 調査時期	令和2年9月30日から10月20日
⑥ 回収状況	標本数 2,000人 有効回答数 978票 有効回答率 48.9%
⑦ 調査の項目	1. 酒々井町での生活について ・町の住みごころ ・今後の居住意向 ・充実・設置してほしい施設 2. 酒々井町を取り巻く外部環境について ・新型コロナウイルス感染症の影響 ・台風被害への取組 ・地球温暖化問題への認識 ・男女共同参画社会の実現 ・SDGsの認知度 3. 酒々井町の将来について ・将来の町を表すキーワード ・どのような町になってほしいか 4. 町政について ・町政への関心度 ・行財政改革で重要と考える取組 5. 町の個別分野の取組について 6. まちづくり活動について 7. 自由意見 8. 結婚・子育てについて

## (2) 中学生意識調査

① 趣旨	酒々井町の将来を担う中学生の、今後のまちづくりについての考え方を把握するためにアンケート調査を実施
② 調査対象	酒々井中学校 2年生の生徒
③ 調査方法	学校にて調査票を記入してもらい回収
④ 調査時期	令和2年11月12日
⑤ 回収状況	標本数 182人 有効回答数 182票 有効回答率 100.0%
⑥ 調査の項目	酒々井町への愛着について 酒々井町の住みごころについて 今後の居留意向について 将来の酒々井町への帰郷意向について 酒々井町の好きなところについて 今後のまちづくりで力を入れるべきところについて まちの発展方向について 自由意見

## (3) 中学生と町長のまちづくり意見交換会

① 趣旨	酒々井町の将来を担う中学生の、今後のまちづくりについての考え方を把握するために意見交換会を実施
② 日時	令和2年11月18日
③ 実施方法	テーマごとに生徒から意見を聞き、それに対して町長が回答する
④ 場所	酒々井中学校 小会議室
⑤ 参加者	酒々井中学校 生徒会役員 7名 町長 事務局



中学生と町長のまちづくり意見交換会

#### (4) 地域別・分野別アンケート

① 趣旨	町内の各地域・各分野における現況やそれぞれの課題、その解決策などについて、対象を限定してアンケート調査を実施 ※当初、懇談会形式を予定していたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、郵送によるアンケート調査を実施
② 調査対象	【地域別】町内各地域の地区長・自治会長：41先 【分野別】各分野で中心的な活動をしている事業者等：55先
③ 調査方法	郵送による配布・回収
④ 調査期間	令和2年12月3日～令和3年1月8日
⑤ 回収状況	【地域別】回答数：32先 回答率：78.0% 【分野別】回答数：35先 回答率：63.6%
⑥ 調査内容	<p>【地域別】</p> <p>地域での最近5年間での変化について 地域の好きなところ・自慢できるところについて 地域の嫌いなところ・改めたいところ 地域の課題について 町に期待する取組 自由意見</p> <p>【分野別】</p> <p>各団体で関わっている分野で最近5年間での変化について 酒々井町の優れている点について 酒々井町の課題点について 各団体で関わっている分野での課題について 課題に対して町に期待する取組 自由意見</p>

#### (5) 町議会議員ヒアリング

① 趣旨	酒々井町に関して豊かな知見を有する町議会議員から、町の課題や将来の方向性などについて意見をうかがう
② 調査対象	町議会議員 16人
③ 調査方法	面談方式
④ 調査期間	令和3年1月12日～1月15日

## (6) 総合計画等策定懇談会

① 趣旨	町民の視点からまちづくりに関する意見交換や計画素案の検討を行い、意見をとりまとめ、総合計画策定本部に対し、提言を行った。		
② 委員 (敬称略)	川島 貞夫	まちづくり(座長)	
	重定 賢治	公募	
	官林 春奈	公募	
	筋 かおる	公募	
	青木 恵子	農・商・工	
	岩澤 潤一	農・商・工	
	小坂 美恵子	農・商・工	
	関根 勇夫	消防・防災	
	古川 好夫	教育文化	
	石井 雄	教育文化(令和2年度委員)	
	高梨子 淳一	教育文化(令和3年度委員)	
	寺本 恵美	保健・医療	
	斉藤 広	福祉(副座長)	
	石渡 潤一	生活環境	
木内 義治	生活環境		
③実施状況			
開催回	開催日	参加人数	議題
第1回	令和2年11月10日	13人	委嘱状の交付 座長の紹介 委員の紹介 町民意識調査結果について
第2回	令和3年2月5日	書面開催	町の人口動向について 基礎調査の取組状況について
第3回	令和3年5月31日	11人	第6次酒々井町総合計画基本構想(素案)について
第4回	令和3年11月22日	9人	第6次酒々井町総合計画前期基本計画(素案)について
第5回	令和4年2月28日	書面開催	第6次酒々井町総合計画策定について

## 6. 用語集

### <数字・アルファベット>

用語	意味
6次産業化	農林水産物の生産・漁獲（第一次産業）だけでなく、加工（第二次産業）、流通販売（第三次産業）まで手掛けることで、農林水産業の経営体質強化を目指す手法。1次×2次×3次＝6次産業。
AI	Artificial Intelligence の略で、人工知能のこと。
ALT	Assistant Language Teacher の略で、外国語指導助手のこと。コミュニケーションを重視した英語教育や外国語活動の推進のための支援を行う。
DMO	Destination Management/Marketing Organization の略。地域の「稼ぐ力」を引き出すとともに地域への誇りと愛着を醸成する「観光地経営」の視点に立ち、観光地域づくりの舵取り役として、多様な関係者と協同しながら、明確なコンセプトに基づいた観光地域づくりを実現するための戦略を策定するとともに、戦略を着実に実施するための調整機能を備えた法人。
DV	Domestic Violence の略で、配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力。
DX(デジタル・トランスフォーメーション)	Digital Transformation の略で、IT(情報技術)が社会のあらゆる領域に浸透することにより、もたらされる変革のこと。
ICT	Information and Communication Technology の略で、通信技術を活用したコミュニケーションのこと。情報処理だけではなく、インターネットのような通信技術を利用した産業やサービスなどの総称。
LBGTQ	Lesbian(レズビアン、女性同性愛者)、Gay(ゲイ、男性同性愛者)、Bisexual(バイセクシュアル、両性愛者)、Transgender(トランスジェンダー、性自認が出生時に割り当てられた性別とは異なる人)、Queer や Questioning(クイアやクエスチョニング)の頭文字をとった言葉で、性的マイノリティ(性的少数者)を表す総称のひとつ。
LED	Light Emitting Diode の略で、電気を通すことで光を放つ半導体のこと。白熱電球・蛍光灯と比べて消費電力が非常に少なく、同じ明るさの蛍光灯と比べた場合、消費電力は約半分になるとされている省エネルギー機器。また長寿命であることも特徴。
RPA	Robotic Process Automation の略で、事業プロセス自動化技術の一種。
SNS	Social Networking Service の略。Web上で社会的ネットワーク(ソーシャル・ネットワーク)を構築可能にするサービス。

### <あ行>

用語	意味
空き家バンク	国内の空き家問題の解決策の一つとして、全国各地の自治体が主体となって運営し、居住者のいない空き家を活用し、移住促進などにつなげるために空き家の所有者と利用希望者をマッチングさせる制度。
イノベーション	革新的なモノ・コト・仕組みなどによって、これまでの常識が一変するような新たな価値を創造すること。

用語	意味
インフラ	道路・通信・公共施設など、産業や生活などの経済活動を営む上で不可欠な社会基盤。
オープンデータ	インターネットなどを通じて誰でも自由に入手し、利用・再配布できるデータの総称で、政府・自治体・研究機関・企業などが公開する統計資料・文献資料・科学的研究資料を指し、図画や動画などのデジタルコンテンツのこと。
オレンジカフェ	認知症の人やその家族、医療や介護の専門職、地域の人など、誰もが気軽に参加できる集いの場所のこと。
温室効果ガス	水蒸気、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、フロンなど、大気圏にあって、地表から放射された赤外線の一部を吸収することにより、温室効果をもたらす気体。

### <か行>

用語	意味
学校給食費の公会計化	給食費収入と食材費支出を学校独自の会計で管理するのではなく、町の予算に計上して管理すること。
合併処理浄化槽	トイレの排水及び生活雑排水（台所・洗濯・風呂等の排水）を処理・消毒し河川等へ放流する施設。
家庭教育学級	家庭における教育力向上のため、保護者や地域住民らが集まり、子どもの心や成長過程への理解、親の役割、接し方・言葉がけの方法など、家庭教育に関する学習や意見交換を行う教室。
カーボンニュートラル	二酸化炭素などの温室効果ガスの「排出量」から、植林、森林管理などによる「吸収量」を差し引いて、合計を実質的にゼロにすること。
関係人口	移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、地域と多様に関わる人々のこと。
クールビズ・ウォームビズ	クールビズとは、環境省が地球温暖化対策のために推進する、冷房時の室温 28 度でも快適に過ごすことのできるライフスタイル。ウォームビズとは暖房時の室温を 20 度でも快適に過ごすライフスタイル。
景観計画	景観法に規定された、地域の個性や特徴に応じた景観づくりを進めるための制度の一つであり、景観行政を総合化・体系化した計画。
経常収支比率	地方公共団体の財政の弾力性を示す指標。税など経常的な収入を人件費・扶助費・公債費などの経常的な支出にどれくらい充てているか、その比率。
刑法犯認知件数	法律に規定されている犯罪の発生が、警察等捜査機関によって認知された件数。
ゲートキーパー人材	自殺の危険を示すサインに気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守るなど、適切な対応を図ることができる人。
健康寿命	平均寿命から認知症や寝たきりなど介護状態の期間を差し引いた期間。
健幸ポイント事業	健康づくりに関する事業に参加することでポイントがたまり、抽選で景品がもらえる事業。健康的な生活習慣を身につけるためのきっかけとなることを目的としている。

用語	意味
ごみゼロ運動	毎年、5月30日（ごみゼロの日）に近い日曜日に、きれいなまちづくり及びごみの散乱防止と再資源化促進のため、地域住民の協力により、町内一斉で散乱ごみの収集を行う活動。
合計特殊出生率	人口統計上の指標で、一人の女性が生涯に産む子供の数のこと。
広聴	行政機関などが、広く一般の人の意見や要望などを聞くこと。
交通弱者	自動車中心の社会において、年少者、要介護者、一部の高齢者や障害者など、自分で運転することができない、または自家用の交通手段がないため、移動を制約される人。
後発医薬品	先発医薬品の特許が切れた後に発売された医薬品のこと。ジェネリック医薬品とも呼ばれる。
交流人口	何らかの目的をもって一時的にその地域を訪れる人。
高齢化率	全人口に占める65歳以上の高齢者人口の割合。
国土強靱化	大規模自然災害等に備えるため、事前防災・減災と迅速な復旧復興に資する施策を、まちづくり政策や産業政策も含めた総合的な取組として計画的に実施し、強靱な国づくり・地域づくりを推進すること。
跨線橋	橋の一種で、鉄道線路をまたぐもの。
子育てコンシェルジュ	「子育て何でも相談窓口」として、子どもの年齢や子育てに関する保護者のニーズに応じて、適切なサービスを選択し、利用することができるよう子育てに関する相談や情報提供を行う人。
コミュニティ活動	コミュニティは共同体、地域社会を意味する。地域住民や同じ志を持つ人々が、地域の課題解決のために自ら活動し、より良い暮らしをつくりあげていくこと。

## <さ行>

用語	意味
再生可能エネルギー	太陽光・風力・地熱・中小水力・バイオマスなどの該当温室効果ガスを排出せず、国内で生産できるエネルギー。
財政力指数	地方公共団体の財政力を示す指標で、数値が高くなるほど財源に余裕があることを示す。地方交付税の規定により算出した基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値。
サテライトオフィス	本社など企業・団体の拠点から離れた場所にあるオフィスのこと。
里山	原生的な自然と都市との中間に位置し、生活に結びついた山。都市と自然の間にあって、人が利用してきた森林。
産官学	「産業界」と「官公庁」ならびに「学術機関」をまとめた表現。
産後ケア	出産後のママが育児に対応できるよう、心身の回復に合わせてサポートする支援。
三師会	日本医師会、日本歯科医師会、日本薬剤師会を、あるいは地域の医師会、歯科医師会、薬剤師会を指す。



用語	意味
ジェンダー平等	性別にかかわらず、平等に責任や権利や機会を分かちあい、あらゆる物事を一緒に決めていくこと。
市街化調整区域	都市計画法に規定された都市計画区域のうち、市街化を抑制すべき区域。原則として開発行為や建築行為を行うことが出来ない。
自助・共助・公助	防災用語であり、「自助」は災害が発生したときに、まず自分自身の身の安全を守ること、「共助」は、地域やコミュニティといった周囲の人たちが協力して助け合うこと、「公助」は市町村や消防、県や警察、自衛隊といった公的機関による救助・援助のこと。
酒々井学	酒々井町の地域素材を使って、教科等の学習内容と関連づけて作成した学習プログラムを通して実践するふるさと学習（地域学習・地域活動）。
しすいハート体操	介護予防や健康づくりを目的とした、誰もが出来る、酒々井町オリジナルの体操。
しすいふれ愛タクシー	高齢者などの交通弱者を含めた全町民を対象として、自宅から目的地まで「ドア・ツー・ドア」で乗り合いタクシー方式により運行するデマンド交通事業。
酒々井青樹堂	公民館主催事業の1つである、幅広い知識と大きな視点を持ったまちづくり実践者の育成を目的とする特別講座。「青樹堂」の由来は幕末から明治にかけて酒々井町下宿に実在した石井平兵衛が開いた寺子屋の名称。
地場産業	その土地の人たちがその場所で自分たちの労働力や技術を使い、その土地でしかできないものをつくる産業のこと。
住民公益活動補助金制度	自立・協働・健康のまちづくりを目指し、地域の課題に住民と行政が協働で取り組むため、住民主体の公益活動を支援する「住民公益活動補助金」を年1回交付する制度。
集落営農	集落を単位として、農業生産過程の全部又は一部について共同化・統一化に関する合意の下に実施される営農。
循環型社会	大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わるものとして提示された概念。日常生活や産業活動での省資源・省エネルギーに加え、ごみの再資源化・エネルギー化の推進や太陽光等の未利用エネルギーの開発など、積極的に資源・エネルギーの循環化を図ることで、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り軽減された社会。
準用河川	一級河川・二級河川以外の市町村が指定・管理する河川。
省エネルギー	限りあるエネルギー資源の枯渇を防ぐため、産業・生活・社会活動全般における資源・エネルギーの効率利用を図ること。
情操教育	「自分で考える力」や「感じる力」などを形成するために必要な「心」や「人間力」を育てる教育。
消防水利	消防隊が消火活動を行う際の水を確保する為の水源のこと。
シルバー人材センター	高齢者が働くことを通じて生きがいを得るとともに、地域社会の活性化に貢献する組織。
スクールガード活動	子どもたちを不審者から守ることを目的として、登下校時において見守りをするボランティア活動のこと。

用語	意味
スクラップ&ビルド	古くて非効率的になったものを廃棄（scrap）し、代わりに新しいものを造る（build）こと。
ストックマネジメント	施設を適切に予防保全及び更新をしていくために、機能診断、劣化予測を経て、適切な対策工法のシナリオを策定し、ライフサイクルコストの低減効果を高める保全対策方法。
生活習慣病	食事や運動・喫煙・飲酒・ストレスなど生活習慣が深く関与し、発症の原因となる疾患の総称。主な病気に脳卒中や心臓病、がん、糖尿病、肝疾患などがある。
生産年齢人口	生産活動の中心となる 15 歳以上 65 歳未満の人口。
青樹堂師範塾	公民館主催事業の 1 つである、まちづくり指導者の養成を目的とした特選講座。
成年後見制度	認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力の不十分な方々を法的に保護し支援するため、後見人が代理する制度。
セクシュアリティ	体の性別、戸籍や役割など社会的な性別、性的指向、性自認、に関する意識や行動を総称する言葉。
総合型地域スポーツクラブ	人々が身近な地域でスポーツを楽しむことのできるスポーツクラブ。多世代、多種目、多志向（初心者からトップレベルまで）という特徴を持つ。

## <た行>

用語	意味
待機児童	待機児童とは 0～5 歳を対象とした認可保育所に定員超過で入所できなかった児童のうち、自治体が設定した保育施設にも入所できていない子供のこと。
耐震化率	建築基準法の耐震基準に基づき、すべての住宅のうち耐震基準を満たしている住宅の割合。
ダイバーシティ経営	多様な人材を活かし、その能力が最大限発揮できる機会を提供することで、イノベーションを生み出し、価値創造につなげている経営のこと。
多面的機能支払制度	農村地域の過疎化、高齢化等により集落の機能が低下しているなかで、農業者だけでなく地域住民を取り込んだ共同活動等を支援し、農用地・水路・農道等の地域資源の保全管理を図る制度。
男女共同参画	男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、ともに責任を担うべき社会。
単独処理浄化槽	トイレの排水のみを処理・消毒し河川等へ放流する施設。
地域包括ケアシステム	高齢者が住み慣れた地域で自分らしく最期まで暮らすことができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域の包括的な支援・サービス体制。
地区計画	住民と自治体が連携して作成した、各地区の特徴に合ったまちづくりを誘導する計画。
地産地消	地域で採れた生産物をその地域で消費すること。

用語	意味
千葉氏	坂東八平氏・関東八屋形の一つに数えられる下総の豪族で、守護大名・戦国大名となった一族。
超スマート社会 (Society5.0)	必要なもの・サービスを、必要な人に、必要な時に、必要なだけ提供し、社会のさまざまなニーズにきめ細かく対応でき、あらゆる人が質の高いサービスを受けられ、年齢、性別、地域、言語といったさまざまな違いを乗り越え、いきいきと快適に暮らすことのできる社会。IoT(モノのインターネット)やAI(人工知能)、ビッグデータなどの最新ICTに関する研究開発を進め、それらをベースにして未来の社会が求める新しいサービスを生みだすことを目的とする。
ディーセント・ワーク	人間らしい生活を継続的に営める人間らしい労働条件とのこと。雇用の促進、社会的保護の方策の展開及び強化、社会対話の促進、労働における基本的原則及び権利の尊重、促進及び実現の4つの戦略的目標を通して実現される。
デジタルサイネージ	表示と通信にデジタル技術を活用して平面ディスプレイやプロジェクタなどによって映像や文字を表示する情報・広告媒体。
デジタルディバイド	ICT(情報通信技術)の活用機会や活用能力の有無によって生じる、社会のおよび経済的な格差。
テレワーク	勤労形態の一種で、情報通信技術を活用し時間や場所の制約を受けずに柔軟に働く形態。
特定健康診査	医療保険者が40歳以上74歳以下の被保険者と被扶養者に対して、毎年実施する健康診査。メタボリックシンドローム(内臓脂肪型肥満)の早期発見を目的とする。
特定保健指導	特定健康診査の結果から、生活習慣病の発症リスクが高い人に対して、専門スタッフが生活習慣を見直すサポートを行うこと。
特別支援学級	通常の学級における教育では十分な教育効果を上げることが困難な障害がある児童や生徒のために設置された学級。一人ひとりの障害の状況や特性に応じた指導・支援を、学習指導要領に沿って行う。
都市近郊型農業	大都市の周辺で行われる農業。都市に新鮮な農畜産物を周年的に供給することを目的に、野菜や花などの商品作物を栽培。
都市計画マスタープラン	都市計画法に規定されている「市町村の都市計画に関する基本的な方針」の通称。総合計画に掲げる将来都市像を実現させるためのまちづくりの方針を明らかにするもの。

## <な行>

用語	意味
人間ドック	予防医学の観点から、自覚症状の有無に関係なく定期的に病院・診療所に赴き、身体各部位の精密検査を受けて、普段気がつきにくい疾患や臓器の異常や健康度などをチェックする健康診断の一種。
認定こども園	就学前の教育・保育を一貫して提供する施設。幼稚園と保育所の両方の良さを併せ持つ。
認定農業者	農業経営規模の拡大や集約化、経営の合理化等を目指す意欲ある農業者で、農業経営改善計画を提出し、町が認定した農業経営者や農業法人。

<は行>

用語	意味
バイオマス発電	動植物などから生まれた生物資源を「直接燃焼」したり、「ガス化」したりして発電する方法。
働き方改革	国が提唱する「1億総活躍社会」に向けた一連の取組の総称。働く人々が、個々の事情に応じた多様で柔軟な働き方を、自分で「選択」できるようにするための改革。
花いっぱい運動	花を植えることで町の景観を良くする運動。
バリアフリー	公共の建築物や道路、個人の住宅等において、高齢者や障がい者の利用にも配慮した設計のこと。また、多様な人が社会に参加するうえでの障壁（バリア）をなくすこと。
ハローワーク	民間の職業紹介事業等では就職へ結びつけることが難しい就職困難者を中心に支援する、最後のセーフティネットとしての役割を担う、国（厚生労働省）の機関。
ファミリー・サポート・センター事業	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かりの援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行うもの。
不育症	妊娠したものの流産、死産を2回以上繰り返し、生児を得ることが出来ない病態や症候群のこと。
扶助費	住民福祉をさせるための経費で、「生活保護」など国の法律に基づいて支出するものと、自治体が独自に支出するものがある。「児童福祉」には子どもへの医療費助成や公立保育園運営費など、「老人福祉」には特別養護老人ホームや包括支援センターの運営費など、「その他」には災害救助費が含まれる。
ふるさと納税	自分の選んだ自治体に寄附（ふるさと納税）を行った場合に、寄附額のうち2,000円を越える部分について、所得税と住民税から原則として全額が控除される制度。
ペアレントトレーニング	子どもの行動変容を目的として、親がほめ方や指示などの具体的な養育スキルを獲得することを目指すトレーニングのこと。専門家による療育場面でのトレーニングだけでなく、親が日常生活で子どもに適切にかかわることができるようになることで、子どもの行動改善や発達促進が期待される。
ペーパーレス化	紙の使用を削減するため、いままで紙で管理をしていた資料や文書のデジタル化を進める取組。
保育アドバイザー	妊娠期から子どもの思春期までのさまざまな悩みをサポートする、子育て専門の相談員。保育士などのキャリアアップにも役立つ資格。
防犯ボックス	JR 酒々井駅東口に設置されている地域の防犯拠点施設。警察官 OB である勤務員と住民、町、県警等が連携し、効果的な防犯活動を実施することで、地域防犯力の向上を図っている。
ポテンシャル	潜在する能力、可能性としてもっている能力。

### <ま行>

用語	意味
民生委員	民生委員法に基づいて厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員。社会福祉の増進のために、地域住民の立場から生活や福祉全般に関する相談・援助活動を行う。
無形民俗文化財	衣食住、生業、信仰、年中行事などに関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術など、人々が日常生活のなかで生み出し継承してきた無形の民俗文化財。

### <や行>

用語	意味
ヤングケアラー	家族のケアをするために、家事やサポートを日常的に行う子どもたち。
遊休農地	農業従事者の減少などを背景に、農地活用されなくなった土地。

### <ら行>

用語	意味
リモートワーク	自宅など会社から離れた場所で仕事を行う勤務形態のこと。
レジリエント	難しい状況に直面した場合にうまく適応できる力やストレスがかかっても諦めない強さのこと。
レセプト点検	医療機関から送付された被保険者の診療に要した経費の明細が記入されたレセプト（診療報酬明細書）の内容を点検すること。医療費の不要な支出を避け、国民健康保険会計の健全化を図ることを目的としている。
ローリング方式	現実と長期計画のズレを埋めるために、施策・事業を見直しや部分的な修正を、毎年転がすように定期的に行っていく手法。

# 7. 町民歌、しすい音頭

(昭和54年 町制施行90周年を記念して制作)

## ●町民歌

みどりあかるく みずきよーくーいんばぬまから ひかるかー  
 ぞ ふる いれさしをほこりとし あすのぶんかへあたらしい ちからを そそぐ  
 まらづくーり いつもここに ないようの かがやき み らる しすいまら

**酒々井町民歌**

川島 計介 作詩  
 石本美由起 補作詩  
 藤山 一郎 作曲  
 佐伯 亮 編曲

一、みどり明るく 水清く  
 印旛沼から 光る風  
 古い歴史を 誇りとし  
 明日の文化へ 新しい  
 力をそぐ 町づくり  
 いつも心に 太陽の  
 輝き満ちる 酒々井町

二、城址 根古谷の 松風は  
 誰に 昔を 語るやら  
 梅の香りの ゆかしさを  
 胸にいだいて 逞ましく  
 働く人の 町づくり  
 いつも心に 通い合う  
 喜び満ちる 酒々井町

三、常に自然を 友として  
 守り 育てる 郷土愛  
 空の港の 果て遠く  
 いまぞ 未来へ 堂々と  
 羽搏き目指す 町づくり  
 いつも心に 火と燃えて  
 若さが満ちる 酒々井町

## ●しすい音頭

むかしくばーで さかえ たーまらーよ いまもなごりの まつなみき  
 みたかさいたか しってるか くめばいどから さげがわくソレ ぶんどはさくもの うたうもの  
 ぶんなでみるもの おどるもの しすーい しすいすいすい そうおーどーり

**しすい音頭**

左近 嘉一 作詩  
 石本美由起 補作詩  
 市川 昭介 作曲  
 佐伯 亮 編曲

一、昔 宿場で 栄えた町よ  
 今も 名残りの 松並木  
 見たか 聞いたか 知ってるか  
 汲めば井戸から 酒が湧く  
 音頭は聞くもの 唄うもの  
 みんなで見るもの 踊るもの  
 酒々井、酒々井すいすい 総踊り

二、稲を育て、穂を束ねる  
 みどり豊かな 印旛沼  
 黒の獅子舞い にぎやかに  
 祇園まつりの 笛、太鼓

三、筑波面に 笑顔を見せる  
 梅は 自慢の 町の花  
 銀の翼に 梅ヶ香を  
 乗せて世界に 届けたい

四、酒々井よいとこ 左と右に  
 佐倉 成田が 露払い  
 根古谷城址の 松風も  
 明日の繁昌を 呼んで吹く



井戸っこ (しすいちゃん)  
酒々井町マスコットキャラクター



勝っタネ!くん  
「酒々井町の教育」推進マスコットキャラクター



(発行・編集)  
酒々井町